

東海市地域強靱化計画

令和7年（2025年）3月 改定

東 海 市

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
1. 計画の策定趣旨	1
2. 計画の位置付けと対象区域	2
第2章 東海市の地域特性等	3
1. 地域特性	3
2. 想定するリスク	5
第3章 東海市の強靱化の基本的な考え方	15
1. 東海市の強靱化の基本目標	15
2. 東海市の強靱化を進める上での留意事項	15
3. SDGs との協調	16
第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	19
1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	19
2. 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	21
3. 脆弱性評価の手順	22
4. 脆弱性評価の結果	22
第5章 計画の推進方針	23
1. リスクシナリオごとの推進方針	23
2. 施策分野ごとの推進方針	93
第6章 計画推進の方策	170
1. 計画の推進体制	170
2. 計画の進捗管理	170
3. 計画の見直し	170
別紙	
1. リスクシナリオごとの脆弱性評価	171
2. 施策分野ごとの脆弱性評価	214
3. 用語説明	277
4. 策定体制	290
5. 改定経緯（令和6年度改定）	293

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1. 計画の策定趣旨

平成25年（2013年）12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年（2014年）には基本法に基づき、国土強靱化に関する国のほかの計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定された。

県においても、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害から人命・財産と県民生活及び地域産業を守るとともに、社会経済活動の確実な維持等を図ることを目的として、平成28年（2016年）3月に「県地域強靱化計画（以下、「県地域計画」という。）」が策定され、令和2年（2020年）3月に改訂されている。

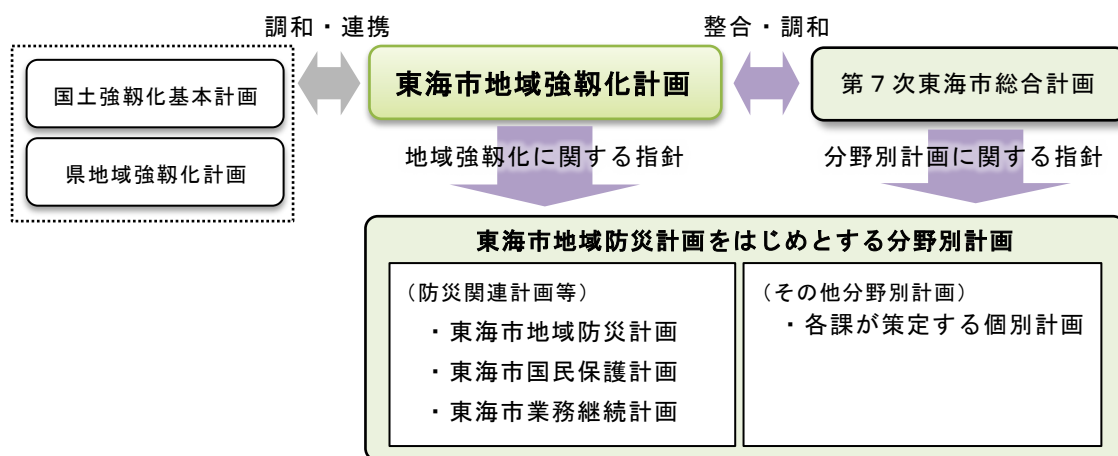
そこで、本市においても、「基本計画」や「県地域計画」との調和を図りながら国や県内市町村等関係者相互連携のもと、大規模な自然災害が起こった際に、機能不全に陥ることなく、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、強靱化に関する指針となる「東海市地域強靱化計画」を令和元年（2019年）12月に策定し、令和3年（2021年）3月に改定した。

本計画は、「基本法」の一部が令和5年（2023年）6月に改正されたのを受けて、南海トラフを震源とする巨大地震や豪雨等の大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するための「東海市地域強靱化計画」を改定するものである。

2. 計画の位置付けと対象区域

(1) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画との調和や県地域計画との調和・連携を図る。加えて、「第7次東海市総合計画」との整合・調和を図るとともに、「東海市地域防災計画」をはじめとする様々な分野別計画の指針となるものである。また、令和15年度（2033年度）までの期間に取り組むべき施策の方向性を示し、「第7次東海市総合計画」の効果を最大限に発揮することができるよう留意する。



■本計画の位置付け（イメージ）

(2) 対象区域

本計画の対象区域は東海市全域とする。ただし、大規模地震等の広域災害が発生した場合等、広域連携が必要となる可能性を踏まえ、国や県、市域外の自治体等との連携・協力を考慮した内容とする。

第2章 東海市の地域特性等

1. 地域特性

(1) 地勢

本市は、知多半島の北端に位置し、西は伊勢湾に面している。また、名古屋市、大府市、東浦町、知多市に隣接し、市域は東西8.06km、南北10.97km、面積43.43 km²となっている。

地形は、市域を南北に通過する西知多道路によって内陸部と臨海部に区分され、東部の内陸部は、平坦部とゆるやかな丘陵地により形成されている。西部の臨海部は、昭和35年（1960年）に造成された名古屋南部臨海工業地帯の一角を形成しており、日本製鉄株式会社、愛知製鋼株式会社、大同特殊鋼株式会社等の企業が立地している。

また、本市は中部圏の中心都市である名古屋市の15km圏内に位置し、名鉄常滑線の太田川駅から名古屋駅まで約20分の近距離にある。

■位置

東経	136 度 54 分 09 秒
北緯	35 度 01 分 23 秒

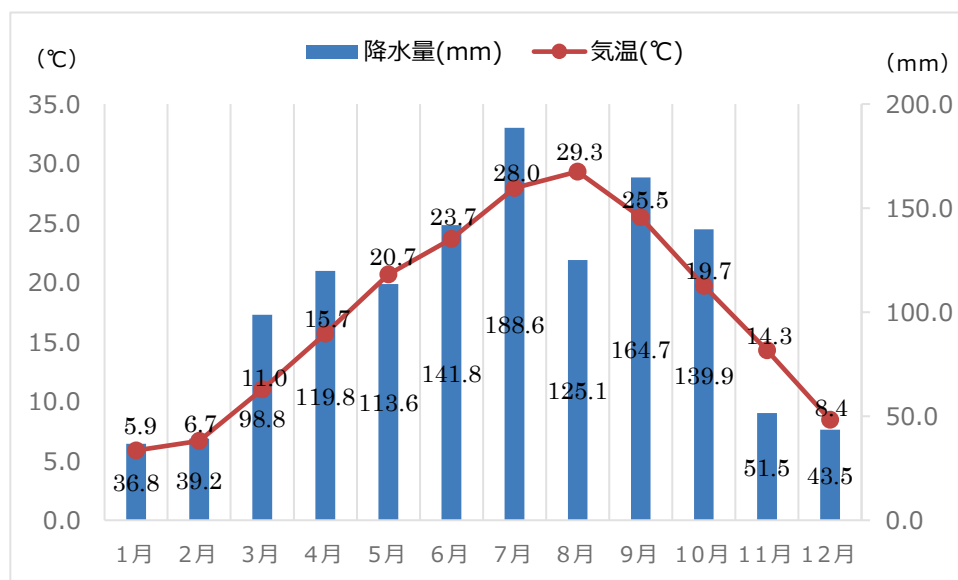
※東海市役所の経度緯度（世界測地系）

■規模

面積	43.43 km ²
東西延長	8.06 km
南北延長	10.97 km

(2) 気候

本市の最近10年間の平均降水量は約1,260mm/年、年平均気温は約17℃となっており、四季を感じられる比較的温暖な地となっている。



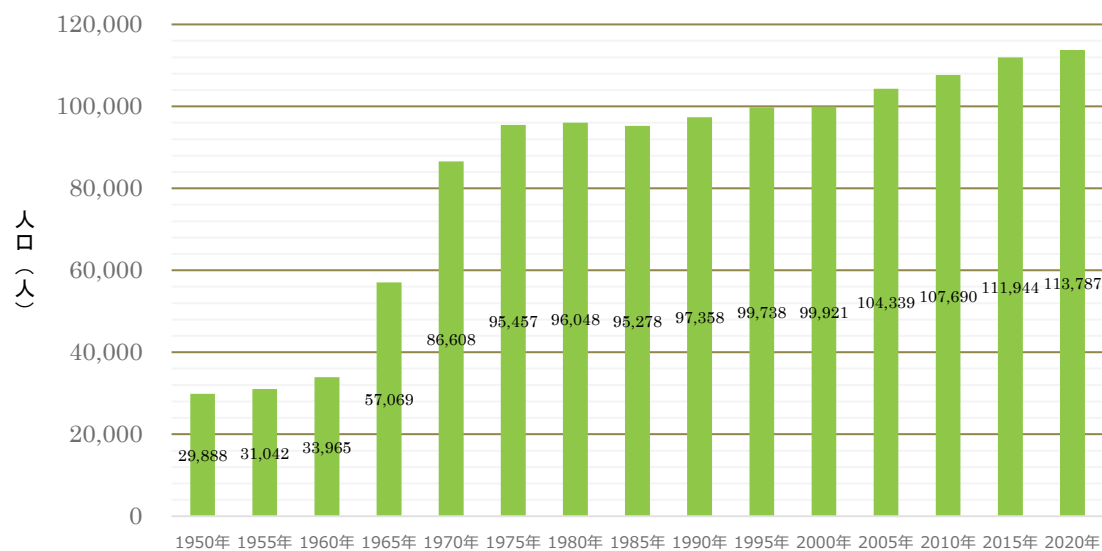
※2014-2023年の10年間の観測値の平均をもとに算出

出典：「東海市の統計」

■平均降水量と平均気温

(3) 人口動向

本市は、昭和後期の名古屋南部臨海工業地帯の発展に伴い、人口が急増している。近年は緩やかな増加傾向にあり、2005年には10万人を上回り2020年では約11.4万人となっている。



※出典：国勢調査

■人口の推移

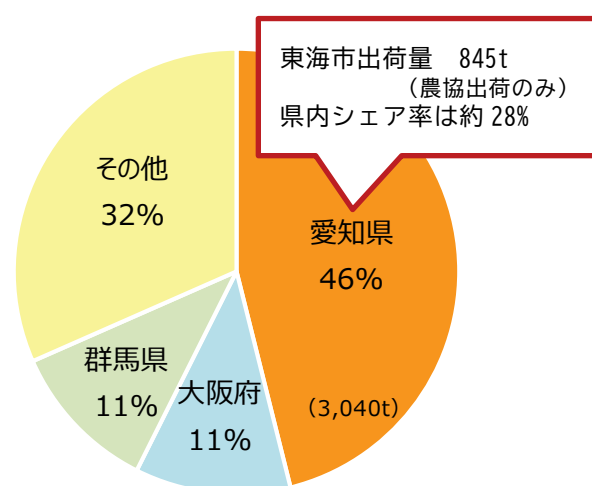
(4) 産業

本市は日本製鉄株式会社をはじめとした中部圏最大の鉄鋼基地が集積しており、市区町村別にみた鉄鋼業の製造品出荷額等は、全国1位である。

農業では、ビニールハウスによるフキの栽培が盛んである。都道府県別のフキ出荷量は愛知県がトップであり、本市は県内シェア約28%を占めている。また、タマネギや洋ランも県下有数の生産量を誇っており、施設型農業等都市近郊農業も盛んである。

■鉄鋼業の製造品出荷額等
(全国市区町村の上位10位)

順位	市区町村	製造品出荷額等 (百万円)
1位	東海市	1,484,038
2位	倉敷市	1,423,740
3位	福山市	1,204,547
4位	鹿嶋市	960,291
5位	姫路市	894,129
6位	大分市	892,480
7位	君津市	888,842
8位	加古川市	881,341
9位	和歌山市	798,956
10位	川崎市川崎区	628,122



※出典：経済構造実態調査（R5）

※出典：野菜生産出荷統計調査（R4）

■都道府県別ふき出荷量構成比

2. 想定するリスク

(1) 過去の災害

本市に被害をもたらした主な自然災害について整理する。

① 地震

県内に大きな被害をもたらした地震としては、明治24年（1891年）の濃尾地震、昭和19年（1944年）の東南海地震、昭和20年（1945年）の三河地震等があげられる。

また、本市に直接的な被害はなかったが、令和6年（2024年）8月8日に発生した日向灘を震源とする地震に伴い、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された。

■主な地震被害（県内）

発生年	名称	地震規模 (Mw)	県内の主な被害
明治24年10月28日 (1891年)	濃尾地震	8.0	・死者 2,638名 ・家屋全壊 85,511棟 ・家屋半壊 55,655棟
昭和19年12月7日 (1944年)	東南海地震	7.9	・死者・行方不明 438名 ・家屋全壊 16,532棟 ・家屋半壊 35,298棟
昭和20年1月13日 (1945年)	三河地震	6.8	・死者 2,306名 ・家屋全壊 16,408棟 ・家屋半壊 31,679棟

※出典：県HP「過去の災害情報」

② 風水害

本市に大きな被害をもたらした風水害としては、昭和28年（1953年）の台風13号や昭和34年（1959年）の伊勢湾台風、平成12年（2000年）の東海豪雨等があげられる。伊勢湾台風では、死者141名、行方不明2名の人的被害を受けている。

■主な風水害被害（東海市内）

発生年	名称	市内の主な被害
昭和28年9月25日 (1953年)	台風13号	・死者 1名、軽傷者 2名 ・住家の全壊 46戸、流出 1戸、半壊 23戸 ・床上浸水 212戸、床下浸水 1,262戸 ・非住家の被害 95戸
昭和34年9月26日 (1959年)	伊勢湾台風	・死者 141名、行方不明 2名 ・重傷者 43名、軽傷者 461名 ・住家の全壊 305戸、流出 205戸、半壊 814戸 ・床上浸水 465戸、床下浸水 2,161戸 ・非住家の被害 1,891戸
平成12年9月11日 (2000年)	東海豪雨	・床上浸水 550戸、床下浸水 563戸

※出典：東海市史 通史編、東海市地域防災計画 附属資料

③ 津波

本市周辺における津波発生状況（津波高 3 m以上）及びその被害状況は下表のとおりである。本市を含む知多半島沿岸においては、約100～200年に一度の割合で 3 m以上の津波高が記録されているが、嘉永 7 年（1854年）に発生した安政東海・南海地震以降は、大津波は発生していない状況である。

■主な津波被害（本市周辺）

発生年	名称	地震規模 (Mw)	本市近隣の津波高	主な被害状況
明応 7 年 (1498年)	明応地震	8. 6	知多 ： 3 ～ 4 m	・渥美：地割れし、同時に大津波により人家倒壊、死者が出る。 ・伊勢大湊：家屋1, 000軒流失、5, 000余人溺死
宝永 4 年 (1707年)	宝永地震	8. 4	大野村（常滑市） ： 5 m 常滑村（常滑市） ： 3 ～ 5 m 熱田 ： 2 ～ 3 m	・大野村（常滑市）：津波により家つぶれ70～80軒。二回の津波で家屋が流失。 ・常滑村（常滑市）：家大方なくなる。 ・熱田：新屋川まで潮が来る。
嘉永 7 年 (1854年)	安政東海・南海地震	8. 4	大野村（常滑市） ： 3 m 常滑村（常滑市） ： 3 ～ 4 m 内海村（南知多町） ： 1. 2m～1. 5m 天白川 ： 3 m 熱田神戸町 ： 2 ～ 3 m 名古屋 ： 2 ～ 3 m 半田 ： 2 ～ 3 m	・大野村（常滑市）：海岸の堤が切れ海水人家に浸水 ・常滑村（常滑市）：津波で約50%家屋が被害 ・内海村（南知多町）：家屋全壊20軒、同半壊40軒 ・天白川：津波押し上げ堤の中腹まで泥水、天白川切れる。 ・熱田神戸町：海岸に高潮 ・名古屋：宿町大半潰れ、表通り損家多数 ・半田：倒壊家屋多数、負傷者多数

※出典：飯田汲事教授論文選集 東海地方地震・津波災害誌

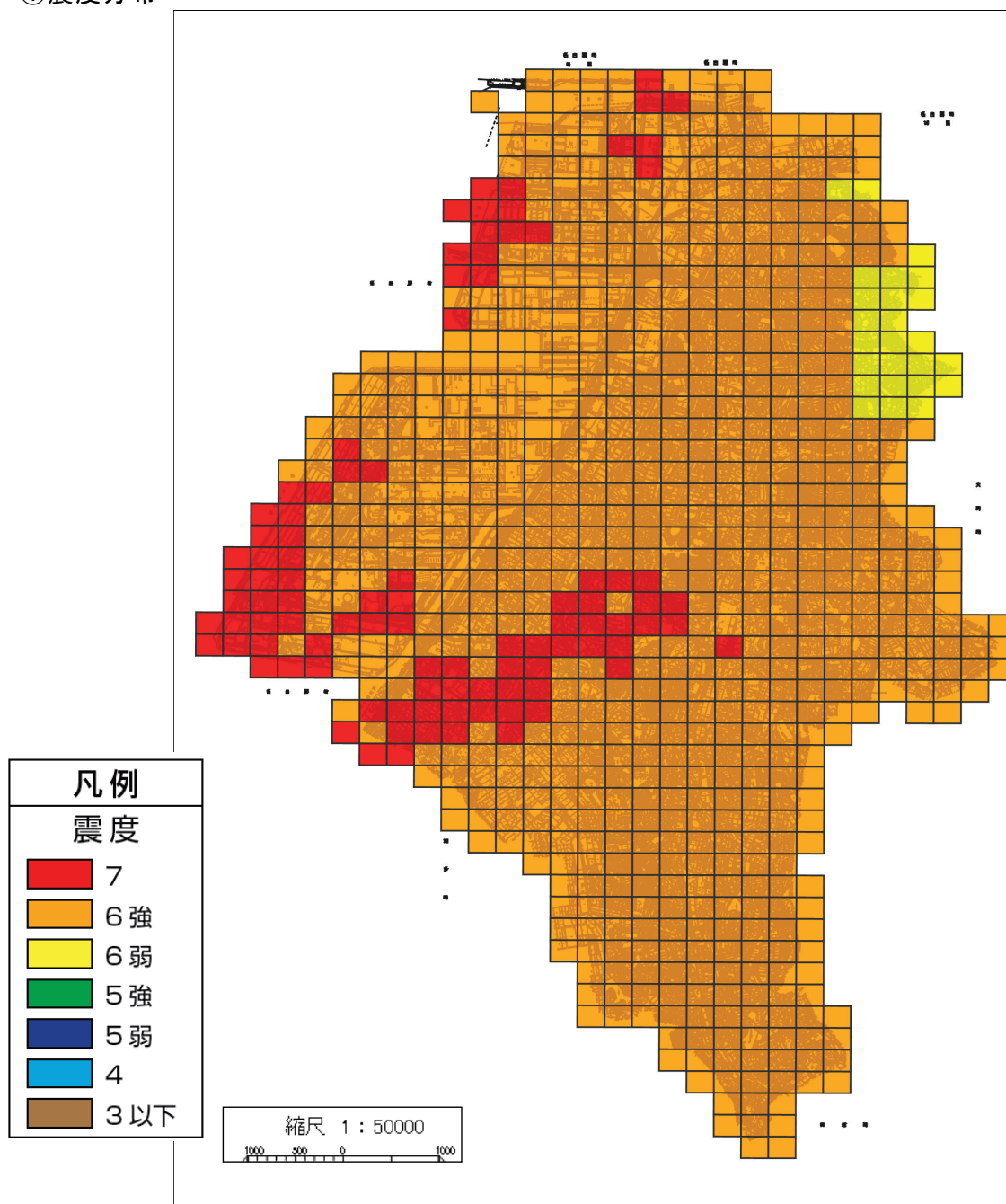
(2) 南海トラフ地震被害想定

県が実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成26年（2014年）5月公表）」において、理論上最大想定モデルによる本市の被害予測は、以下のように示されている。

※理論上最大想定モデル

南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査より）

①震度分布



■ 震度分布図

②被害予測

建物被害、人的被害、ライフライン被害は以下のように予測されている。

■建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	東海市	
	過去地震最大モデル （冬夕）	理論上最大想定モデル （冬早朝）
		地震：陸側ケース
堤防等の条件（土堰堤）	被災する （50%又は75%沈下）	被災する （75%沈下）
揺れによる全壊	約 1,300 棟	約 5,100 棟
液状化による全壊	約 70 棟	約 70 棟
浸水・津波による全壊	約 100 棟	約 200 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 10 棟	約 10 棟
地震火災による焼失	約 1,100 棟	約 2,600 棟
合 計	約 2,700 棟	約 8,000 棟

■人的被害（死者数）

想定地震の区分	東海市	
	過去地震最大モデル （冬夕）	理論上最大想定モデル （冬早朝）
		地震：陸側ケース
堤防等の条件（土堰堤）	被災する （50%又は75%沈下）	被災する （75%沈下）
建物倒壊等による死者	約 70 人	約 300 人
（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	約 10 人	約 20 人
浸水・津波による死者	約 40 人	約 60 人
（うち自力脱出困難）	約 10 人	約 30 人
（うち逃げ遅れ）	約 30 人	約 30 人
急傾斜地崩壊等による死者	*	*
地震火災による死者	約 10 人	約 100 人
死者数合計	約 120 人	約 460 人

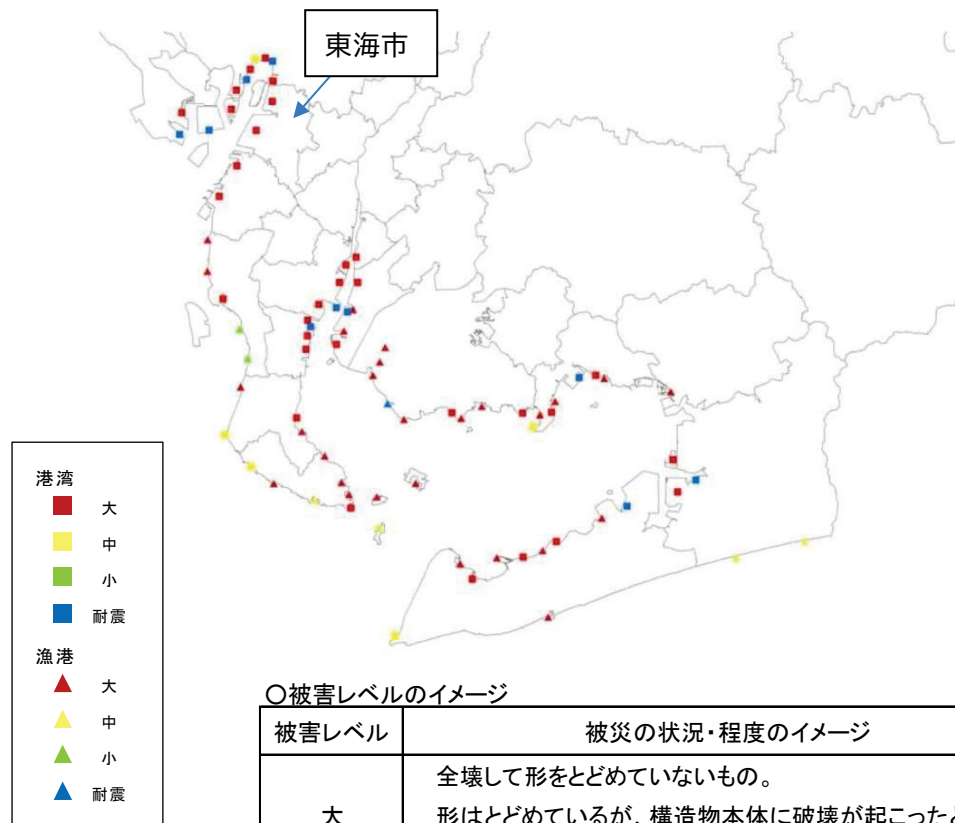
*：被害わずか

■ライフライン被害（1日後）

項目		東海市
		過去地震最大モデル
上水道	断水人口	約 106,000 人
下水道	機能支障人口	約 3,800 人
電力	停電軒数	約 47,000 軒
通信【固定電話】	不通回線数	約 17,000 戸
通信【携帯電話】	停波基地局率	82%
ガス【都市ガス】	復旧対象戸数	約 22,000 戸
ガス【LPGガス】	機能支障世帯	約 2,400 世帯

③港湾・漁港の被害

過去地震最大モデルによると、市内の港湾の被害レベルは「大」となっている。理論上最大想定モデルにおける定性的様相では、復旧人員・資機材・燃料の大幅な不足等が懸念されている。



○被害レベルのイメージ

被害レベル	被災の状況・程度のイメージ
大	全壊して形をとどめていないもの。 形はとどめているが、構造物本体に破壊が起こったと認められるもの。(機能を全く喪失している。)
中	本体にかなりの変状が起こったもの。(簡単な手直しですぐに供用に耐える。)
小	本体には異常はないが、附属構造物に破壊や変状が認められるもの。

注) 港湾周辺で想定される揺れ及び津波の大きさ等に基づいた想定であり、個別の港湾施設に地震動を与えて被害有無を照査したものではない。

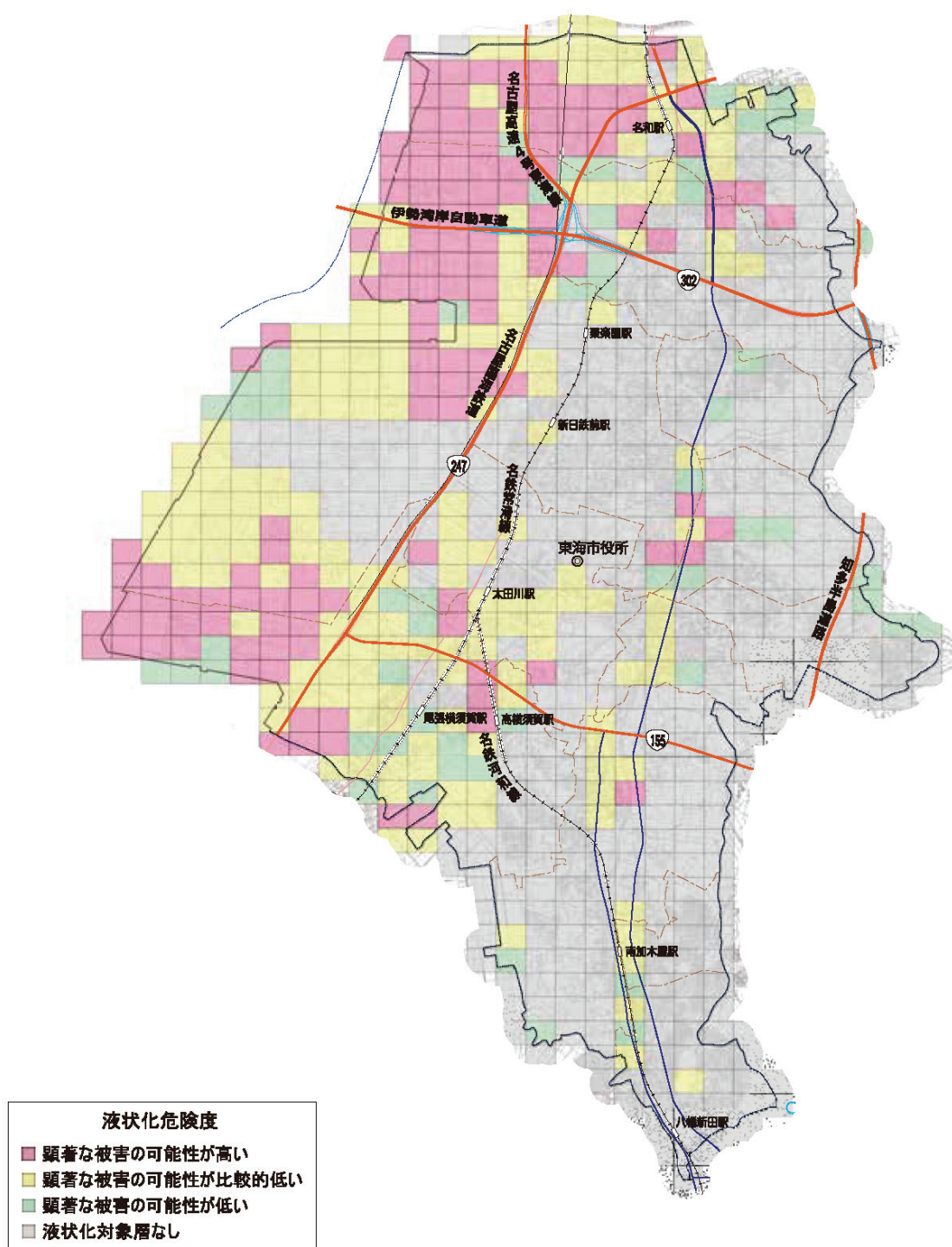
【参考】理論上最大想定モデルにおける定性的様相（港湾）

- ・津波による施設被害・航路障害等が拡大する。
- ・設計を超える地震動による構造物の大きな被害が増加する。
- ・被害箇所数が増加し、順次復旧していくため県全体の港湾機能の確保により時間を要する。
- ・復旧人員・資機材・燃料が大幅に不足する。
- ・道路被害や渋滞の拡大により被災箇所へのアクセスがより困難となる。
- ・強い余震が継続し、構造物の被害や復旧作業の遅れが発生する。
- ・防波堤の被災が増加し静穏度が低下する港湾が増加する。

■港湾・漁港の被害レベル

(3) 液状化危険度マップ

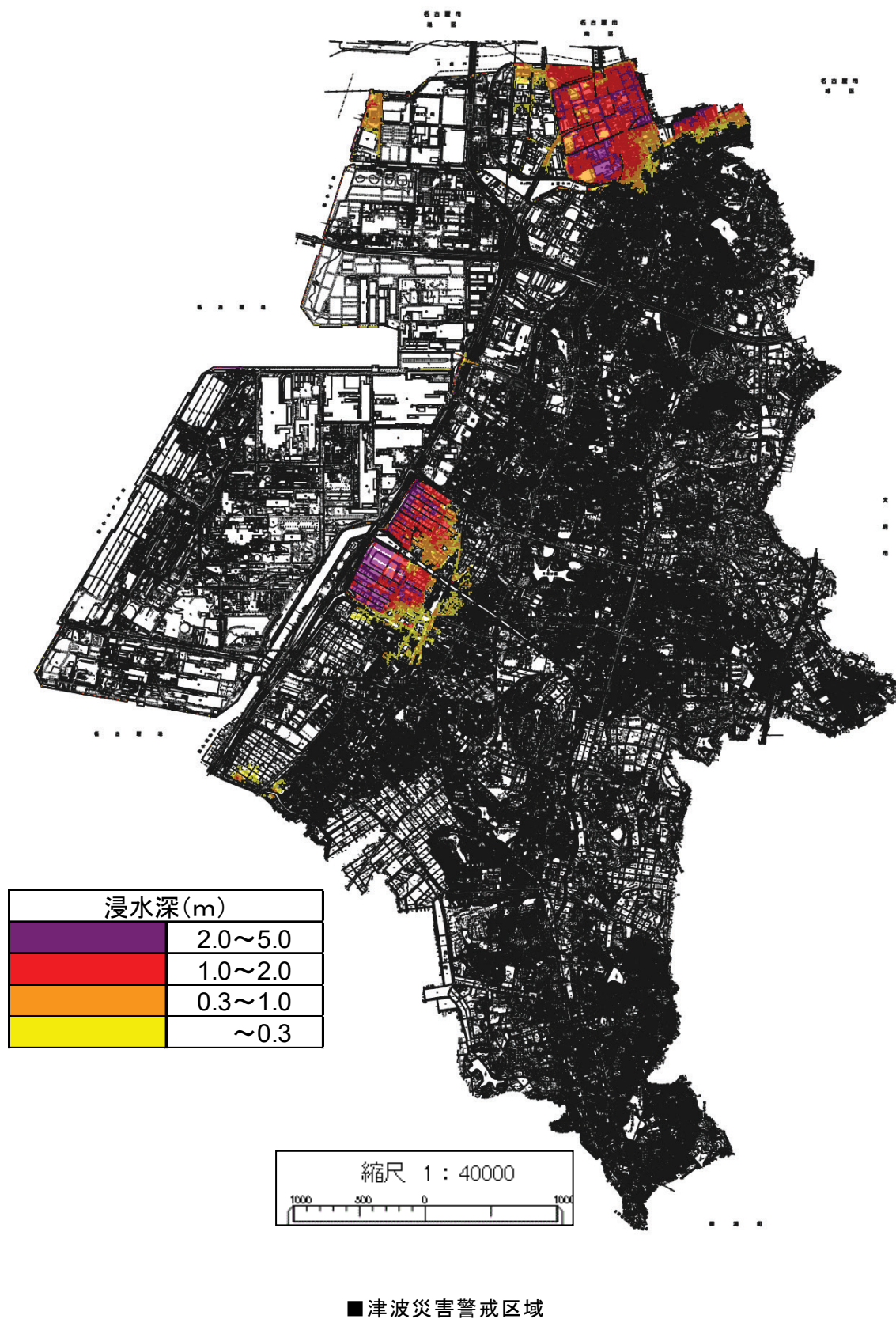
国土交通省都市局が作成した「リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ（令和2年度（2020年度））作成」の結果によると、本市は、主に埋立地や川沿いの低地等において、顕著な被害の可能性が高いとされている。



■ 液状化危険度マップ

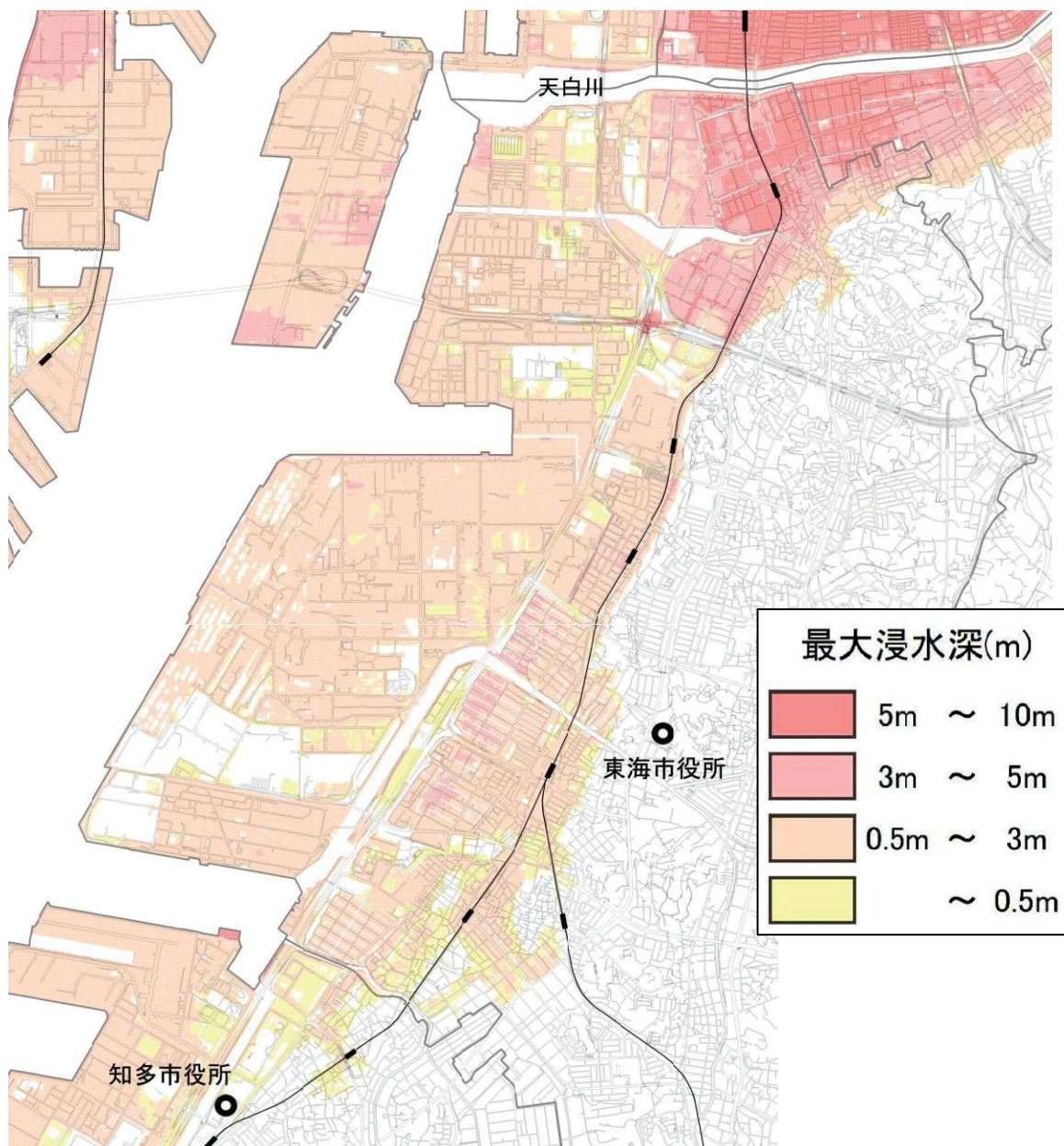
(4) 津波災害警戒区域

県が指定した「津波災害警戒区域（令和元年（2019年）7月）」によると、本市は、主に市北部や大田川の河口部において、津波浸水深2-5mが予測されている。



(5) 高潮浸水想定区域

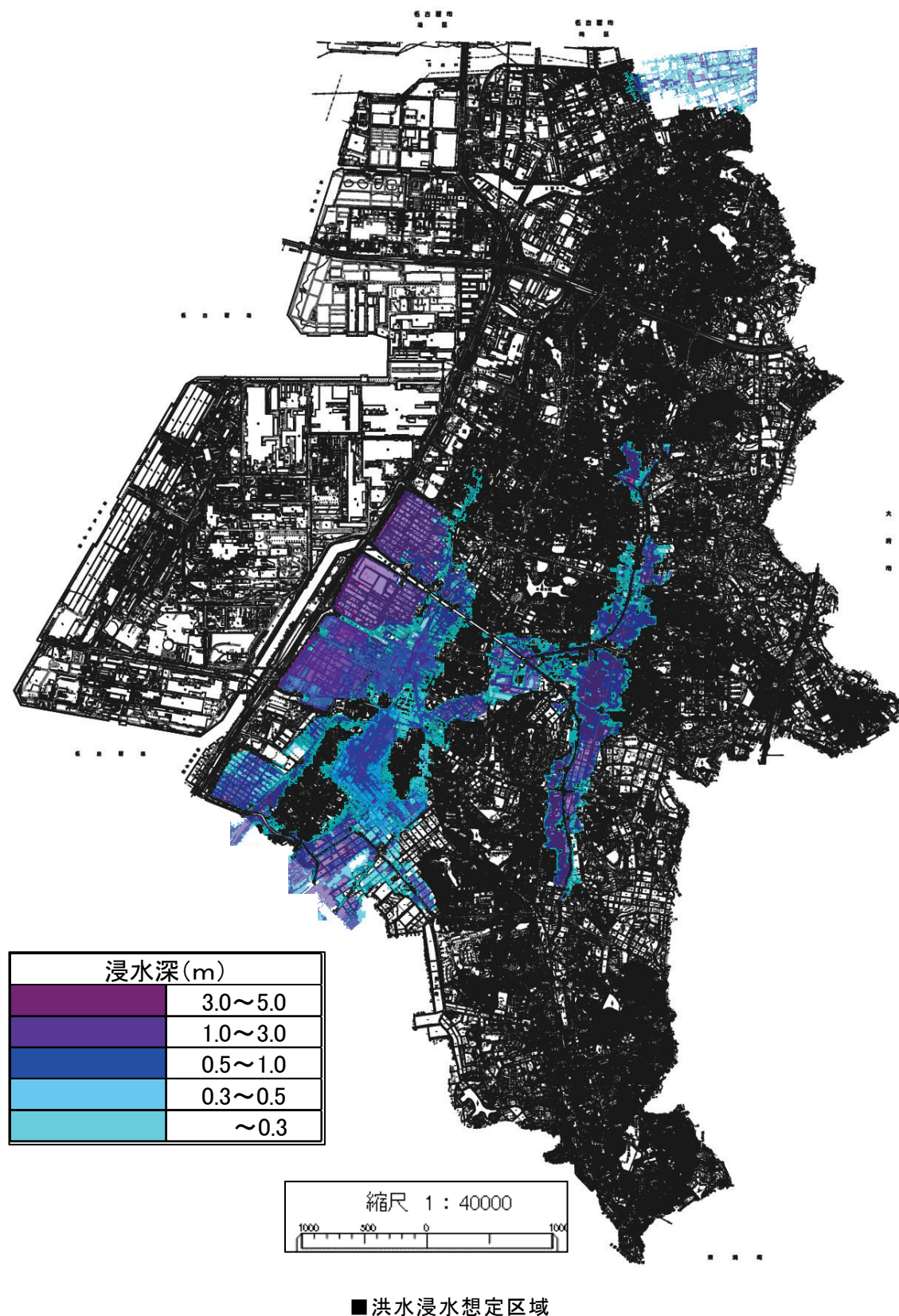
県が指定した「高潮浸水想定区域（令和3年（2021年）6月）」によると、本市は、臨海部一帯が浸水想定区域に含まれており、市北部では最大浸水深3-10m、名古屋南部臨海工業地帯の造成部では最大浸水深0.5-3mの浸水が予測されている。



■高潮浸水想定区域

(6) 洪水浸水想定区域

県が指定した「洪水浸水想定区域（令和元年（2019年）8月、令和6年（2024年）11月）」によると、本市は、扇川（天白川水系）・大田川・信濃川による洪水の想定があり、市南西部では最大浸水深3-5mと予測されている。



(7) その他の大規模自然災害

その他の自然災害については、風水害・土砂災害等をはじめとする大規模自然災害全般に加え、複合災害や二次災害の発生可能性についても配慮する。

第3章 東海市の強靱化の基本的な考え方

1. 東海市の強靱化の基本目標

基本計画や県地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、本計画の強靱化の基本目標を以下のとおり設定する。

1. 市民の生命を最大限守る
2. 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

2. 東海市の強靱化を進める上での留意事項

強靱化の基本目標の達成に向け、基本計画や県地域計画に掲げられている基本的な方針を踏まえ、本計画では以下の事項に留意しながら取り組むこととする。

1. 強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証
2. 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って取り組む
3. ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的に取り組む
4. 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する

3. SDGs との協調

(1) 国の状況

国のSDGs実施指針では、あらゆる分野のステークホルダーとの協働的なパートナーシップにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に取り組んでいくこと、また、地方自治体のSDGsの達成に向けた取り組みは、地域課題を解決させ、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されていると明記されていることから、本市においても、変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、さまざまなまちづくりの課題の解決に向けて、SDGsを推進することが求められている。



出典：国際連合広報センター

■SDGs17の目標

(2) 本市の状況

本市における最上位計画であり、令和6年3月に策定した「第7次東海市総合計画（令和6年度（2024年度）～令和15年度（2033年度）」（以下「市総合計画」という。）では、各分野における施策の具体的な項目である単位施策にSDGsの目標を関連付けるとともに、「経済・社会・環境」の三側面から関係性を示すことで、将来都市像や「めざすまちの姿」の実現に向けた各取り組みを整理し、本市の持続的な発展につなげることをしている。



■市総合計画とSDGsの関係性

また、市総合計画で定められた単位施策のうち、地域強靱化に関連する以下の単位施策については、SDGs17の目標のうち以下の目標に貢献するものとしている。

■単位施策に関連付けたSDGsの目標

施策2 子どもの学び・体験への支援		
単位施策		関連付けたSDGs17の目標
2-3	子どもが安心安全で快適に学ぶことができる環境を整備する	 
施策16 防災・減災対策の推進		
単位施策		関連付けたSDGs17の目標
16-1	市民の防災・減災意識を向上させる	 
16-2	地域の防災力を強化する	
16-3	行政の防災・減災体制を充実させる	
16-4	浸水被害を軽減させる	
施策17 消防・救急体制の充実		
単位施策		関連付けたSDGs17の目標
17-1	防火対策を推進する	
17-2	消防・救助体制を強化する	 
17-3	救急・救命体制を強化する	 
施策20 安全で快適な移動環境の整備		
単位施策		関連付けたSDGs17の目標
20-1	利便性の高い公共交通ネットワークを実現させる	  
20-2	移動がしやすい道路をつくる	 
20-3	道路施設の適切な維持管理を推進する	
施策22 水道水の安定供給と污水の適切な処理の推進		
単位施策		関連付けたSDGs17の目標
22-1	水道水の安定供給を推進する	 
22-2	污水の適切な処理を推進する	  

(3) 国土強靱化基本計画での取組

国土強靱化基本計画では、SDGsで定めた社会課題の一つである性別や世代、障がいの有無等の違いを有する様々な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取組が進むよう、DEI（多様性・公平性・包摂性）を踏まえたあらゆる取組を推奨し、支援することとしている。

具体的には、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2年5月）」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るほか、障がい者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないように配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

(4) 本計画での取組

(1) ～ (3) の内容を踏まえ、本計画においても、SDGs17の目標の視点やDEIを踏まえた地域強靱化への取り組みを進めていくものとする。

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、本市の強靱化に向けて必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、課題を抽出する。

脆弱性評価の実施にあたっては、国土強靱化基本計画及び県地域強靱化計画において設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

■「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
	4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
	6-7 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

2. 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

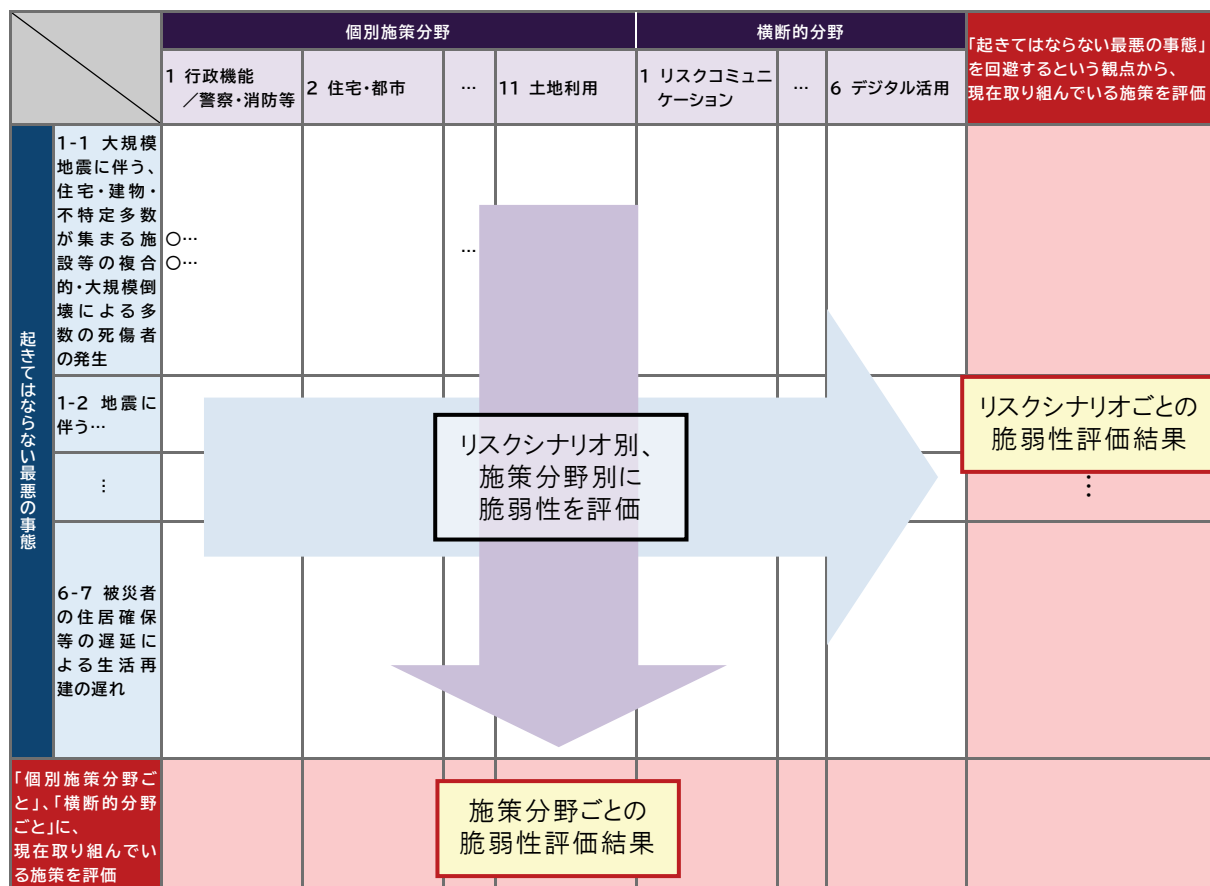
国土強靱化基本計画及び県地域強靱化計画において設定された施策分野を参考に、本計画では、11の個別施策分野と、6の横断的分野を設定する。

■「個別施策分野」と「横断的分野」

施策分野	
個別施策分野	1 行政機能／警察・消防等
	2 住宅・都市
	3 保健医療・福祉
	4 エネルギー
	5 情報通信
	6 産業・経済
	7 交通・物流
	8 農林水産
	9 地域保全
	10 環境
	11 土地利用
横断的分野	1 リスクコミュニケーション
	2 人材育成
	3 老朽化対策
	4 研究開発
	5 産学官民・広域連携
	6 デジタル活用

3. 脆弱性評価の手順

脆弱性評価は、県地域計画に示されている脆弱性評価の手順を参考に実施する。また、脆弱性評価の結果は、リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理する。



■脆弱性評価の実施手順イメージ

4. 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理した脆弱性評価の結果は、別紙に示す。

第5章 計画の推進方針

1. リスクシナリオごとの推進方針

基本目標の達成に向けて、本市を強靱化するため、第4章で設定したリスクシナリオごとに、実施すべき施策の推進方針を示す。

また、本計画の運用に際して、推進方針の達成度や進捗状況等が把握できるように、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI:Key Performance Indicator）を選定し、整理する。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改修事業、空き家再生等推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備事業等を推進する。
- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震化できない住宅等の減災化を促進するため、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業や防災ベッドの貸出事業に取り組む。
- 老朽化が進む私立幼稚園等について、国が推進する認定こども園化の動きに合わせて施設整備補助を実施することにより、施設の大規模改修、建て替え及び設備の更新を支援する。また、老朽化が進む公立保育所は大規模な園が多く、大規模改修や建て替えの早期対応が困難なことから、私立の小規模保育事業、保育所、認定こども園等への施設整備補助を実施することで保育所機能の分散を図る。
- 地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。
- 基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、通学路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、補助事業の利用による改修を促進する。

（市有施設の耐震化等）

- 防災拠点である庁舎は、地震後に事業を継続できるよう、さらなる耐震補強等を検討する。
- 避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 県と連携を図りながら耐震化の必要性の啓発に取り組むほか、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 倒壊等による交通施設の閉鎖の防止や避難通路の確保をするため、住宅の除却補助の利用促進を図る。
- 交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。
- 災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する。

（電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の滑動崩落の防止・軽減対策の促進を図る。また、電柱の倒壊を防ぐため、緊急輸送道路を中心に、無電柱化の推進を図る。

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

（災害対応能力の向上）

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実動訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。

（消防活動体制の整備）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さら

に魅力ある消防団づくりを行う。

（関係機関との連携強化）

- 大規模地震発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。

（地域防災力の強化）

- 地震・津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を促進する。
- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
- 災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（小中学校等における避難訓練・防災教育等）

- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆住宅の耐震化率 [R5 現状値：89.5%、R10 目標値：95%、R15 目標値：概ね解消]
- ◆補助事業・貸出事業の実施 [R5 現状値：継続実施、R10 目標値：継続実施、R15：継続実施]
- ◆認可保育施設の耐震化率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆一時避難所の指定数 [R5 現状値：9 箇所、R10 目標値：10 箇所、R15 目標値：11 箇所]
- ◆通学路沿いにある危険なブロック塀等の件数 [R5 現状値：127 件、R10 目標値：102 件、R15 目標値：77 件]
- ◆庁舎の耐震化の整備 [R5 現状値：Is 値 0.68、R10 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上、R15 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上]
- ◆非構造部材の耐震化が必要な施設の耐震化（上野公民館 市民館 5 館、地区公民館 9 館） [R5 現状値：変化なし、R10 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の調査完了(15 施設中 6 施設)、R15 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の耐震化完了(15 施設中 6 施設)]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]

- ◆市内・市外へ円滑に移動できる環境が整っていると思う人の割合 [R5 現状値：69.1%、R10 目標値：73.4%、R15 目標値：78.2%]
- ◆大規模盛土変動予測調査に基づく安全確認した箇所の割合 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画） [R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7km]
- ◆ため池耐震調査の実施件数 [R5 現状値：17 箇所、R10 目標値：17 箇所、R15 目標値：17 箇所]
- ◆ため池ハザードマップの作成件数 [R5 現状値：19 箇所、R10 目標値：19 箇所、R15 目標値：19 箇所]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆地域防災訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆消防団員の条例定数充足率（条例定数 198 人） [R5 現状値：90%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆家具転倒防止対策事業補助金の利用件数 [R5 現状値：15 件/年、R10 目標値：30 件/年、R15 目標値：45 件/年]
- ◆家具転倒防止器具取付事業の利用件数 [R5 現状値：4 件、R10 目標値：10 件、R15 目標値：15 件]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆救命講習の受講者数 [R5 現状値：2,269 人、R10 目標値：2,400 人、R15 目標値：2,600 人]
- ◆防災訓練・避難訓練実施割合 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]

リスクシナリオ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 延焼を防止・軽減する緑地帯や、地震や火災の際の安全な一時避難場所となる公園緑地の整備を推進する。
- 火災が起きた際の類焼の防止・軽減や消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保、また、交通弱者の安全面性向上のため、狭あい道路の解消を図る。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取り組みを進める。解消に至らない場合においても、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道

路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を促進する。さらに、火災被害の拡大を防ぐため、市街化区域内においては、オープンスペースを有する公園緑地の整備を推進する。

○避難場所及び一時避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

○住宅火災を予防するため、住宅防火診断の拡充や住宅用火災警報器の普及促進・条例適合を推進する。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等)

○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する。

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

(災害対応能力の向上)

○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実動訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

(空き家の適正管理の推進)

○管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。

(消防活動体制の整備)

○市内にある防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、災害時には使用不能となるおそれがあることから、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。

○大規模地震災害等の過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や装備資機材、訓練環境等のさらなる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。

○消防団、自主防災組織の充実強化等を、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって横断的に進める。

○高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公

共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。

○消防団詰所・車庫は、建物の耐震化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実等消防団の充実強化を図る。

（消防団等の充実強化の促進等）

○災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。

（農業用燃料タンクの流出防止対策の推進）

○農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策を促進する。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等を一層推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

○公共施設について耐震強度を把握し、必要に応じて耐震強化を図る。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を必要に応じて実施する。

（自主防災組織の充実強化）

○防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等の整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。

（感震ブレーカー等の普及）

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

（災害対応能力の向上）

○道路橋りょうの耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し、活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

（消防水利の確保）

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆緑陽公園整備面積 [R5 現状値：1.2ha、R5 目標値：14.2ha、R10 目標値：14.2ha]
- ◆市内・市外へ円滑に移動できる環境が整っていると思う人の割合 [R5 現状値：69.1%、R10 目標値：73.4%、R15 目標値：78.2%]
- ◆住宅の耐震化率 [R5 現状値：89.5%、R10 目標値：95%、R15 目標値：概ね解消]
- ◆消防水利の確保に関する協定締結数 [R5 現状値：2 件、R10 目標値：3 件、R15 目標値：4 件]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆地域防災訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆防災ラジオ頒布普及率 [R5 現状値：16.4%、R10 目標値：18%、R15 目標値：20%]
- ◆空き家等の総数 [R5 現状値：287 件、R10 目標値：494 件（新たな空き家を抑制する）、R15 目標値：494 件（新たな空き家を抑制する）]
- ◆防火水槽の耐震化率 [R5 現状値：43.9%、R10 目標値：46%、R15 目標値：48%]
- ◆自主防災組織地震防災対策補助事業の年間補助団体数 [R5 現状値：22 団体、R10 目標値：26 団体、R15 目標値：30 団体]
- ◆消防団員の条例定数充足率（条例定数 198 人） [R5 現状値：90%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆消防団詰所・車庫の長寿命化率 [R5 現状値：37.5%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆整備計画に沿った装備資器材の整備状況 [R5 現状値：装備資機材更新中、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年以上、R15 目標値：24 回/年以上]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備率（無電柱化推進計画） [R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7km]

リスクシナリオ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波防災地域づくり)

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりを進める。

(市民等への意識啓発)

- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の長寿命化計画に基づいて改修を行うほか、計画的に建て替えを行う。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 緩衝緑地については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。

(海岸保全施設等の整備)

- 津波等による浸水を防ぐため、海岸堤防、防潮堤、樋門及び河川堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

(河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進)

- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

（地盤高の嵩上げ・液状化対策）

○津波浸水や液状化による被害が想定される箇所について、地盤高の嵩上げや液状化対策を促進する。

（環境保全林の機能の維持・向上）

○環境保全林については、臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や整備を実施する。

（避難体制の整備）

○避難情報に基づく適切な避難行動をとることができるよう、避難情報の判断を迅速に行うとともに、市民の危機意識を高めるための体制を整備する。

（情報通信手段の多重化）

○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。

（情報通信関係施策の推進）

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

（津波ハザードマップ等による普及・啓発）

○津波ハザードマップについて、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。

（避難場所・避難路等の整備）

○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難所等の整備、津波一時避難ビルの指定を進める。また、避難路や避難誘導灯の整備、標高標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。

○避難に際しては、夜間時や液状化等を考慮して徒歩による避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者等が避難する場合等、自動車による避難も検討する。

（海岸施設等の安全確保）

○海岸・河川沿いに立地する施設等については、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速かつ的確な避難・

誘導體制を構築する。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿への登録が必要な方に対する周知を行う。併せて、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

（輸送ルートの確保対策等）

- 緊急輸送道路として指定されている幹線道路等の未整備区間について、整備を推進するとともに、無電柱化等の防災面に配慮した道路構造を検討する。また、代替路線となる地域の補助幹線道路等についても、東海市幹線道路網整備計画等を基に、必要な追加路線等の検討を進め、整備を推進する。
- 災害時に物資輸送車両を適切に誘導できるよう、施設案内標識を設置する。

（関係機関との連携強化）

- 大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。

（防災訓練及び防災教育等の推進）

- 身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。
- 災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（小中学校等における避難訓練・防災教育等）

- 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練の実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。
- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆津波ハザードマップの作成 [R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]

- ◆津波避難確保計画に基づく訓練の実施率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆住宅の耐震化率 [R5 現状値：89.5%、R10 目標値：95%、R15 目標値：概ね解消]
- ◆南海トラフ地震臨時情報対応マニュアルの作成 [R5 現状値：作成完了、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆雨水ポンプ場耐震化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見） [R5 現状値：63%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆土地区画整理事業における防災対策実施箇所数 [R5 現状値：0 箇所、R10 目標値：3 箇所、R15 目標値：3 箇所]
- ◆避難情報の判断伝達マニュアルの作成 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※） [R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目]
- ◆防災情報の発信手段 [R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆防災ラジオ頒布普及率 [R5 現状値：16.4%、R10 目標値：18%、R15 目標値：20%]
- ◆津波一時避難ビルの指定箇所数 [R5 現状値：23 箇所、R10 目標値：25 箇所、R15 目標値：27 箇所]
- ◆避難行動要支援者のうち、個別支援計画が作成されている割合 [R5 現状値：29%、R10 目標値：50%、R15 目標値：60%]
- ◆避難行動要支援者の情報提供同意者のうち個別支援計画が作成されている割合 [R5 現状値：94%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備率（無電柱化推進計画） [R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7km]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆地区防災計画の策定地区数 [R5 現状値：未策定、R10 目標値：1 地区、R15 目標値：2 地区]
- ◆救命講習の受講者数 [R5 現状値：2,269 人、R10 目標値：2,400 人、R15 目標値：2,600 人]
- ◆防災訓練・避難訓練実施割合 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]

リスクシナリオ

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
- 津波・洪水・内水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新する。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

- 河川・海岸の堤防、水門・雨水ポンプ場、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。

(浸水対策施設の整備)

- 沿岸地域においては、堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の浸水対策を進める。

(排水施設の整備)

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修を進めるとともに、耐震化を図る。
- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。
- 耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマン

ホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。

(ため池の耐震化)

○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(浸水想定区域の指定・見直し)

○最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(気候変動を踏まえた水害対策)

○近年、全国各地で豪雨等による水害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
○避難情報及び災害発生情報等避難情報に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
○Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の情報通信関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により、逃げ遅れの発生等を防止する。

(避難体制の整備)

○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。

(市民等への意識啓発)

○洪水及び高潮については、県から公表された浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。また、内水については市が検討を行い、結果を踏まえてハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。
○講演会や防災教育等の実施、地域防災センターでの体験学習の開催により、市民一人ひとりの災害への備えを促進する。
○高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

（耐震化・液状化対策等の推進）

○大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を推進する。

（迅速な復旧に向けた取り組みの推進）

○災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進める。

（関係機関における円滑な情報共有）

○国によるS I P 4 D、災害情報ハブ等の取り組みを踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。

（山地災害対策の推進）

○森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かすグリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

○ため池の耐震化等について、国・県・地域住民・施設管理者等が連携し、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

○施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを活用するとともに、地図情報・防災情報等の多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。

（消防団等の充実強化の促進等）

○災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。

（防災訓練及び防災教育等の推進）

○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定

を行う。

（地籍整備の促進）

○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にすることが重要であるため、地籍調査等による地籍整備を推進する。

（関係機関との連携強化）

○大規模水害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆浸水ハザードマップの作成率（洪水・内水・高潮） [R5 現状値：66%、R10 目標値：100%、R15 目標値：適宜更新]
- ◆浸水対策事業の進捗率 [R5 現状値：7.0%、R10 目標値：8.5%、R15 目標値：9.9%]
- ◆雨水ポンプ場耐震化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見） [R5 現状値：63%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆雨水ポンプ場長寿命化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見） [R5 現状値：25%、R10 目標値：63%、R15 目標値：75%]
- ◆河川改修の整備率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：5%、R15 目標値：10%]
- ◆雨水ポンプ場耐水化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見） [R5 現状値：0%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆天宝ポンプ場の整備率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆100mm 安心プランに位置付ける雨水幹線・枝線整備率 [R5 現状値：2%、R10 目標値：30%、R15 目標値：88%]
- ◆耐震性のある汚水・雨水管渠の整備普及率 [R5 現状値：87%、R10 目標値：92%、R15 目標値：93%]
- ◆緊急輸送道路内のマンホール浮上対策実施率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆ため池耐震調査の実施件数 [R5 現状値：17 箇所、R10 目標値：17 箇所、R15 目標値：17 箇所]
- ◆ため池ハザードマップの作成件数 [R5 現状値：19 箇所、R10 目標値：19 箇所、R15 目標値：19 箇所]
- ◆防災ラジオ頒布普及率 [R5 現状値：16.4%、R10 目標値：18%、R15 目標値：20%]
- ◆避難情報の判断伝達マニュアルの作成 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※） [R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目]

- ◆防災情報の発信手段 [R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆高潮避難確保計画に基づく訓練の実施率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆洪水避難確保計画に基づく訓練の実施率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆内水避難確保計画に基づく訓練の実施率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆整備計画に沿った装備資機材整備状況 [R5 現状値：装備資機材更新中、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆地域防災訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆地区防災計画の策定地区数 [R5 現状値：未策定、R10 目標値：1 地区、R15 目標値：2 地区]
- ◆地籍調査面積 [R5 現状値：9ha、R10 目標値：134ha、R15 目標値：172ha]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]

リスクシナリオ

1-5 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害防止施設の整備促進）

○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時における土砂災害の危険性について、住民への周知を図る。

（大規模盛土造成地の危険箇所の把握と整備促進）

○大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の活動崩落の防止・軽減対策の促進を図る。

（山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）

○森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○基幹的水利施設をはじめとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な対策を進める。

（警戒避難体制の充実強化）

- 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修を促進する。
- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。

（情報通信関係施策の推進）

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

（市民等への意識啓発）

- 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る。また、避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る。
- 土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

（排水施設の整備）

- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。

（土砂災害対策の推進）

- 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。
- 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、適切に住民へ避難情報を発令できるよう、県等と連携を図る。

（山地災害対策の推進）

- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かすグリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。

(ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを活用するとともに、地図情報・防災情報等の多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。

(関係機関との連携強化)

○大規模土砂災害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。

(消防団等の充実強化の促進等)

○災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。

(防災訓練及び防災教育等の推進)

○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆土砂災害対応訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆大規模盛土変動予測調査に基づく安全確認した箇所の割合 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※） [R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目]
- ◆防災情報の発信手段 [R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆防災ラジオ頒布普及率 [R5 現状値：16.4%、R10 目標値：18%、R15 目標値：20%]
- ◆土砂災害ハザードマップの見直し [R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]
- ◆土砂災害避難確保計画に基づく訓練の実施率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆雨水ポンプ場長寿命化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見） [R5 現状値：25%、R10 目標値：63%、R15 目標値：75%]
- ◆避難情報の判断伝達マニュアルの作成 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]

- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆整備計画に沿った整備資機材の整備状況 [R5 現状値：整備資機材更新中、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆地域防災訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆地区防災計画の策定地区数 [R5 現状値：未策定、R10 目標値：1 地区、R15 目標値：2 地区]

目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って、地域の特性に則した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

- 警察施設や消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性のさらなる強化を図るとともに、警察・消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

（防災拠点の機能強化）

- 消防活動拠点を地域バランスに応じて引き続き3箇所（消防本部庁舎、消防署南北出張所）配置し、併せて人員体制等の機能強化を図る。

（大規模地震防災活動拠点の確保）

- 避難場所及び災害活動拠点に指定している都市公園において、避難者等が活用できる、かまどベンチ及びトイレスツール等を設置するなど、防災施設の整備を促進する。

（関係機関との連携強化）

- 大規模災害発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。

（消防団員の確保）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。
- 消防団詰所・車庫は、建物の耐震化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実等消防団の充実強化を図る。

（自治体等の活動の支援）

- 救援部隊活動拠点として使用するため、オープンスペース候補地リストを作成し、大規模な災害時における自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保する。
- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動等を支援する。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。

（自主防災組織の充実強化）

- 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、さらなる組織の充実に取り組む。
- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆防災情報の発信手段 [R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆防災拠点人員数 [R5 現状値：119 人（消防本部 21 人、消防署 62 人、北出張所 18 人、南出張所 18 人）、R10 目標値：126 人（条例定数）、R15 目標値：126 人（条例定数）]
- ◆大規模地震防災活動拠点数 [R5 現状値：8 箇所、R10 目標値：9 箇所、R15 目標値：10 箇所]

- ◆消防団員の条例定数充足率（条例定数 198 人） [R5 現状値：90%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆消防団詰所・車庫の長寿命化率（8 施設） [R5 現状値：37.5%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆オープンスペース候補地リストの作成 [R5 現状値：更新、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆緑陽公園整備面積 [R5 現状値：1.2ha、R10 目標値：14.2ha、R15 目標値：14.2ha]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆地域防災訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆避難行動要支援者及び避難行動支援等関係者の市民総合防災訓練への参加割合 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]

リスクシナリオ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 災害拠点病院において、長期間（3 日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。
- 災害拠点病院におけるエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性に係る認識を継続的に促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、L P ガスや灯油等、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性の向上を促進する。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と連携を図り、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（災害拠点病院等の防災・減災機能の強化）

- 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように耐震化等の対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能及びエレベーター等の設備の強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について検討する。
- 緊急車両及び公用車用の燃料油類の優先供給について、関係事業所と平常時から連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う。

（人工透析患者等への対策）

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時から地下水活用等の水源の多重化を促すとともに、優先的に水道を復旧させるための協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

（医師会等との連携）

- 初動時の医療体制確保のため、平常時から三師会との連携強化と、災害時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討する。
- 災害時における医療対応技術を身に着けるため、トリアージ・応急手当訓練等を継続実施する。また、不測の事態に臨機応変に対応できるようにするための実践的な訓練方法を検討する。
- 大規模災害が発生した際、医療に関する調整を図るために、県が災害医療対策会議（二次医療圏単位）を設置することから、円滑に医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うことができるよう、平常時から連携に向けた協議を行う。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整

備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。

- 市内の二次救急医療機関である公立西知多総合病院までの迅速な救急搬送が重要であるとともに、災害時における本病院から三次救急医療機関のあいち小児保健医療総合センター等への緊急搬送の時間短縮を図るためにも幹線道路の整備を行い、道路交通ネットワークの確立を推進する。

(救急搬送の遅延の解消)

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0 プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(輸送体制の検討)

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が必要になるものと考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。
- 二次救急医療病院の収容能力を超え、管外搬送が必要となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討する。
- 災害時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討する。また、要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。

(医薬品等の調達)

- 医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し、調達体制の整備を図る。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。

(災害時医療救護活動支援者の登録)

- 市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者の事前登録を実施するとともに、災害対応研修会の実施や活動内容の見直し等を行う。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

（市民等への意識啓発）

○円滑な医療体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について啓発を行う。

○慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等について、本人や家族に対して、広報誌や講座等で災害への備えを周知するとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行う。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆燃料供給事業者との協定締結数 [R5 現状値：0 件、R10 目標値：1 件、R15 目標値：1 件]
- ◆非常用発電機の稼働時間（しあわせ村） [R5 現状値：10 時間、R10 目標値：72 時間、R15 目標値：72 時間]
- ◆市民総合防災訓練（医療救護活動）への参加者数 [R5 現状値：57 人、R10 目標値：63 人、R15 目標値：70 人]
- ◆三師会との通信訓練実施回数 [R5 現状値：未実施、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画） [R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7km]
- ◆ヘリポート使用可能場所数 [R5 現状値：26 箇所、R10 目標値：26 箇所、R15 目標値：26 箇所]
- ◆災害支援看護職活動員登録者数 [R5 現状値：65 人、R10 目標値：70 人、R15 目標値：75 人]
- ◆防災リーダー養成講座の修了者数 [R5 現状値：298 人、R10 目標値：373 人、R15 目標値：448 人]
- ◆福祉避難所の耐震化率（S56 耐震基準） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]

リスクシナリオ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（避難所における良好な生活環境の確保等）

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽

化対策も含めた建物改修等を進める。特に、拠点避難所等に指定されている学校においては、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、自家発電設備や備蓄倉庫、トイレ、エアコンの整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。

- 避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができるよう、停電時でも利用可能で、輻輳時にも優先的に通話ができる特設公衆電話回線を事前設置するとともに、電話器の整備を進める。
- 被災者による避難所の自主運営を適正に支援できるよう、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施等地域が主体となった取り組みを促す。
- 一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。
- 福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。

（避難所における必要物資の確保等）

- 避難所で必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水等の多様な代替水源の利用に関する検討、利用機材の普及促進を図るほか、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位での必要な備蓄等を促進・啓発する。
- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（避難所外避難者への対策の整備）

- 在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める。

（被災者の健康管理）

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコ

ノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害直急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

（保健医療機能の確保等）

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

（被災者の生活支援等）

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

（避難生活における要配慮者支援）

- 高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ること等により、避難生活支援体制の構築を図る。さらに、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する。

（避難行動要支援者への支援）

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

（防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進）

- 災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を

招かないようにする。

（避難所の耐震化等の推進）

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を推進する。

（避難所トイレの整備）

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。
- 避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
- 避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を回避するため、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費補助等の対策を推進し、耐震化を促進する。
- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を可能な限り回避するため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。
- 避難所に指定されている公共施設の耐震化等を進める。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする。
- 被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆備蓄計画の策定 [R5 現状値：更新、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]

- ◆小中学校屋内運動場空調機整備率 [R5 現状値：22%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆非構造部材の耐震化が必要な施設の耐震化（上野公民館 市民館 5 館、地区公民館 9 館） [R5 現状値：変化なし、R10 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の調査完了(15 施設中 6 施設)、R15 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の耐震化完了(15 施設中 6 施設)]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆避難所運営訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆拠点・予備拠点避難所における避難所運営マニュアルの作成率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆福祉避難所の指定数 [R5 現状値：16 箇所、R10 目標値：20 箇所、R15 目標値：20 箇所]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆災害協定締結数 [R5 現状値：166 件、R10 目標値：171 件、R15 目標値：176 件]
- ◆被災者台帳作成訓練の回数 [R5 現状値：0 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆へいしゅうくんネットワーク登録者数 [R5 現状値：1,214 人、R10 目標値：1,800 人、R15 目標値：2,000 人]
- ◆介護職員初任者研修 [R5 現状値：0 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆コミュニケーションボード取り扱い訓練回数 [R5 現状値：0 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆避難行動要支援者の情報提供同意者のうち個別支援計画が作成されている割合 [R5 現状値：94%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆庁舎の耐震化の整備 [R5 現状値：Is 値 0.68、R10 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上、R15 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上]
- ◆市民館・公民館のトイレの多目的トイレの設置館数 [R5 現状値：12 館/15 館、R10 目標値：14 館/15 館、R15 目標値：15 館/15 館]
- ◆災害用トイレ整備数(マンホールトイレ) [R5 現状値：54 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R10 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R15 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)]
- ◆災害用トイレ整備数(簡易トイレ) [R5 現状値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分）、R10 目標値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 35,000 回分）、R15 目標値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 30,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 75,000 回分）]

- ◆住宅の耐震化率 [R5 現状値：89.5%、R10 目標値：95%、R15 目標値：概ね解消]
- ◆消防団員の条例定数充足率（条例定数 198 人） [R5 現状値：90%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆地区防災計画の策定地区数 [R5 現状値：未策定、R10 目標値：1 地区、R15 目標値：2 地区]
- ◆被災者生活再建支援システム [R5 現状値：検討中、R10 目標値：整備完了、R15 目標値：充実強化]

リスクシナリオ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（輸送ルートの確保対策等）

- 緊急輸送道路として指定されている幹線道路等の未整備区間について、整備を推進するとともに、無電柱化等の防災面に配慮した道路構造を検討する。また、代替路線となる地域の補助幹線道路等についても、東海市幹線道路網整備計画等を基に、必要な追加路線等の検討を進め、整備を推進する。
- 耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。
- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。
- 甚大な浸水等の被害のおそれのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の機能強化及び代替路線等の道路整備を図る。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 迅速な輸送経路の啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 非常災害時に迅速に航路啓開を実施するとともに、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画し、災害時には、その計画に基づき作業を進める。

（上水道施設の耐震化等）

○老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。

（ガス管の耐震対策等の推進）

○ガス会社と連携を図り、経年劣化したガス管について、必要に応じて、耐食性・耐震性に優れたガス管への取り替えを進める。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う。

○現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。

（応急給水体制の構築）

○応急給水計画の見直し等を行い、給水車等による応急給水体制を構築する。

○配水施設について、自家発電装置をはじめとする応急電源設備の維持管理を行う。

（食料等の備蓄）

○愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づいて策定した備蓄計画に基づき、備蓄物資の充実を図る。

○備蓄計画に基づいた計画的な食料等の備蓄に併せ、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を促進する。

○妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平常時から備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行う。

○災害時の飲料水確保のため、小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修及び増設等、適切な維持管理を行う。

（物資の調達体制の構築）

○災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定締結事業者等と平常時から連絡体制を構築するとともに、連携強化を図る。

○災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受け入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。

（消防団等の充実強化の促進等）

○消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促す。

(物資・エネルギー供給体制の整備)

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

(災害時における栄養・食生活の支援)

- 被災地住民の食生活や栄養状態の早期回復に向けて支援活動を効果的に展開するため、県ガイドラインを参考に保健所と連携し、市の災害時の栄養・食生活支援マニュアルを作成する。

❖ 重要業績指標 (K P I)

- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値 : 88.4%、R10 目標値 : 90.7%、R15 目標値 : 92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長(無電柱化推進計画) [R5 現状値 : L=0.0km、R10 目標値 : L=1.2km、R15 目標値 : L=2.7m]
- ◆耐震性のある汚水・雨水管渠の整備普及率 [R5 現状値 : 87%、R10 目標値 : 92%、R15 目標値 : 93%]
- ◆緊急輸送道路内のマンホール浮上対策実施率 [R5 現状値 : 100%、R10 目標値 : 100%、R15 目標値 : 100%]
- ◆情報伝達システムの運用訓練実施回数 [R5 現状値 : 1 回/年、R10 目標値 : 1 回/年、R15 目標値 : 1 回/年]
- ◆耐震適合性がある管の割合(重要給水施設配水管路) [R5 現状値 : 60%、R10 目標値 : 80%、R15 目標値 : 100%]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値 : 1 回/年、R10 目標値 : 1 回/年、R15 目標値 : 1 回/年]
- ◆始動用蓄電池等消耗品の更新(3 機場は、自家発電設備設置済) [R5 現状値 : 点検 1 回/年、R10 目標値 : 点検 1 回/年、R15 目標値 : 点検 1 回/年]
- ◆備蓄量(食料) [R5 現状値 : 135,000 食、R10 目標値 : 135,000 食、R15 目標値 : 135,000 食]
- ◆備蓄量(介護用品等) [R5 現状値 : 100%、R10 目標値 : 100%、R15 目標値 : 100%]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値 : 43 回/年、R10 目標値 : 24 回/年以上、R15 目標値 : 24 回/年以上]
- ◆母子保健事業の健診、相談、教室等の参加者数 [R5 現状値 : 1,794 人、R10 目標値 : 1,800 人、R15 目標値 : 1,860 人]
- ◆緊急遮断弁設置校率 [R5 現状値 : 83%、R10 目標値 : 89%、R15 目標値 : 100%]
- ◆物資調達等訓練の実施回数 [R5 現状値 : 1 回/年、R10 目標値 : 1 回/年、R15 目標値 : 1 回/年]
- ◆整備計画に沿った装備資機材の整備状況 [R5 現状値 : 装備資機材更新中、R10 目標値 : 更新、R15 目標値 : 更新]

- ◆災害協定締結数 [R5 現状値：166 件、R10 目標値：171 件、R15 目標値：176 件]
- ◆栄養・食生活支援マニュアルの作成 [R5 現状値：作成済み、R10 目標値：県のガイドラインの改正に合わせて適宜改定、R15 目標値：県のガイドラインの改正に合わせて適宜改定]

リスクシナリオ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に得られる仕組みを検討する。
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポット等、帰宅困難者が情報を得られる環境を駅等に整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化、その他の整備を進める。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。
- 膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩による帰宅支援の取り組みを推進する。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

- 災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や交通安全施設等の整備を進める。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（代替輸送手段の確保等）

- 地震、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送道路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機

関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

（徒歩帰宅支援ルートマップの改訂）

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的な改訂を行う。

（物資の供給やルートの確保）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆徒歩帰宅支援ルートマップの改訂 [R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]
- ◆帰宅困難者等受入施設の検討 [R5 現状値：施設の整備、R10 目標値：必要物資等の充実、R15 目標値：－]
- ◆市内・市外へ円滑に移動できる環境が整っていると思う人の割合 [R5 現状値：69.1%、R10 目標値：73.4%、R15 目標値：78.2%]
- ◆情報伝達システムの運用訓練実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆帰宅困難者誘導訓練等の確認 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画）[R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]

リスクシナリオ

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（衛生環境の確保等）

- 災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を促進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 等の感染症が

広まらないよう、避難所運営における感染症拡大の予防策について、避難者及び避難所職員に対して平常時の訓練等で周知する。また、施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。

- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにする。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

- 下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（予防・防疫体制の構築）

- 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災時に災害廃棄物仮置場の早期運用開始を図れるよう、仮置場候補地の運用計画を策定する。

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体安置所の確保や葬祭業者との連携による遺体収容体制を構築する。
- 超広域災害に備え、火葬についての広域応援体制を構築する。
- 応急仮埋葬を行う場所について検討する。

（避難所トイレの整備）

- 避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。
- 避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
- 避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

（災害時行動マニュアルの改訂）

- 災害時の保健活動を迅速かつ的確に行うために作成している災害時行動マニュアルについて、初動期対応の見直し、派遣受入の追記等、マニュアル改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施する。

（医療活動を支える取り組みの推進）

- 医療活動を支えるため、三師会をはじめとする医療関係者も参加する防災訓練や、災

害支援看護職活動員の登録及び研修を継続する。

(市民等への意識啓発)

○自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を継続して行う。

(被災者生活再建支援体制の強化)

○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆東海市浄化センター長寿命化率 [R5 現状値：56%、R10 目標値：56%、R15 目標値：100%]
- ◆東海市浄化センター耐震化率 [R5 現状値：88%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆東海市浄化センター耐水化率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆浸水対策事業の進捗率 [R5 現状値：7.0%、R10 目標値：8.5%、R15 目標値：9.9%]
- ◆感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施割合（12 コミュニティ） [R5 現状値：83%、R10 目標値：92%、R15 目標値：100%]
- ◆遺体安置場所及び遺体収容体制の検討 [R5 現状値：検討、R10 目標値：決定、R15 目標値：－]
- ◆応急仮埋葬を行う場所の検討 [R5 現状値：検討、R10 目標値：決定、R15 目標値：－]
- ◆災害用トイレ整備数(マンホールトイレ) [R5 現状値：54 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R10 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R15 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)]
- ◆災害用トイレ整備数(簡易トイレ) [R5 現状値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分）、R10 目標値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 35,000 回分）、R15 目標値：簡易トイレ 566 基（簡易トイレ用凝固剤 30,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 75,000 回分）]
- ◆耐震性のある汚水・雨水管渠の整備普及率 [R5 現状値：87%、R10 目標値：92%、R15 目標値：93%]
- ◆緊急輸送道路内のマンホール浮上対策実施率 [R5 現状値：100%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆災害支援看護職活動員登録者数 [R5 現状値：65 人、R10 目標値：70 人、R15 目標値：75 人]
- ◆防災講演会及び防災講話回数 [R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年以上、R15 目標値：24 回/年以上]
- ◆被災者生活再建支援システム [R5 現状値：検討中、R10 目標値：整備完了、R15 目標値：充実強化]

目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（災害時における警察機能の維持）

- 治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する。

（装備資機材の充実強化）

- 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

（緊急交通路の確保）

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

（信号機電源付加装置の整備）

- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に夜間における道路の照度確保や道路情報等を確実に提供するため、道路照明や道路情報板等の停電対策を推進する。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、関係機関が連携し、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりを進めるとともに、災害の事例や研究成果等を共有するなど、地域力の強化に向けた支援等を行う。
- 持続可能な地域社会の構築に向けて、コミュニティを中心とした地域運営体制の整備を目指し、順次、地域の状況に応じたヒト・モノ・カネの視点から支援を行い、主体的な地域づくりを推進する。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆防災リーダー養成講座の修了者数 [R5 現状値：298 人、R10 目標値：373 人、R15 目標値：448 人]
- ◆コミュニティを中心とした地域運営体制の整備 [R5 現状値：1 コミュニティ、R10 目標値：2 コミュニティ、R15 目標値：2 コミュニティ]

リスクシナリオ

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の整備）

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの作成及び見直しや、訓練の実施によって、実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員・家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を継続する。
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。

（行政職員不足の対応）

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取り組みを進める。
- 国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。
- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（地方行政機関等の機能維持）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。

（市有施設の機能確保）

- 庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信及びエレベーターなどの設備の対策の強化を図る。また、庁舎や消防署に整備されている非常用発電機に用いる燃料の調達方法について検討する。
- 災害時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る。

（防災拠点等の耐震化等の推進）

- 防災拠点として位置付けられている公共施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じて、想定される地震及び津波に対する耐震化や水害対策等を着実に推進する。

（業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等）

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る公共施設の耐震化等を必要に応じて実施する。

（公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

- 避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。
- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。避難所となる公共施設における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。

（道路の防災対策等）

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を推進する。

（応急活動等の継続のための事前対策）

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進するための方策を検討する。

（災害応急対策の実施体制の確立）

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報

等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

（国・県・市町村間の連携強化）

○市の避難情報に関する意思決定に対する県からの助言を受ける体制や国・県との連携強化・情報共有体制をあらかじめ整備する。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

○平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みの向上を図る。

○被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないように、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆ B C P 計画の策定 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆ タイムラインの作成 [R5 現状値：適宜見直し、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆ 受援計画の策定 [R5 現状値：未策定（策定中）、R10 目標値：策定完了、R15 目標値：受援計画に基づく物流訓練の実施 1 回/年]
- ◆ 災害協定締結数 [R5 現状値：166 件、R10 目標値：171 件、R15 目標値：176 件]
- ◆ 職員災害対応能力向上訓練の実施回数 [R5 現状値：2 回/年、R10 目標値：2 回/年、R15 目標値：2 回/年]
- ◆ 非常用発電機の稼働時間（しあわせ村） [R5 現状値：10 時間、R10 目標値：72 時間、R15 目標値：72 時間]
- ◆ 非構造部材の耐震化が必要な施設の耐震化（上野公民館 市民館 5 館、地区公民館 9 館） [R5 現状値：変化なし、R10 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の調査完了（15 施設中 6 施設）、R15 目標値：市民館 5 施設体育室、富木島公民館多目的室の非構造部材の耐震化完了（15 施設中 6 施設）]

- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値 : 44.9%、R10 目標値 : 49.0%、R15 目標値 : 53.1%]
- ◆無電柱化の整備延長(無電柱化推進計画) [R5 現状値 : L=0.0km、R10 目標値 : L=1.2km、R15 目標値 : L=2.7km]
- ◆愛知県防災情報システムを活用した訓練の実施数 [R5 現状値 : 1回/年、R10 目標値 : 1回/年、R15 目標値 : 1回/年]
- ◆被災者台帳作成訓練の回数 [R5 現状値 : 0回/年、R10 目標値 : 1回/年、R15 目標値 : 1回/年]
- ◆情報システムのクラウド化、ネットワークの冗長化、サーバの負荷分散、データの遠隔地保管を実施 [R5 現状値 : 実施済み、R10 目標値 : 継続実施、R15 目標値 : 継続実施]

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

（個別企業BCP策定等の促進）

- 「中小企業強靱化法（令和元年法律第21号）」に基づき、中小企業の災害対応能力を高めるとともに、中小企業BCPの策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。

（民間企業における事業継続に資する取り組みの促進）

- 産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図るため、電力、ガス、石油燃料、工業用水、窒素等の確保を推進し、防災対策を強化する。

（耐災害性を高める施策等の推進）

- 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、津波・洪水・内水・高潮・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、道路交通ネットワークの復旧に向けた取り組み等の検討を推進する。

（高潮対策の推進）

- 沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の高潮対策を進める。

（地域連携BCP策定の促進）

- 災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、臨海工業地帯等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高

める。

（港湾BCPの推進）

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

❖重要業績指標（KPI）

- ◆民間企業が実施する防災講演会への講師派遣回数 [R5 現状値：1回/年、R10 目標値：4回/年、R15 目標値：6回/年]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画） [R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]

リスクシナリオ

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関と連携し、防災体制の充実強化を図る。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナート設備等について、耐震化や護岸の強化等の津波対策を促進する。

（特定・準特定屋外タンクの耐震化）

○市内にある特定・準特定屋外タンクの耐震化を促進する。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合において、関係機関、地域住民等に情報を知らせる手順・手法を検討する。
- 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する。

（地域連携BCP策定の促進）

- コンビナート、工業団地等の重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位での事業継続力を強化するため、地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

（河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進）

- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する。

（危険な物質を扱う施設における防災対策の推進）

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

（港湾BCPの推進）

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

- 災害時の港湾物流機能の確保策について検討するとともに、主要な橋りょうの耐震化等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する。

（石綿飛散防止対策の促進）

- 県が主催するアスベスト対策連絡会議の方針に従いながら、災害時における倒壊建築物等からの石綿飛散を防止するため、分析調査及び除去費用に対しての補助等の支援対策を推進する。
- 災害時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。

（ＰＣＢ廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

○保管中のＰＣＢ廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、ＰＣＢ廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、公共施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、確実に処分を完了させる。

（高圧ガス施設の耐震化の推進等）

○高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。

❖重要業績指標（ＫＰＩ）

- ◆石油コンビナート等防災計画の見直し [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆臨海企業意見交換会の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※） [R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目]
- ◆防災情報の発信手段 [R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]
- ◆県のアスベスト台帳に記載のある建築物の中でアスベスト含有の有無を把握している建物の割合 [R5 現状値：95%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆ＰＣＢ廃棄物の処分 [R5 現状値：高濃度処分完了・低濃度方針決定済、R10 目標値：保管量なし、R15 目標値：保管量なし]

リスクシナリオ

4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関における防災対策の推進）

○金融機関のＢＣＰの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

（郵便局舎における防災対策の推進）

○交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。

○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎の耐震化を進める。また、ＢＣＰについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。

❖重要業績指標（KPI）

- ◆民間企業が実施する防災講演会への講師派遣回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：4 回/年、R15 目標値：6 回/年]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]

リスクシナリオ

4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

（物流インフラ網の構築）

- 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

（ため池の耐震化）

- 農業用水の確保と、災害時の消火用水・雑用水等の緊急水源として確保するとともに、決壊等による被害を軽減するため、ため池の耐震改修を推進する。
- ため池ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

（農業基盤等の整備）

- 災害時においても安定した食料供給を行うため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。

❖重要業績指標（KPI）

- ◆災害協定締結数 [R5 現状値：166 件、R10 目標値：171 件、R15 目標値：176 件]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆ため池耐震調査の実施件数 [R5 現状値：17 箇所、R10 目標値：17 箇所、R15 目標値：17 箇所]
- ◆ため池ハザードマップの作成件数 [R5 現状値：19 箇所、R10 目標値：19 箇所、R15 目標値：19 箇所]

リスクシナリオ

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）

○上水道、農業水利施設の耐震化について、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

○災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進する。

（水の安定供給）

○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関との情報共有を緊密に行う。

❖重要業績指標（K P I）

◆耐震適合性がある管の割合（重要給水施設配水管路）〔R5 現状値：60%、R10 目標値：80%、R15 目標値：100%〕

◆水位計設備の更新（3 機場は、設備設置済）〔R5 現状値：点検 1 回/年、R10 目標値：点検 1 回/年、R15 目標値：点検 1 回/年〕

リスクシナリオ

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○地域の自主性を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する。

（農業基盤等の整備）

○農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。

（適切な森林の整備・保全）

○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策等、効率的かつ効果的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニ

ティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。

（土砂災害の防止）

○土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する。

（自然と共生した多様な森林づくりの推進）

○森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○地域の活動組織による森林の保全管理活動等を地元コミュニティ等の協力を得て支援する。

（農地・森林等の荒廃の防止）

○農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる。

（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

❖重要業績指標（K P I）

◆緑陽公園整備面積 [R5 現状値：1.2ha、R10 目標値：14.2ha、R15 目標値：14.2ha]

目標 5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応能力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

（情報ネットワークの強化、高度化）

- 電力の供給停止や通信線の切断等により、情報ネットワークが麻痺・長期停止した場合でも基幹システム等を利用できるよう、情報ネットワークの複線化等、情報通信や情報システムの強化、高度化を検討する。

（情報通信手段の多重化）

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となるＬアラートの導入促進等、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。
- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化及び耐災害性の強化を図る。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。
- 災害に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知する。
- 緊急時において、外国人に災害情報を提供するため、伝達体制・手段の整備・強化を図る。

（庁舎等の電力確保対策の推進）

- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する。
- 災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも紙媒体等による運用を行う方法等を検討する。

（放送設備等の防災対策）

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
- 防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進する。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

（情報通信インフラの整備）

- 防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

（道路被害情報共有の強化）

- 災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステムの連携強化を図る。

（臨海部への災害情報提供）

- 災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める。

（水防テレメータシステムの整備）

- 河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

（土砂災害警戒情報等の提供）

- 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

（効果的な教育・啓発の実施）

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、家具等の転倒防止対策を促進する。また、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難に繋

がる効果的な教育・啓発の取り組みを推進する。

（通信及びデータ可用性の確保）

- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、遠隔地保管等によりデータの損失を回避する関係施策を充実する。

（避難情報の発令）

- 避難情報の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるようにすることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用の拡充を図る。

（防災体制の整備）

- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。

（防災ハンドブック等の作成）

- 防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。
- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図を作成・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。

（市民等への意識啓発）

- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続す

る。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（避難の円滑化・迅速化）

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

○避難行動要支援者名簿について、登録が必要な方への周知を図る。また、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

（電力の確保）

○大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画）[R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]
- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※）[R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目]
- ◆防災情報の発信手段[R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目]
- ◆情報伝達様式の作成[R5 現状値：未作成、R10 目標値：作成完了、R15 目標値：見直し]
- ◆拠点・予備拠点避難所における Wi-Fi 整備箇所数（26 箇所）[R5 現状値：1 箇所、R10 目標値：26 箇所、R15 目標値：26 箇所]
- ◆情報システムのクラウド化、ネットワークの冗長化、サーバの負荷分散、データの遠隔地保管を実施[R5 現状値：実施済、R10 目標値：継続実施、R15 目標値：継続実施]
- ◆避難情報の判断伝達マニュアルの作成[R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆防災講演会及び防災講話回数[R5 現状値：43 回/年、R10 目標値：24 回/年 以上、R15 目標値：24 回/年 以上]
- ◆タイムラインの作成[R5 現状値：適宜見直し、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆防災ハンドブックの見直し[R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]

- ◆徒歩帰宅支援ルートマップの改訂 [R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]
- ◆ため池耐震調査の実施件数 [R5 現状値：17 箇所、R10 目標値：17 箇所、R15 目標値：17 箇所]
- ◆ため池ハザードマップの作成件数 [R5 現状値：19 箇所、R10 目標値：19 箇所、R15 目標値：19 箇所]
- ◆浸水ハザードマップの作成率（洪水・内水・高潮） [R5 現状値：66%、R10 目標値：100%、R15 目標値：適宜更新]
- ◆津波ハザードマップの作成 [R5 現状値：適宜更新、R10 目標値：適宜更新、R15 目標値：適宜更新]
- ◆救命講習の受講者数 [R5 現状値：2,269 人、R10 目標値：2,400 人、R15 目標値：2,600 人]
- ◆避難行動要支援者の情報提供同意者のうち個別支援計画が作成されている割合 [R5 現状値：94%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆避難行動要支援者名簿登録者数 [R5 現状値：2,435 人、R10 目標値：2,650 人、R15 目標値：2,800 人]
- ◆非常用発電機の稼働時間（しあわせ村） [R5 現状値：10 時間、R10 目標値：72 時間、R15 目標値：72 時間]

リスクシナリオ

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間に連携体制を構築する。
- 災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（地域における自立・分散型エネルギー導入促進）

- エネルギー供給源の多様化のためにも、太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する。

（施設の耐災害性強化）

- 電力の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進

めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する。

（エレベーター閉じ込め対策）

○エレベーターの緊急停止によって閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

○産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆災害時ホットラインの構築 [R5 現状値：更新、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画）[R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]
- ◆エレベーター閉じ込め対応訓練の実施数 [R5 現状値：0箇所、R10 目標値：3箇所、R15 目標値：6箇所]
- ◆BCP計画の策定 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]

リスクシナリオ

5-3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

（末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入）

- 住民拠点ＳＳの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所の災害対応能力の強化を推進する。また、燃料備蓄等需要家側の対策を推進する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、ＬＰガス充填所等の災害対応能力を強化する。
- 工場・事業所等において移転等の抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、ＣＮＧ燃料自動車、ＬＰＧ燃料自動車・船舶、ＬＮＧ燃料自動車・船舶等、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（石油関連施設の防災対策の強化）

- 石油タンク等の耐震改修を促進する。

（石油燃料の確保）

- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油・ガス等の燃料確保のための協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

（施設の耐災害性強化）

○ガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

○燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集等、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画）[R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]
- ◆石油コンビナート防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆BCP計画の策定 [R5 現状値：見直し予定、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆災害時ホットラインの構築 [R5 現状値：更新、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆燃料供給事業者との協定締結数 [R5 現状値：0 件、R10 目標値：1 件、R15 目標値：1 件]

リスクシナリオ

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の耐震化等）

○老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

○ポンプ場設備の適正な維持管理を行う。

（応急給水体制の構築）

○応急給水計画の見直し等を行い、給水車等による応急給水体制を構築する。

○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

○応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及

び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保について検討する。

（下水道施設の整備）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（下水道BCPの見直し）

○被災時の機能回復を早期に図ることができるよう、下水道BCPを見直しする。

（浄化槽の整備）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（排水施設の整備）

○下水道認可区域外に新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付することにより、安定したし尿処理の確保を図る。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

（避難所トイレの整備）

○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。

○避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。

○避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

❖重要業績指標（KPI）

◆耐震適合性がある管の割合（重要給水施設配水管路）[R5 現状値：60%、R10 目標値：80%、R15 目標値：100%]

◆管理棟・配水池等の維持管理 [R5 現状値：点検1回/年、R10 目標値：点検1回/年、R15 目標値：点検1回/年]

◆応急給水活動に関する訓練回数 [R5 現状値：2回/年、R10 目標値：2回/年、R15 目標値：2回/年]

◆東海市浄化センター長寿命化率 [R5 現状値：56%、R10 目標値：56%、R15 目標値：100%]

- ◆東海市浄化センター耐震化率 [R5 現状値：88%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆東海市浄化センター耐水化率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆下水道BCPの策定 [R5 現状値：策定済み、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]
- ◆災害用トイレ整備数(マンホールトイレ) [R5 現状値：54 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R10 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)、R15 目標値：56 基(マンホールトイレ及び障がい者用トイレ)]
- ◆災害用トイレ整備数(簡易トイレ) [R5 現状値：簡易トイレ 566 基(簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分)、R10 目標値：簡易トイレ 566 基(簡易トイレ用凝固剤 70,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 35,000 回分)、R15 目標値：簡易トイレ 566 基(簡易トイレ用凝固剤 30,000 回分、簡易トイレ用凝固シート 75,000 回分)]

リスクシナリオ

5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路・橋りょうに関する耐震化等の対策実施)

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。
- 東海市幹線道路網整備計画、及び道路整備プログラムに基づき、市全域の道路体系の計画的な整備促進を図る。

(地域を支える幹線道路網の整備促進)

- 西知多道路や瀬戸大府東海線等の広域ネットワークを形成する主要幹線道路について、早期整備を促進する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、内水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、道路照明灯等の交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、効果的な海上交通管制の構築を進める。
- 防災カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機

関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。

- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する手法を検討する。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し、利用者・市民等に提供する体制を構築する。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮した対策を検討する。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、必要に応じて貨物流出防止対策を推進する。

(啓開体制の整備)

- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画の検討等を行い、体制の整備を図る。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

(物流インフラ網の構築)

- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

(海上輸送拠点の耐震化等の促進)

- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

(道路ネットワークの強化)

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備のほか、緊急輸送道路等の地震・防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進める。また、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。

（道路における冠水対策の推進）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討するなど、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

（放置車両対策の推進）

- 災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

（道路啓開体制の整備）

- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者を育成するとともに、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する。

（地域モビリティの確保）

- 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む）の検討を進める。

（関係機関との連携強化）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取り組みを強化する。

○救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取り組みを進める。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。
- 基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、通学路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、補助事業の利用による改修を促進する。

（沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み）

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、幹線道路等の適切な整備を図り、分散化させる。

（危険な空き家の除却等への支援）

- 管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。

（災害情報の収集体制の強化）

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る。

（交通渋滞の回避）

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

（地下構造物の耐震化等の推進）

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆都市計画道路の整備率 [R5 現状値：88.4%、R10 目標値：90.7%、R15 目標値：92.9%]
- ◆無電柱化の整備延長（無電柱化推進計画）[R5 現状値：L=0.0km、R10 目標値：L=1.2km、R15 目標値：L=2.7m]
- ◆道路照明灯改修率（104 基/老朽化レベルⅡ相当追加）[R5 現状値：65.4%、R10 目標値：70%、R15 目標値：100%]
- ◆情報伝達システムの運用訓練実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆長寿命化した橋りょうの割合 [R5 現状値：36.7%、R10 目標値：53.1%、R15 目標値：73.5%]
- ◆耐震補強した橋りょうの割合 [R5 現状値：44.9%、R10 目標値：49.0%、R15 目標値：53.1%]
- ◆雨水ポンプ場耐震化率（名和前②、浅山、加家、天宝、元浜②、伏見）[R5 現状値：63%、R10 目標値：88%、R15 目標値：88%]
- ◆雨水ポンプ場長寿命化率（名和前、浅山、加家、天宝、元浜、伏見）[R5 現状値：25%、R10 目標値：63%、R15 目標値：75%]
- ◆天宝ポンプ場の整備率 [R5 現状値：0%、R10 目標値：100%、R15 目標値：100%]
- ◆100mm 安心プランに位置付ける雨水幹線・枝線整備率 [R5 現状値：2%、R10 目標値：30%、R15 目標値：88%]
- ◆市民総合防災訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆らんらんバスの年間利用者数 [R5 現状値：315,592 人/年、R10 目標値：378,000 人/年、R15 目標値：445,000 人/年]
- ◆緊急輸送道路沿いの耐震性のない建築物棟数 [R5 現状値：64 棟、R10 目標値：58 棟、R15 目標値：53 棟]
- ◆通学路沿いにある危険なブロック塀等の件数 [R5 現状値：127 件、R10 目標値：102 件、R15 目標値：77 件]
- ◆空き家等の総数 [R5 現状値：287 件、R10 目標値：494 件（新たな空き家を抑制する）、R15 目標値：494 件（新たな空き家を抑制する）]
- ◆愛知県防災情報システムを活用した訓練の実施数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]

目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（地方行政機関等の機能維持）

- 災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める。

（事前復旧・復興計画等の策定）

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。

（震災復興都市計画模擬訓練の実施）

- 震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。
また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える。

❖重要業績指標（KPI）

- ◆庁舎の耐震化の整備 [R5 現状値：Is 値 0.68、R10 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上、R15 目標値：高層棟 Is 値 0.9 以上]
- ◆非常用発電機の稼働時間（しあわせ村） [R5 現状値：10 時間、R10 目標値：72 時間、R15 目標値：72 時間]

リスクシナリオ

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取り組みを推進する。
- 次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、行政と一体となり、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

○災害時等において、地域の自主防災活動に積極的に取り組む防災リーダーを育成する。

○復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う復旧・復興ボランティアセンター（災害ボランティアセンター）の生活相談機能を提供できる体制づくりに取り組む。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

○災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターの養成を継続する。また、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターのさらなるレベルアップを図る。

○災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備を行うとともに、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターの参加による実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

○県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

○遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

（医療機関の耐災害性の向上）

○被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

（防災体制の整備）

○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（要配慮者支援体制の整備）

○要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。

❖重要業績指標（K P I）

◆防災リーダー養成講座の修了者数 [R5 現状値：298 人、R10 目標値：373 人、R15 目標値：448 人]

- ◆愛知県防災ボランティアコーディネーター養成講座受講者数 [R5 現状値：1 人/年、R10 目標値：2 人/年、R15 目標値：3 人/年]
- ◆市職員の応急危険度判定士登録者数 [R5 現状値：148 人、R10 目標値：173 人、R15 目標値：198 人]
- ◆市職員の被災宅地危険度判定士登録者数 [R5 現状値：65 人、R10 目標値：70 人、R15 目標値：75 人]
- ◆遺体収納袋の備蓄数 [R5 現状値：460 袋、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆災害支援ボランティア訓練の実施回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：2 回/年、R15 目標値：2 回/年]

リスクシナリオ

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災時に災害廃棄物仮置場の早期運用開始を図れるよう、仮置場候補地の運用計画を策定する。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進）

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について事業者への指導や周知を図る。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。
- 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

（防災体制の整備）

- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体

が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

❖ 重要業績指標（K P I）

- ◆ 廃棄物処理計画の改定 [R5 現状値：更新、R10 目標値：適宜見直し・改定、R15 目標値：適宜見直し・改定]

リスクシナリオ

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（地籍調査の推進等）

- 市街地等の地籍調査を推進するとともに、G N S S 測量等の最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。

（建設業の担い手確保）

- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

（所有者不明土地への対応）

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）」に規程する、一定条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、公共的事業のために一定期間の利用権を設定できる制度、所有者の探索を合理化する仕組みの周知及び利用の促進を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

（復興体制や手順の検討）

- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、模擬訓練を実施し、事前復興まちづくりの取り組み等を促進する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

（用地の活用に係る平常時からの調整）

- 災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調

整を行う。

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆地籍調査面積 [R5 現状値：9ha、R10 目標値：134ha、R15 目標値：172ha 人]
- ◆建設業従業員数 [R5 現状値：4,785 人、R10 目標値：6,000 人、R15 目標値：6,500 人]
- ◆オープンスペース候補地リストの作成 [R5 現状値：更新、R10 目標値：更新、R15 目標値：更新]
- ◆被災者生活再建支援システム [R5 現状値：検討中、R10 目標値：整備完了、R15 目標値：充実強化]

リスクシナリオ

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の被害の最小化）

- 建造物（石垣等を含む）の文化財について、耐震化、防災設備の整備等を促進する。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。
- 絵画等の文化財については、保存方法等を把握するとともに、被害を最小限に留める方法を所有者と協議し、対応の推進を図る。
- 定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める。

（地域コミュニティの活性化）

- 地域住民の安心・安全を確保するため、災害時の対応等について、コミュニティが主体的に展開できるよう、平時から町内会・自治会等の各種団体との連携・協力によって地域での共同活動を活性化する。

（博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化）

- 平洲記念館及び郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像に記録するなど、文化財の保護対策を進める。
- 文化財の被害に備え、それを修復できる専門業者等の情報収集を行い、被災時等に速やかに対応できるように備える。

(町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定)

○地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆文化財防火訓練回数 [R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年]
- ◆地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合 [R5 現状値：37.4%、R10 目標値：40.1%、R15 目標値：45.6%]
- ◆住んでいる地域が協働で地域課題の解決に取り組んでいると思う人の割合 [R5 現状値：40.5%、R10 目標値：41.0%、R15 目標値：46.6%]
- ◆一時避難所の指定数 [R5 現状値：9 箇所、R10 目標値：10 箇所、R15 目標値：11 箇所]

リスクシナリオ

6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(災害からの復旧復興施策等の推進)

- 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みを行う対応力向上を図る。また、復興に向けての基本理念と主要施策をまとめた復興ビジョンを平常時から検討するなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 万一の際の雇用喪失や人口流出を抑制するため、日頃から地方創生につながる取り組みを推進する。

(金融機関における B C P 策定の促進)

- 災害時における、金融決済機能の継続性の確保のため、B C P が未策定となっている金融機関に対して策定を促す。

(災害に強い民間物流施設の整備促進)

- 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、災害時にサブ

ライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する。

❖重要業績指標（KPI）

- ◆災害情報の入手方法として知っている項目数（※）〔R5 現状値：2.1 項目、R10 目標値：2.5 項目、R15 目標値：3.0 項目〕
- ◆防災情報の発信手段〔R5 現状値：9 項目、R10 目標値：10 項目、R15 目標値：11 項目〕
- ◆情報伝達システムの運用訓練実施回数〔R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：1 回/年、R15 目標値：1 回/年〕
- ◆まちづくり指標のめざそう値達成指標数〔R5 現状値：0、R10 目標値：0、R15 目標値：7〕
- ◆民間企業が実施する防災講演会への講師派遣回数〔R5 現状値：1 回/年、R10 目標値：4 回/年、R15 目標値：6 回/年〕

リスクシナリオ

6-7 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。なお、用地の選定にあたっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。
- 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）」に基づく災害公営住宅を建設することを想定し、建設用地の検討や情報収集を行う。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居確保することができるよう、県と連携し、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制の整備を進める。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

❖重要業績指標（K P I）

- ◆応急仮設住宅用地確保戸数 [R5 現状値：754 戸、R10 目標値：863 戸、R15 目標値：863 戸]
- ◆市職員の応急危険度判定士登録者数 [R5 現状値：148 人、R10 目標値：173 人、R15 目標値：198 人]
- ◆市職員の被災宅地危険度判定士登録者数 [R5 現状値：65 人、R10 目標値：70 人、R15 目標値：75 人]

2. 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野の視点からみた推進方針

第4章で設定した個別施策分野ごとに整理した実施すべき施策の推進方針を示す。

1 行政機能／警察・消防等

(市有施設の耐震化等)

- 防災拠点である庁舎は、地震後に事業を継続できるよう、さらなる耐震補強等を検討する。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実動訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。
- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。

(消防活動体制の整備)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。
- 市内にある防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、災害時には使用不能となるおそれがあることから、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。
- 大規模地震災害等の過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や装備資機材、訓練環境等のさらなる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。
- 消防団、自主防災組織の充実強化等を、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって横断的に進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

(関係機関との連携強化)

- 大規模災害発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取り組みを強化する。

- 救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取り組みを進める。

（地域防災力の強化）

- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
- 災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（小中学校等における避難訓練・防災教育等）

- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 消防団詰所・車庫は、建物の耐震化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実等消防団の充実強化を図る。
- 災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。
- 災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。
- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促す。

（自主防災組織の充実強化）

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等の整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。
- 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、さらなる組織の充実に取り組む。
- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることにより協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する。

（避難体制の整備）

- 避難情報に基づく適切な避難行動をとることができるよう、避難情報の判断を迅速に行うとともに、市民の危機意識を高めるための体制を整備する。

○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。

(避難場所・避難路等の整備)

○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難所等の整備、津波一時避難ビルの指定を進める。また、避難路や避難誘導灯の整備、標高標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。

○避難に際しては、夜間時や液状化等を考慮して徒歩による避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者等が避難する場合等、自動車による避難も検討する。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

○自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿への登録が必要な方に対する周知を行う。併せて、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

○避難行動要支援者名簿について、登録が必要な方への周知を図る。また、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

(防災訓練及び防災教育等の推進)

○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。

○災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

(気候変動を踏まえた水害対策)

○近年、全国各地で豪雨等による水害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

(情報通信関係施策の推進)

○避難情報及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(市民等への意識啓発)

○洪水及び高潮については、県から公表された浸水想定区域図に基づき、ハザードマッ

プを作成・配布することによって周知を行う。また、内水については市が検討を行い、結果を踏まえてハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。

- 講演会や防災教育等の実施、地域防災センターでの体験学習の開催により、市民一人ひとりの災害への備えを促進する。
- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
- 現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

(警戒避難体制の充実強化)

- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。

(災害対応の体制・資機材強化)

- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って、地域の特性に則した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

(活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 警察施設や消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性のさらなる強化を図るとともに、警察・消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

(防災拠点の機能強化)

- 防災拠点を地域バランスに応じて引き続き3箇所(消防本部庁舎、消防署南北出張所)配置し、併せて人員体制等の機能強化を図る。

(大規模地震防災活動拠点の確保)

- 避難場所及び災害活動拠点に指定している都市公園において、避難者等が活用できる、かまどベンチ及びトイレスツール等を設置するなど、防災施設の整備を促進する。

（消防団員の確保）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。

（自治体等の活動の支援）

- 救援部隊活動拠点として使用するため、オープンスペース候補地リストを作成し、大規模な災害時における自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保する。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能及びエレベーター等の設備の強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について検討する。

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができるよう、停電時でも利用可能で、輻輳時にも優先的に通話ができる特設公衆電話回線を事前設置するとともに、電話器の整備を進める。
- 被災者による避難所の自主運営を適正に支援できるよう、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施等地域が主体となった取り組みを促す。

（避難所における必要物資の確保等）

- 避難所で必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水等の多様な代替水源の利用に関する検討、利用機材の普及促進を図るほか、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位での必要な備蓄等を促進・啓発する。
- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（避難所外避難者への対策の整備）

- 在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める。

（被災者の生活支援等）

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

（避難行動要支援者への支援）

○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

（防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進）

○災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。

（避難所トイレの整備）

○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を可能な限り回避するため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。

（被災者生活再建支援体制の強化）

○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする。

○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。

（応急給水体制の構築）

○応急給水計画の見直し等を行い、給水車等による応急給水体制を構築する。

○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

○応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保について検討する。

(食料等の備蓄)

- 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づいて策定した備蓄計画に基づき、備蓄物資の充実を図る。
- 災害時の飲料水確保のため、小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修及び増設等、適切な維持管理を行う。

(交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整)

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。

(徒歩帰宅支援ルートマップの改訂)

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的な改訂を行う。

(災害時行動マニュアルの改訂)

- 災害時の保健活動を迅速かつ的確に行うために作成している災害時行動マニュアルについて、初動期対応の見直し、派遣受入の追記等、マニュアル改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施する。

(災害時における警察機能の維持)

- 治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する。

(装備資機材の充実強化)

- 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、関係機関が連携し、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりを進めるとともに、災害の事例や研究成果等を共有するなど、地域力の強化に向けた支援等を行う。
- 持続可能な地域社会の構築に向けて、コミュニティを中心とした地域運営体制の整備を目指し、順次、地域の状況に応じたヒト・モノ・カネの視点から支援を行い、主体的な地域づくりを推進する。

(業務継続体制の整備)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの作成及び見直しや、訓練の実施によって、実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員・家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわ

れることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を継続する。

- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。

（行政職員不足の対応）

- 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取り組みを進める。
- 国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。
- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（地方行政機関等の機能維持）

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。
- 災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める。

（市有施設の機能確保）

- 庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信及びエレベーター等の設備の対策の強化を図る。また、庁舎や消防署に整備されている非常用発電機に用いる燃料の調達方法について検討する。

（応急活動等の継続のための事前対策）

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進するための方策を検討する。

（災害応急対策の実施体制の確立）

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

（国・県・市町村間の連携強化）

- 市の避難情報に関する意思決定に対する県からの助言を受ける体制や国・県との連携強化・情報共有体制をあらかじめ整備する。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

- 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みの向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

- 庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する。

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

- 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関と連携し、防災体制の充実強化を図る。

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
- 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎の耐震化を進める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。

（水の安定供給）

- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関との情報共有を緊密に行う。

（水防テレメータシステムの整備）

- 河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。

（避難情報の発令）

- 避難情報の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるよ

うにすることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。

- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。

（防災体制の整備）

- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
- 大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。
- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（防災ハンドブック等の作成）

- 防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。

（避難の円滑化・迅速化）

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。

（エレベーター閉じ込め対策）

- エレベーターの緊急停止によって閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うこと

ができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。

- 災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（下水道BCPの見直し）

- 被災時の機能回復を早期に図ることができるよう、下水道BCPを見直しする。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する。

（事前復旧・復興計画等の策定）

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。

（震災復興都市計画模擬訓練の実施）

- 震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。
また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、行政と一体となり、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 災害時等において、地域の自主防災活動に積極的に取り組む防災リーダーを育成する。
- 復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う復旧・復興ボランティアセンター（災害ボランティアセンター）の生活相談機能を提供できる体制づくりに取り組む。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

- 災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターの養成を継続する。また、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターのさらなるレベルアップを図る。
- 災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備を行うとともに、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターの参加による実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

- 県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

（復興体制や手順の検討）

- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、模擬訓練を実施し、事前復興まちづくりの取り組み等を促進する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

（用地の活用に係る平常時からの調整）

- 災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。

（文化財の被害の最小化）

- 絵画等の文化財については、保存方法等を把握するとともに、被害を最小限に留める方法等を所有者と協議し、対応の推進を図る。
- 定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める。

（地域コミュニティの活性化）

- 地域住民の安心・安全を確保するため、災害時の対応等について、コミュニティが主体的に展開できるよう、平時から町内会・自治会等の各種団体との連携・協力によって地域での共同活動を活性化する。

（博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化）

- 平洲記念館及び郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像に記録するなど、文化財の保護対策を進める。
- 文化財の被害に備え、それを修復できる専門業者等の情報収集を行い、被災時等に速やかに対応できるように備える。

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

- 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みを行う対応力向上を図る。また、復興に向けての基本理念と主要施策をまとめた復興ビジョンを平常時から検討するなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 万一の際の雇用喪失や人口流出を抑制するため、日頃から地方創生につながる取り組みを推進する。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

2 住宅・都市

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改修事業、空き家再生等推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備事業等を推進する。
- 住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。
- 住宅耐震化対策の補完として、耐震化できない住宅等の減災化を促進するため、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業や防災ベッドの貸出事業に取り組む。
- 地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてももらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。
- 基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、通学路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、補助事業の利用による改修を促進する。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等を一層推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

- 住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の長寿命化計画に基づいて改修を行うほか、計画的に建て替えを行う。
- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を回避するため、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費補助等の対策を推進し、耐震化を促進する。
- 避難所に指定されている公共施設の耐震化等を進める。
- 通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。

（市有施設の耐震化等）

- 避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 県と連携を図りながら耐震化の必要性の啓発に取り組むほか、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 倒壊等による交通施設の閉鎖の防止や避難通路の確保をするため、住宅の除却補助の利用促進を図る。

（電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

- 大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の滑動崩落の防止・軽減対策の促進を図る。また、電柱の倒壊を防ぐため、緊急輸送道路を中心に、無電柱化の推進を図る。

（地域防災力の強化）

- 地震・津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を促進する。

（火災に強いまちづくり等の推進）

- 延焼を防止・軽減する緑地帯や、地震や火災の際の安全な一時避難場所となる公園緑地の整備を推進する。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取り組みを進める。解消に至らない場合においても、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を促進する。さらに、火災被害

の拡大を防ぐため、市街化区域内においては、オープンスペースを有する公園緑地の整備を推進する。

○避難場所及び一時避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

○住宅火災を予防するため、住宅防火診断の拡充や住宅用火災警報器の普及促進・条例適合を推進する。

（水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等）

○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する。

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

（空き家の適正管理の推進）

○管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

○公共施設について耐震強度を把握し、必要に応じて耐震強化を図る。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を必要に応じて実施する。

（感震ブレーカー等の普及）

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

（消防水利の確保）

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。

（避難場所・避難路等の整備）

○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難所等の整備、津波一時避難ビルの指定を進める。また、避難路や避難誘導灯の整備、標高標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。

（海岸施設等の安全確保）

○海岸・河川沿いに立地する施設等については、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速かつ的確な避難・

誘導體制を構築する。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

（排水施設の整備）

- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
- 下水道認可区域外に新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付することにより、安定したし尿処理の確保を図る。

（耐震化・液状化対策等の推進）

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を推進する。

（迅速な復旧に向けた取り組みの推進）

- 災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進める。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを活用するとともに、地図情報・防災情報等の多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。

（大規模盛土造成地の危険箇所の把握と整備促進）

- 大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の活動崩落

の防止・軽減対策の促進を図る。

（警戒避難体制の充実強化）

○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修を促進する。

（大規模地震防災活動拠点の確保）

○避難場所及び災害活動拠点に指定している都市公園において、避難者等が活用できる、かまどベンチ及びトイレスツール等を設置するなど、防災施設の整備を促進する。

（自治体等の活動の支援）

○広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動等を支援する。

（避難所における良好な生活環境の確保等）

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、拠点避難所等に指定されている学校においては、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、自家発電設備や備蓄倉庫、トイレ、エアコンの整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。

○避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。

（被災者の生活支援等）

○避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

（避難所の耐震化等の推進）

○避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を推進する。

（避難所トイレの整備）

- 避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
- 避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

（上水道施設の耐震化等）

- 老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。

（食料等の備蓄）

- 備蓄計画に基づいた計画的な食料等の備蓄に併せ、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を促進する。
- 災害時の飲料水確保のため、小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修及び増設等、適切な維持管理を行う。

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に得られる仕組みを検討する。
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポット等、帰宅困難者が情報を得られる環境を駅等に整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化、その他の整備を進める。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩による帰宅支援の取り組みを推進する。
また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。

（衛生環境の確保等）

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（市有施設の機能確保）

○災害時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る。

（防災拠点等の耐震化等の推進）

○防災拠点として位置付けられている公共施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じて、想定される地震及び津波に対する耐震化や水害対策等を着実に推進する。

（業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等）

○庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る公共施設の耐震化等を必要に応じて実施する。

（公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

○避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。

○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。避難所となる公共施設における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。

（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）

○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

（効果的な教育・啓発の実施）

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、家具等の転倒防止対策を促進する。また、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取り組みを推進する。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

○ポンプ場設備の適正な維持管理を行う。

（下水道施設の整備）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（浄化槽の整備）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

（危険な空き家の除却等への支援）

○管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取り組みを推進する。

（建設業の担い手確保）

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

（復興体制や手順の検討）

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

（文化財の被害の最小化）

○建造物（石垣等を含む）の文化財について、耐震化、防災設備の整備等を促進する。
また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。なお、用地の選定にあたっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。
- 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）」に基づく災害公営住宅を建設することを想定し、建設用地の検討や情報収集を行う。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居確保することができるよう、県と連携し、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制の整備を進める。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

3 保健医療・福祉

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 老朽化が進む私立幼稚園等について、国が推進する認定こども園化の動きに合わせて施設整備補助を実施することにより、施設の大規模改修、建て替え及び設備の更新を支援する。また、老朽化が進む公立保育所は大規模な園が多く、大規模改修や建て替えの早期対応が困難なことから、私立の小規模保育事業、保育所、認定こども園等への施設整備補助を実施することで保育所機能の分散を図る。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 円滑な医療体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について啓発を行う。
- 慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等について、本人や家族に対して、広報誌や講座等で災害への備えを周知するとともに、医療機関や薬局等と連携

した啓発を行う。

- 自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を継続して行う。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練の実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
- 市内の二次救急医療機関である公立西知多総合病院までの迅速な救急搬送が重要であるとともに、災害時における本病院から三次救急医療機関のあいち小児保健医療総合センター等への緊急搬送の時間短縮を図るためにも幹線道路の整備を行い、道路交通ネットワークの確立を推進する。

(災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。
- 災害拠点病院におけるエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性に係る認識を継続的に促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油等、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性の向上を促進する。

(災害拠点病院等の防災・減災機能の強化)

- 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように耐震化等の対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

(人工透析患者等への対策)

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時から地

下水活用等の水源の多重化を促すとともに、優先的に水道を復旧させるための協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。

○入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

○災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

（医師会等との連携）

○初動時の医療体制確保のため、平常時から三師会との連携強化と、災害時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討する。

○災害時における医療対応技術を身に着けるため、トリアージ・応急手当訓練等を継続実施する。また、不測の事態に臨機応変に対応できるようにするための実践的な訓練方法を検討する。

○大規模災害が発生した際、医療に関する調整を図るために、県が災害医療対策会議（二次医療圏単位）を設置することから、円滑に医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うことができるよう、平常時から連携に向けた協議を行う。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

（輸送体制の検討）

○二次救急医療病院の収容能力を超え、管外搬送が必要となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討する。

○災害時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討する。また、要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。

（医薬品等の調達）

○医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し、調達体制の整備を図る。

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。

（災害時医療救護活動支援者の登録）

○市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者の事前登録を実施す

るとともに、災害対応研修会の実施や活動内容の見直し等を行う。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

（避難所の運営体制等の整備）

○一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。

○福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。

（被災者の健康管理）

○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

（保健医療機能の確保等）

○かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。

○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

（避難生活における要配慮者支援）

○高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ること等により、避難生活支援体制の構築を図る。さらに、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

○災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する。

（避難行動要支援者への支援）

○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

（食料等の備蓄）

○妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平常時から
の備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行う。

（災害時における栄養・食生活の支援）

○被災地住民の食生活や栄養状態の早期回復に向けて支援活動を効果的に展開するた
め、県ガイドラインを参考に保健所と連携し、市の災害時の栄養・食生活支援マニ
ュアルを作成する。

（衛生環境の確保等）

○災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を
促進する。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157 等の感染症が
広まらないよう、避難所運営における感染症拡大の予防策について、避難者及び避難
所職員に対して平常時の訓練等で周知する。また、施設の衛生環境を災害時にも良好
に保つ。

○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携によ
り、災害時に的確に確保できるようにする。

（予防・防疫体制の構築）

○浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実
施できる体制づくりを行う。

（医療活動を支える取り組みの推進）

○医療活動を支えるため、三師会をはじめとする医療関係者も参加する防災訓練や、災
害支援看護職活動員の登録及び研修を継続する。

（医療機関の耐災害性の向上）

○被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひい
ては住民の流出につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

（要配慮者支援体制の整備）

○要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確
保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。

4 エネルギー

（農業用燃料タンクの流出防止対策の推進）

- 農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策を促進する。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 災害拠点病院におけるエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性に係る認識を継続的に促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、L P ガスや灯油等、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性の向上を促進する。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と連携を図り、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能及びエレベーター等の設備の強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について検討する。
- 緊急車両及び公用車用の燃料油類の優先供給について、関係事業所と平常時から連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う。

（ガス管の耐震対策等の推進）

- ガス会社と連携を図り、経年劣化したガス管について、必要に応じて、耐食性・耐震性に優れたガス管への取り替えを進める。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う。
- 現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。

（応急給水体制の構築）

- 配水施設について、自家発電装置をはじめとする応急電源設備の維持管理を行う。

(物資・エネルギー供給体制の整備)

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

(コンビナートに係る設備の耐震化等の推進)

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナート設備等について、耐震化や護岸の強化等の津波対策を促進する。

(特定・準特定屋外タンクの耐震化)

- 市内にある特定・準特定屋外タンクの耐震化を促進する。

(高圧ガス施設の耐震化の推進等)

- 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応能力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(庁舎等の電力確保対策の推進)

- 停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する。

(電力の確保)

- 大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（地域における自立・分散型エネルギー導入促進）

- エネルギー供給源の多様化のためにも、太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する。

（施設の耐災害性強化）

- 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

- 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

（末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入）

- 住民拠点ＳＳの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・ＬＰガス充填所の災害対応能力の強化を推進する。また、燃料備蓄等需要家側の対策を推進する。
- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、ＬＰガス充填所等の災害対応能力を強化する。
- 工場・事業所等において移転等の抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。

○ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶等、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。

(ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化)

○災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
○災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

(石油関連施設の防災対策の強化)

○石油タンク等の耐震改修を促進する。

(石油燃料の確保)

○災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油・ガス等の燃料確保のための協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

5 情報通信

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
○避難情報及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
○Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の情報通信関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により、逃げ遅れの発生等を防止する。

(情報通信手段の多重化)

○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。
○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となるJアラートの導入促進等、多様なメデ

ィアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化及び耐災害性の強化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。
- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知する。
- 緊急時において、外国人に災害情報を提供するため、伝達体制・手段の整備・強化を図る。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

（関係機関における円滑な情報共有）

- 国によるS I P 4 D、災害情報ハブ等の取り組みを踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。

（警戒避難体制の充実強化）

- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

- 警察施設や消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性のさらなる強化を図るとともに、警察・消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急

輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。

（救急搬送の遅延の解消）

○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（避難生活における要配慮者支援）

○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（帰宅困難者対策の推進）

- 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に得られる仕組みを検討する。
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポット等、帰宅困難者が情報を得られる環境を駅等に整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

（業務継続体制の整備）

○庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの作成及び見直しや、訓練の実施によって、実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員・家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわ

れることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を継続する。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合において、関係機関、地域住民等に情報を知らせる手順・手法を検討する。

（情報ネットワークの強化、高度化）

- 電力の供給停止や通信線の切断等により、情報ネットワークが麻痺・長期停止した場合でも基幹システム等を利用できるよう、情報ネットワークの複線化等、情報通信や情報システムの強化、高度化を検討する。

（庁舎等の電力確保対策の推進）

- 災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも紙媒体等による運用を行う方法等を検討する。

（放送設備等の防災対策）

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
- 防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進する。
- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

（情報通信インフラの整備）

- 防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使えるよう、災害用統一SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。

（道路被害情報共有の強化）

- 災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステムの連携強化を図る。

（臨海部への災害情報提供）

- 災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める。

（土砂災害警戒情報等の提供）

- 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

（通信及びデータ可用性の確保）

- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、遠隔地保管等によりデータの損失を回避する関係施策を充実する。

（避難情報の発令）

- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用の拡充を図る。

（輸送モードの連携・代替性の確保）

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し、利用者・市民等に提供する体制を構築する。

（災害情報の収集体制の強化）

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。
- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る。

（交通渋滞の回避）

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

（個別企業BCP策定等の促進）

- 「中小企業強靱化法（令和元年法律第21号）」に基づき、中小企業の災害対応能力を高めるとともに、中小企業BCPの策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。

（民間企業における事業継続に資する取り組みの促進）

- 産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図るため、電力、ガス、石油燃料、工業用水、窒素等の確保を推進し、防災対策を強化する。

（高潮対策の推進）

- 沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の高潮対策を進める。

（地域連携BCP策定の促進）

- 災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、臨海工業地帯等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
- コンビナート、工業団地等の重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位での事業継続力を強化するため、地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナート設備等について、耐震化や護岸の強化等の津波対策を促進する。

（金融機関における防災対策の推進）

- 金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

（末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入）

○工場・事業所等において移転等の抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

○地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

（金融機関におけるBCP策定の促進）

○災害時における、金融決済機能の継続性の確保のため、BCPが未策定となっている金融機関に対して策定を促す。

（災害に強い民間物流施設の整備促進）

○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する。

7 交通・物流

（交通施設等における脆弱性の解消）

○倒壊等による交通施設の閉鎖の防止や避難通路の確保をするため、住宅の除却補助の利用促進を図る。

○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。

○災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する。

（火災に強いまちづくり等の推進）

○火災が起きた際の類焼の防止・軽減や消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保、また、交通弱者の安全面性向上のため、狭あい道路の解消を図る。

（災害対応能力の向上）

○道路橋りょうの耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急

通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し、活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

（輸送ルートの確保対策等）

- 緊急輸送道路として指定されている幹線道路等の未整備区間について、整備を推進するとともに、無電柱化等の防災面に配慮した道路構造を検討する。また、代替路線となる地域の補助幹線道路等についても、東海市幹線道路網整備計画等を基に、必要な追加路線等の検討を進め、整備を推進する。
- 災害時に物資輸送車両を適切に誘導できるよう、施設案内標識を設置する。
- 耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。
- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。
- 甚大な浸水等の被害のおそれのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の機能強化及び代替路線等の道路整備を図る。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
- 市内の二次救急医療機関である公立西知多総合病院までの迅速な救急搬送が重要であるとともに、災害時における本病院から三次救急医療機関のあいち小児保健医療総合センター等への緊急搬送の時間短縮を図るためにも幹線道路の整備を行い、道路交通ネットワークの確立を推進する。
- 大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、道路交通ネットワークの復旧に向けた取り組み等の検討を推進する。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

（救急搬送の遅延の解消）

- 救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0プローブ情報や民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（輸送体制の検討）

- 道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が必要になるものと考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。

（避難所における必要物資の確保等）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 迅速な輸送経路の啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 非常災害時に迅速に航路啓開を実施するとともに、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画し、災害時には、その計画に基づき作業を進める。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する

事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う。

（物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定締結事業者等と平常時から連絡体制を構築するとともに、連携強化を図る。
- 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受け入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

- 災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や交通安全施設等の整備を進める。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（代替輸送手段の確保等）

- 地震、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送道路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

（物資の供給やルートの確保）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

（緊急交通路の確保）

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

（信号機電源付加装置の整備）

- 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に夜間における道路の照度確保や道路情報等を確実に提供するため、道路照明や道路情報板等の停電対策を推進する。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

（道路の防災対策等）

- 職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を推進する。

（耐災害性を高める施策等の推進）

- 効果的な海上交通管制の構築、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、津波・洪水・内水・高潮・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

（港湾BCPの推進）

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を促進する。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

- 災害時の港湾物流機能の確保策について検討するとともに、主要な橋りょうの耐震化等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する。

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
- 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎の耐震化を進める。また、BCPについて

ては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

（物流インフラ網の構築）

- 物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。
- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集等、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

（道路・橋りょうに関する耐震化等の対策実施）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、

無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

- 東海市幹線道路網整備計画、及び道路整備プログラムに基づき、市全域の道路体系の計画的な整備促進を図る。

(地域を支える幹線道路網の整備促進)

- 西知多道路や瀬戸大府東海線等の広域ネットワークを形成する主要幹線道路について、早期整備を促進する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や津波、洪水、内水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
- 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、道路照明灯等の交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、効果的な海上交通管制の構築を進める。
- 防災カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
- 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する手法を検討する。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し、利用者・市民等に提供する体制を構築する。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮した対策を検討する。

(貨物等の流出防止対策の推進)

- 臨海部のふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、必要に応じて貨物流出防止対策を推進する。

（啓開体制の整備）

- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画の検討等を行い、体制の整備を図る。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

（海上輸送拠点の耐震化等の促進）

- 港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。

（道路ネットワークの強化）

- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備のほか、緊急輸送道路等の地震・防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進める。また、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。

（道路における冠水対策の推進）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討するなど、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。

（放置車両対策の推進）

- 災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

（道路啓開体制の整備）

- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者を育成するとともに、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。

（地域モビリティの確保）

- 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む）の検討を進める。

（沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み）

- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、幹線道路等の適切な整備を図り、分散化させる。

（交通渋滞の回避）

- 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。

（地下構造物の耐震化等の推進）

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

8 農林水産

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
- 農業用水の確保と、災害時の消火用水・雑用水等の緊急水源として確保するとともに、決壊等による被害を軽減するため、ため池の耐震改修を推進する。

（海岸防災林の機能の維持・向上）

- 緩衝緑地については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。

（排水施設の整備）

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修を進めるとともに、耐震化を図る。
- 地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。

（山地災害対策の推進）

- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かすグリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。

（山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）

- 森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 基幹的水利施設をはじめとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な対策を進める。

（食料等の備蓄）

- 備蓄計画に基づいた計画的な食料等の備蓄に併せ、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を促進する。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

（農業基盤等の整備）

- 災害時においても安定した食料供給を行うため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。
- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活か

した地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。

（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）

○上水道、農業水利施設の耐震化について、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

○災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進する。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

○地域の自主性を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する。

（適切な森林の整備・保全）

○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策等、効率的かつ効果的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。

（自然と共生した多様な森林づくりの推進）

○森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

○地域の活動組織による森林の保全管理活動等を地元コミュニティ等の協力を得て支援する。

（農地・森林等の荒廃の防止）

○農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる。

9 地域保全

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行

い、地域における災害対応能力の向上を図る。

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
- 農業用水の確保と、災害時の消火用水・雑用水等の緊急水源として確保するとともに、決壊等による被害を軽減するため、ため池の耐震改修を推進する。

（津波防災地域づくり）

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりを進める。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 洪水及び高潮については、県から公表された浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。また、内水については市が検討を行い、結果を踏まえてハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る。また、避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る。
- 土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。

（海岸保全施設等の整備）

- 津波等による浸水を防ぐため、海岸堤防、防潮堤、樋門及び河川堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。

（河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進）

- 河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。

（水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

（地盤高の嵩上げ・液状化対策）

○津波浸水や液状化による被害が想定される箇所について、地盤高の嵩上げや液状化対策を促進する。

（環境保全林の機能の維持・向上）

○環境保全林については、臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や整備を実施する。

（津波ハザードマップ等による普及・啓発）

○津波ハザードマップについて、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

○河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

○津波・洪水・内水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新する。

○市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

○河川・海岸の堤防、水門・雨水ポンプ場、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

○堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。

（河川の改修）

- 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。

（浸水対策施設の整備）

- 沿岸地域においては、堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の浸水対策を進める。

（排水施設の整備）

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修を進めるとともに、耐震化を図る。
- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
- 耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。

（水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

- 津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

（浸水想定区域の指定・見直し）

- 最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

（気候変動を踏まえた水害対策）

- 近年、全国各地で豪雨等による水害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

（耐震化・液状化対策等の推進）

- 大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を推進する。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

- ため池の耐震化等について、国・県・地域住民・施設管理者等が連携し、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

（土砂災害防止施設の整備促進）

○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時における土砂災害の危険性について、住民への周知を図る。

（土砂災害対策の推進）

○土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
○大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。
○土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき、適切に住民へ避難情報を発令できるよう、県等と連携を図る。

（避難所トイレの整備）

○避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（輸送ルートの確保対策等）

○耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。

（衛生環境の確保等）

○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（道路の防災対策等）

○職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津

波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

（危険な物質を扱う施設における防災対策の推進）

○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

（土砂災害の防止）

○土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する。

（情報伝達手段・体制の確保）

○夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

（効果的な教育・啓発の実施）

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、家具等の転倒防止対策を促進する。また、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取り組みを推進する。

（防災ハンドブック等の作成）

○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

○最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図を作成・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- 緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。

（下水道施設の整備）

- 下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

- 地震や津波、洪水、内水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

（町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定）

- 地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。

10 環境

（予防・防疫体制の構築）

- 浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災時に災害廃棄物仮置場の早期運用開始を図れるよう、仮置場候補地の運用計画を策定する。

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体安置所の確保や葬祭業者との連携による遺体収容体制を構築する。
- 超広域災害に備え、火葬についての広域応援体制を構築する。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合において、関係機関、地域住民等に情報を知らせる手順・手法を検討する。
- 不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する。

（石綿飛散防止対策の促進）

- 県が主催するアスベスト対策連絡会議の方針に従いながら、災害時における倒壊建築物等からの石綿飛散を防止するため、分析調査及び除去費用に対しての補助等の支援対策を推進する。
- 災害時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。

（PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、公共施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、確実に処分を完了させる。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進する。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等

を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進）

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について事業者への指導や周知を図る。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。
- 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

1 1 土地利用

（地籍整備の促進）

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にすることが重要であるため、地籍調査等による地籍整備を推進する。

（自治体等の活動の支援）

- 救援部隊活動拠点として使用するため、オープンスペース候補地リストを作成し、大規模な災害時における自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保する。

（遺体収容体制等の構築）

- 応急仮埋葬を行う場所について検討する。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

- 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みの向上を図る。

（地籍調査の推進等）

- 市街地等の地籍調査を推進するとともに、G N S S 測量等の最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。

（所有者不明土地への対応）

- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）」に規程する、一定条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、公共的事業のために一定期間の利用権を設定できる制度、所有者の探索を合理化する仕組みの周知及び利用の促進を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

（用地の活用に係る平常時からの調整）

- 災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。なお、用地の選定にあたっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。
- 自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、「公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）」に基づく災害公営住宅を建設することを想定し、建設用地の検討や情報収集を行う。

(2) 横断的分野の視点からみた推進方針

第4章で設定した横断的分野ごとに整理した実施すべき施策の推進方針を示す。

1 リスクコミュニケーション

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
- 農業用水の確保と、災害時の消火用水・雑用水等の緊急水源として確保するとともに、決壊等による被害を軽減するため、ため池の耐震改修を推進する。

(地域防災力の強化)

- 地震・津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を促進する。
- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。
- 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練の実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。

(消防活動体制の整備)

- 消防団、自主防災組織の充実強化等を、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって横断的に進める。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。
- 消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促す。

（自主防災組織の充実強化）

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等の整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。
- 自主防災組織の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、さらなる組織の充実に取り組む。
- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることにより協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

（津波防災地域づくり）

- 地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりを進める。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 洪水及び高潮については、県から公表された浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。また、内水については市が検討を行い、結果を踏まえてハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。
- 講演会や防災教育等の実施、地域防災センターでの体験学習の開催により、市民一人ひとりの災害への備えを促進する。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る。また、避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る。
- 土砂災害警戒区域内や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
- 円滑な医療体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について啓発を行う。
- 慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等について、本人や家族に対して、広報誌や講座等で災害への備えを周知するとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行う。
- 自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を継続して行う。
- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続す

る。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する。

(避難体制の整備)

○避難情報に基づく適切な避難行動をとることができるよう、避難情報の判断を迅速に行うとともに、市民の危機意識を高めるための体制を整備する。

○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。

(情報通信手段の多重化)

○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となるＬアラートの導入促進等、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。

(津波ハザードマップ等による普及・啓発)

○津波ハザードマップについて、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。

(避難場所・避難路等の整備)

○避難に際しては、夜間時や液状化等を考慮して徒歩による避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者等が避難する場合等、自動車による避難も検討する。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

○自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿への登録が必要な方に対する周知を行う。併せて、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

○避難行動要支援者名簿について、登録が必要な方への周知を図る。また、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

○河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・

耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。

（浸水想定区域の指定・見直し）

- 最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

（情報通信関係施策の推進）

- 避難情報及び災害発生情報等に５段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

（土砂災害防止施設の整備促進）

- 広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時における土砂災害の危険性について、住民への周知を図る。

（警戒避難体制の充実強化）

- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
- 土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って、地域の特性に則した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

（救急搬送の遅延の解消）

- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

（医薬品等の調達）

- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。

（避難所の運営体制等の整備）

- 被災者による避難所の自主運営を適正に支援できるよう、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施等地域が主体となった取り組みを促す。

（避難所における必要物資の確保等）

- 避難所で必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水等の多様な代替水源の利用に関する検討、利用機材の普及促進を図るほか、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位での必要な備蓄等を促進・啓発する。
- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（被災者の生活支援等）

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(食料等の備蓄)

- 備蓄計画に基づいた計画的な食料等の備蓄に併せ、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を促進する。
- 妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平常時から
の備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行う。

(物資・エネルギー供給体制の整備)

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関
する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

(徒歩帰宅支援ルートマップの改訂)

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの
位置等、最新情報を周知するため、定期的な改訂を行う。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の感染症が
広まらないよう、避難所運営における感染症拡大の予防策について、避難者及び避難
所職員に対して平常時の訓練等で周知する。また、施設の衛生環境を災害時にも良好
に保つ。

(医療活動を支える取り組みの推進)

- 医療活動を支えるため、三師会をはじめとする医療関係者も参加する防災訓練や、災
害支援看護職活動員の登録及び研修を継続する。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、関係機関が連携し、ハザードマップの作成
や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりを進めるとと
もに、災害の事例や研究成果等を共有するなど、地域力の強化に向けた支援等を行う。
- 持続可能な地域社会の構築に向けて、コミュニティを中心とした地域運営体制の整備
を目指し、順次、地域の状況に応じたヒト・モノ・カネの視点から支援を行い、主体
的な地域づくりを推進する。

(行政職員不足の対応)

- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体
制を構築する。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

（農業基盤等の整備）

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。

（効果的な教育・啓発の実施）

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、家具等の転倒防止対策を促進する。また、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取り組みを推進する。

（避難情報の発令）

- 避難情報の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるようにすることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。

（防災体制の整備）

- 避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。

（防災ハンドブック等の作成）

- 防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。
- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図を作成・公表すること等により、

住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。

（避難の円滑化・迅速化）

○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○災害時等において、地域の自主防災活動に積極的に取り組む防災リーダーを育成する。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

○災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備を行うとともに、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターの参加による実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。

（復興体制や手順の検討）

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

（文化財の被害の最小化）

○定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める。

（地域コミュニティの活性化）

○地域住民の安心・安全を確保するため、災害時の対応等について、コミュニティが主体的に展開できるよう、平時から町内会・自治会等の各種団体との連携・協力によって地域での共同活動を活性化する。

（町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定）

○地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。

2 人材育成

（地域防災力の強化）

- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
- 災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（小中学校等における避難訓練・防災教育等）

- 教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
- 非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練の実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。

（自主防災組織の充実強化）

- 防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等の整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。
- 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

（防災訓練及び防災教育等の推進）

- 身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、地域の特性に応じた防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。
- 災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（医師会等との連携）

- 災害時における医療対応技術を身に着けるため、トリアージ・応急手当訓練等を継続実施する。また、不測の事態に臨機応変に対応できるようにするための実践的な訓練方法を検討する。

（市民等への意識啓発）

- 自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を継続して行う。
- 防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続す

る。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。

○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

○災害が起きた時の対応力を向上するため、関係機関が連携し、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりを進めるとともに、災害の事例や研究成果等を共有するなど、地域力の強化に向けた支援等を行う。

（地方行政機関等の機能維持）

○防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。

（道路啓開体制の整備）

○地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者を育成するとともに、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取り組みを推進する。

○次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、行政と一体となり、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

○災害時等において、地域の自主防災活動に積極的に取り組む防災リーダーを育成する。

○復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う復旧・復興ボランティアセンター（災害ボランティアセンター）の生活相談機能を提供できる体制づくりに取り組む。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

○災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターの養成を継続する。また、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターのさらなるレベルアップを図る。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

○県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数

を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

○東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

（建設業の担い手確保）

○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

（自宅居住による生活再建の促進）

○県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

3 老朽化対策

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○老朽化が進む私立幼稚園等について、国が推進する認定こども園化の動きに合わせて施設整備補助を実施することにより、施設の大規模改修、建て替え及び設備の更新を支援する。また、老朽化が進む公立保育所は大規模な園が多く、大規模改修や建て替えの早期対応が困難なことから、私立の小規模保育事業、保育所、認定こども園等への施設整備補助を実施することで保育所機能の分散を図る。

○住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等を一層推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。

○住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の長寿命化計画に基づいて改修を行うほか、計画的に建て替えを行う。

（交通施設等における脆弱性の解消）

○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。

（消防活動体制の整備）

- 市内にある防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、災害時には使用不能となるおそれがあることから、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 公共施設について耐震強度を把握し、必要に応じて耐震強化を図る。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を必要に応じて実施する。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 津波・洪水・内水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新する。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 河川・海岸の堤防、水門・雨水ポンプ場、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。

（排水施設の整備）

- 雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修を進めるとともに、耐震化を図る。
- 経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、拠点避難所等に指定されている学校においては、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、自家発電設備や備蓄倉庫、トイレ、エアコンの整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。

（輸送ルートの確保対策等）

- 耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。

（上水道施設の耐震化等）

- 老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。

（ガス管の耐震対策等の推進）

- ガス会社と連携を図り、経年劣化したガス管について、必要に応じて、耐食性・耐震

性に優れたガス管への取り替えを進める。

（食料等の備蓄）

○災害時の飲料水確保のため、小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修及び増設等、適切な維持管理を行う。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）

○上水道、農業水利施設の耐震化について、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

○ポンプ場設備の適正な維持管理を行う。

（下水道施設の整備）

○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

（浄化槽の整備）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

○老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、道路照明灯等の交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、効果的な海上交通管制の構築を進める。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

○輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備のほか、緊急輸送道路等の地震・防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進める。また、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

4 研究開発

（危険な物質を扱う施設における防災対策の推進）

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。

5 産学官民・広域連携

（災害対応能力の向上）

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。

（迅速な復旧に向けた取り組みの推進）

- 災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進める。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

- ため池の耐震化等について、国・県・地域住民・施設管理者等が連携し、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。

（土砂災害対策の推進）

- 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」に基づき、適切に住民へ避難情報を発令できるよう、県等と連携を図る。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って、地域の特性に則した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。

（自治体等の活動の支援）

- 救援部隊活動拠点として使用するため、オープンスペース候補地リストを作成し、大規模な災害時における自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保する。
- 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動等を支援する。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

○災害拠点病院におけるエネルギー確保について、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性に係る認識を継続的に促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、L P ガスや灯油等、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性の向上を促進する。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と連携を図り、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、石油燃料の運搬給油体制を確保する。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

○災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

（医師会等との連携）

○初動時の医療体制確保のため、平常時から三師会との連携強化と、災害時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討する。
○大規模災害が発生した際、医療に関する調整を図るために、県が災害医療対策会議（二次医療圏単位）を設置することから、円滑に医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うことができるよう、平常時から連携に向けた協議を行う。

（輸送体制の検討）

○道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が必要になるものと考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。

（医薬品等の調達）

○医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し、調達体制の整備を図る。

（市民等への意識啓発）

○円滑な医療体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について啓発を行う。
○慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等について、本人や家族に対して、広報誌や講座等で災害への備えを周知するとともに、医療機関や薬局等と

連携した啓発を行う。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができるよう、停電時でも利用可能で、輻輳時にも優先的に通話ができる特設公衆電話回線を事前設置するとともに、電話器の整備を進める。
- 福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。

(避難所における必要物資の確保等)

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(保健医療機能の確保等)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。

(輸送ルートの確保対策等)

- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路の啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生す

る事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う。

（物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定締結事業者等と平常時から連絡体制を構築するとともに、連携強化を図る。
- 災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受け入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。

（災害時における栄養・食生活の支援）

- 被災地住民の食生活や栄養状態の早期回復に向けて支援活動を効果的に展開するため、県ガイドラインを参考に保健所と連携し、市の災害時の栄養・食生活支援マニュアルを作成する。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化、その他の整備を進める。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。

（代替輸送手段の確保等）

- 地震、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送道路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

（遺体収容体制等の構築）

○超広域災害に備え、火葬についての広域応援体制を構築する。

（医療活動を支える取り組みの推進）

○医療活動を支えるため、三師会をはじめとする医療関係者も参加する防災訓練や、災害支援看護職活動員の登録及び研修を継続する。

（災害時における警察機能の維持）

○治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する。

（行政職員不足の対応）

○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取り組みを進める。
○国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する。
また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。
○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（国・県・市町村間の連携強化）

○市の避難情報に関する意思決定に対する県からの助言を受ける体制や国・県との連携強化・情報共有体制をあらかじめ整備する。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

○平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みの向上を図る。

（港湾BCPの推進）

○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関と連携し、防災体制の充実強化を図る。

（地域連携BCP策定の促進）

- コンビナート、工業団地等の重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位での事業継続力を強化するため、地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を促進する。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進する。

（水の安定供給）

- 異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関との情報共有を緊密に行う。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応能力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

（放送設備等の防災対策）

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進する。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
- 災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。

（石油燃料の確保）

- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油・ガス等の燃料確保のための協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

（応急給水体制の構築）

- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（啓開体制の整備）

- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画の検討等を行い、体制の整備を図る。
- 海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備のほか、緊急輸送道路等の地震・防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進める。また、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。

（放置車両対策の推進）

- 災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する。

（地域モビリティの確保）

- 災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協力体制（協定締結含む）の検討を進める。

（関係機関との連携強化）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取り組みを強化する。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

- 県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

（防災体制の整備）

- 市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。

（要配慮者支援体制の整備）

- 要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を

確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進）

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について事業者への指導や周知を図る。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

- 平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みを行う対応力向上を図る。また、復興に向けての基本理念と主要施策をまとめた復興ビジョンを平常時から検討するなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者が早期に住居確保することができるよう、県と連携し、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制の整備を進める。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。

6 デジタル活用

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再編支援金等のオンライン申請を可能にする。

○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する

（災害情報の収集体制の強化）

○途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る。

第6章 計画推進の方策

本市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

1. 計画の推進体制

本市の強靱化に向けた取り組みにあたっては、市長を会長とする「東海市防災会議」を中心とした全部局横断的な体制により推進する。

また、強靱化の推進は市のみならず、国、県、近隣市町、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協力が不可欠である。そのため、平常時から連携を密にし、必要に応じて連絡・調整を図ることができる体制の構築に努める。特に市西部の臨海工業地帯には、中部圏最大の鉄鋼基地をはじめとする多くの企業が進出し、ものづくり愛知の一翼を担う産業集積地となっており、これらの企業との定期的な意見交換の機会を設けていることから、こうした機会において、関連分野の取り組みについての調整を図り、計画の実効性を高める。

2. 計画の進捗管理

本市の強靱化を進めるためには、本計画に基づく施策を着実に推進していくことが重要である。そこで、短期的・中期的に取り組む具体的な施策内容や進捗状況を把握するための重要業績指標を示した「東海市地域強靱化アクションプラン」を策定し、毎年度、各施策の進捗管理を行うものとする。また、本計画に位置付ける各施策の進捗状況を踏まえ、各所管課が中心となり、施策の見直しや改善等を行いながら事業を推進する。

3. 計画の見直し

本計画は、総合計画との調和・連携を図ることとし、総合計画の策定に併せて本計画全体の見直しを行うこととする。なお、今後の社会情勢の変化、国や県等の強靱化に関する動向や本市における施策の進捗状況等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとする。

さらに、見直しにあたっては、各部局が所管する個別計画の見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画の内容が他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と個別計画との双方の連携・整合を図ることとする。

別紙

1. リスクシナリオごとの脆弱性評価

リスクシナリオごとに整理した脆弱性評価の結果を以下に示す。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

（市街地の防災性向上）

○災害に強いまちづくりに向け、密集市街地の改善等、市街地の防災性を高める必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震改修の進捗が停滞していることから、地震による被害が大規模となる危険性のある住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震改修が困難な場合であっても、災害時に生命・身体に及ぶ危険性を低減することができるよう、住宅・建築物内の部分的な対策の実施を促進する必要がある。

（保育所、幼稚園等の老朽化対策）

○公立保育所の耐震化は全て完了しているものの、多くの公立保育所及び私立幼稚園では老朽化が進んでいることから、施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施する必要がある。

（地区集会所等の耐震化）

○有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

（ブロック塀等の耐震化）

○基準に適合しておらず、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀の改善を促進する必要がある。

（市有施設の耐震化等）

○庁舎は、地震後においても防災拠点としての機能を確保する観点から対策を検討する

必要がある。

- 市有施設の非構造部材（照明等）や擁壁の耐震化、既存不適格のエレベーターの安全確保を早期に図るほか、法改正等に基づき、耐震改修が必要な施設（エレベーター等）の調査を実施し、改修を行う必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

- 不特定多数の者が利用する建築物等は被害の拡大が懸念されることから、安全性を高める必要がある。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 避難や防災活動への支障の発生を抑制するため、倒壊の危険性が懸念される住宅・建築物の除却を図る必要がある。
- 災害時における緊急車両等の通行を確保するため、道路構造物や付属物等の耐震性を高める必要がある。
- 災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する必要がある。

（電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

- 大規模地震時の被害を抑制するため、無電柱化、大規模盛土造成地の対策を進める必要がある。

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

（災害対応能力の向上）

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。

（消防団員の加入促進）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。

（関係機関との連携強化）

- 大規模地震発生時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。

(地域防災力の強化)

- 各家庭における自助の取り組みを促進するため、情報発信等による啓発を行う必要がある。
- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。

リスクシナリオ

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 市街地や工業地域において火災が発生した場合に延焼防止効果を有する緑地帯を不足箇所に整備する必要がある。また、地震・火災の際に一時避難場所となり、救助活動や復旧・復興の拠点となる公園緑地の整備が必要である。
- 火災発生時の類焼を防止・抑制し、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、狭あい道路の改善を図る必要がある。
- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物対策を推進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼遮断空間として機能する公共空間の確保等、火災に強いまちづくりを推進する必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等)

- 災害時に水道施設が損傷した場合にも利用可能な水利を確保する必要がある。
- 密集市街地等の大規模火災や地震時に大きな被害が想定される地域において、建築物や道路、公園等の整備を行い、計画的にリスクの解消を図る必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 大規模火災発生時の災害現場において人命を守るため、防災関連機関等の災害対応能力を高めるとともに、体制を強化する必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。

（空き家の適正管理の推進）

- 管理不全となっている空き家等が被害の拡大の原因となる危険性があることから、所有者に対して適正管理を促す必要がある。

（災害に強い消防水利の確保）

- 災害時に防火水槽を使用できるよう、耐震性の強化を図る必要がある。

（消防活動体制の整備）

- 大規模地震災害等の過酷な災害現場における救助活動能力を高めるため、関係機関の連携や設備の充実強化等、消防活動体制を整備する必要がある。
- 消防団、自主防災組織の充実強化等を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設等の防災機能の強化、常備消防力の強化を進める必要がある。
- 消防団の充実強化を図るため、消防団詰所・車庫の機能強化を図る必要がある。

（消防団員の確保）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

（農業用燃料タンクの流出防止対策の推進）

- 農業用燃料タンクの燃料流出による二次災害の発生を未然に防ぐため、流出防止対策を推進する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発も含め、耐震対策を推進する必要がある。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 公共施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

（自主防災組織の充実強化）

- 災害時に自主防災組織が有効に活動できるよう、充実強化を図る必要がある。

（電気火災対策の促進）

○地震による火災の発生を抑えるため、電気火災対策を促進する必要がある。

（災害対応能力の向上）

○災害に強い道路交通環境の整備や、被災後における道路の通行可否情報の効率的な収集等、道路・交通の災害対応能力の向上を図る必要がある。

（消防水利の確保）

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、新たに消防水利を確保する必要がある。

リスクシナリオ

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（津波防災地域づくり）

○津波に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の両面から津波防災地域づくりを進める必要がある。

（市民等への意識啓発）

○津波災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○住宅・建築物や学校施設の耐震化等、地震に対する防災性を高める必要がある。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する必要がある。

（海岸防災林の機能の維持・向上）

○飛砂防備や潮害防備、津波に対する減勢効果を有する緩衝緑地の機能の維持・向上を図る必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流出しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

（河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進）

○河川の河口部や海岸にある水門や排水機場等の耐震化を図る必要がある。

（水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

- 津波襲来時における水門等操作従事者の安全確保及び確実な操作のための対策を講じる必要がある。

（地盤高の嵩上げ・液状化対策）

- 津波浸水や液状化による被害が想定される箇所において、被害を軽減する対策を検討する必要がある。

（環境保全林の機能の維持・向上）

- 臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに津波の減勢効果を有する環境保全林の機能の維持・向上を図る必要がある。

（避難体制の整備）

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。

（情報通信手段の多重化）

- より多くの市民へ災害情報を確実に伝達できるよう、現状において整備されている防災カメラ・防災行政無線、デジタル無線・衛星携帯電話、メール配信システムに加えてさらなる情報収集・伝達手段を整備する必要がある。また、避難行動要支援者への情報伝達の方法を検討する必要がある。

（情報通信関係施策の推進）

- 生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。

（津波ハザードマップ等の普及・啓発）

- 愛知県が指定した津波災害警戒区域を踏まえ、津波ハザードマップ等を修正する必要がある。

（避難場所・避難路等の整備）

- 浸水・津波災害が生じるおそれがある地域について、避難場所の確保と整備、津波一時避難ビルの指定を進めるとともに、避難誘導灯や避難案内看板等を整備する必要がある。

（避難体制の整備）

- 被害想定を踏まえて避難経路・避難方法を検討するとともに、避難行動要支援者等の避難についても検討する必要がある。

(海岸施設等の安全確保)

- 海岸・河川沿いに立地する施設等に係る避難体制整備及び避難施設の確保が必要である。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

- 避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。

(輸送ルートの確保対策等)

- 緊急輸送道路に指定されている道路の整備にあたっては、防災面に配慮した道路構造とする必要がある。また、緊急輸送道路が通行不可となった場合の代替路線の確保を検討する必要がある。
- 災害時に物資輸送車両を適切に誘導する必要がある。

(関係機関との連携強化)

- 大規模津波等発生時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。

(防災訓練及び防災教育等の推進)

- 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 津波による被害が想定される地域にある保育所等の防災力を強化する必要がある。
- 日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。

リスクシナリオ

- 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

○津波・洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

○市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、総合的な治水対策を進める必要がある。

(河川・海岸堤防等の耐震化等の推進)

○河川・海岸の堤防、水門、雨水ポンプ場・排水機場等が地震後も機能するように対策を講じる必要がある。

(河川の改修)

○河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。

(浸水対策施設の整備)

○堤防背後地の被害が想定される箇所の浸水対策を行う必要がある。

(排水施設の整備)

○浸水被害の防止を図るため、雨水施設を効率的に整備する必要がある。また、市内の主要な農業用排水機場の改修を進める必要がある。

○老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。

○被災後においても排水機能を維持するため、農業用排水施設における防災機能の強化を図る必要がある。

○災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。

(ため池の耐震化)

○市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。

(水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進)

○津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

(浸水想定区域の指定・見直し)

○洪水等からの円滑かつ迅速な避難を促進するための情報提供や意識啓発を行う必要がある。

(気候変動を踏まえた水害対策)

○近年、全国各地で懸念される降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化に対応する

ための対策を進める必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。
- 住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするため、避難情報及び災害発生情報等を適切に提供する必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防止するため、情報通信関係施策を推進する必要がある。

(避難体制の整備)

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。

(市民等への意識啓発)

- 近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。

(耐震化・液状化対策等の推進)

- 河川・海岸堤防等の防災インフラについて、耐震化・液状化対策等を推進する必要がある。

(迅速な復旧に向けた取り組みの推進)

- 防災インフラを速やかに復旧するため、応援体制や人材確保等を進める必要がある。

(関係機関における円滑な情報共有)

- 国の動向等を踏まえ、関係機関において円滑な情報共有を図る必要がある。

(山地災害対策の推進)

- 山地災害が発生するリスクの高い箇所を把握し、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策を実施する必要がある。

(ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- ため池の損失や機能不全を防ぐため、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。
- 効率的な点検・診断による施設管理を推進する必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

○複合災害・二次災害に対応するため、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

（防災訓練及び防災教育等の推進）

○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。

（地籍整備の促進）

○災害後に円滑な復旧・復興を行うため、地籍整備を推進し、土地境界等を明確にする必要がある。

（関係機関との連携強化）

○大規模水害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。

リスクシナリオ

1-5 大規模な土砂災害（土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

（土砂災害防止施設の整備促進）

○広域的に発生する土砂災害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

（大規模盛土造成地の活動崩落の防止・軽減対策の促進）

○大規模盛土造成地における大規模地震時の被害拡大を抑制する必要がある。

（山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応）

○森林の整備にあたり、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、自然と共生した森林づくりを図る必要がある。

○農業水利施設の防災対策や保安林の保全を図る必要がある。

（警戒避難体制の充実強化）

○災害リスクの高いエリアにおける住宅・建築物の立地を抑制する必要がある。

○災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行う必要がある。

○土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する必要がある。

（情報通信関係施策の推進）

- 生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 土砂災害の危険性や避難経路を周知し、防災意識を醸成するとともに、避難体制を整備する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。

（排水施設の整備）

- 老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。
- 被災後においても排水機能を維持するため、農業用排水施設における防災機能の強化を図る必要がある。

（土砂災害対策の推進）

- 土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を行う必要がある。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所においては、再度、災害防止対策を推進する必要がある。
- 重大な土砂災害の危険から住民を守るため、住民の避難行動を適切に誘導する必要がある。

（山地災害対策の推進）

- 山地災害が発生するリスクの高い箇所を把握し、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策を実施する必要がある。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

- 効率的な点検・診断による施設管理を推進する必要がある。

（関係機関との連携強化）

- 大規模土砂災害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 複合災害・二次災害に対応するため、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

（防災訓練及び防災教育等の推進）

- 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。

目標 2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害時に住民の不安を解消するため、災害対策本部による有効な情報発信の方法を検討する必要がある。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 災害対応業務の実効性を高めるため、地域の特性に則した合同訓練等を実施する必要がある。

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

- 地域の活動拠点となる警察・消防施設等の機能強化を図る必要がある。

（防災拠点の機能強化）

- 甚大な被害が生じた場合にも対応できるよう、本市の防災拠点となる消防施設の機能強化や体制強化を図る必要がある。

（大規模地震防災活動拠点の確保）

- 応援部隊の活動拠点となる大規模地震防災活動拠点が不足しているため、整備を検討する必要がある。

（関係機関との連携強化）

- 災害時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。また、被害が広域に及ぶ場合の対応を見据え、他自治体、民間事業者等と協力体制の整備が必要である。

（消防団員の確保）

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。
- 消防団の充実強化を図るため、消防団詰所・車庫の機能強化を図る必要がある。

（自治体等の活動の支援）

- 災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。

（自主防災組織の充実強化）

- 災害時に自主防災組織による活動が行われるとともに、平常時から市民の防災意識の向上に寄与するよう、組織の充実強化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援者を育成するとともに、平常時から災害時の避難支援の行動について確認を行う必要がある。

リスクシナリオ

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 停電の際に診療機能を維持するため、必要な電力を確保する必要がある。
- 災害拠点病院にエネルギーが優先的に分配されるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、設備の強化についても検討する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 災害時において石油燃料を確保できるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、石油燃料の運搬給油体制を整備する必要がある。

（災害拠点病院等の防災・減災機能の強化）

- 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように耐震化等の対策を進める必要がある。また、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を提供できるように対策を講じる必要がある。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。
- 災害時の緊急車両や公用車の燃料等を確保するため、関係事業所との連携を強化する必要がある。

（人工透析患者等への対策）

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院において、災害時の水の確保を図る必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段を確保する必要がある。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 災害時にも迅速に医療機能を提供できるようにするため、連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームを受け入れる体制の強化を図る必要がある。

（医師会等との連携）

- 災害時の初動期において医療救護活動が実施されるよう、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）との連携体制・情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 災害時に医療対応が滞りなく実施されるよう、人材育成を図る必要がある。
- 大規模災害時において、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うための体制整備が必要である。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 災害時における救援救助や緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時に迅速な救援救急活動等を実施するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。

（救急搬送の遅延の解消）

- 円滑な救急搬送が行われるよう、情報収集体制を整備する必要がある。
- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行う必要がある。
- 災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（輸送体制の検討）

- ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。
- 災害時に市内の医療機関の収容能力を超えた場合の対応について検討する必要がある。

る。

- 災害時において、基礎疾患を有する患者等の支援体制を整備するとともに、災害時要支援者の輸送体制を整備する必要がある。

（医薬品等の調達）

- 災害時の医薬品の調達体制を整備・強化する必要がある。
- 軽傷者を医療機関へ搬送することなく、地域の相互扶助で対応できる体制を構築する必要がある。

（災害時医療救護活動支援者の登録）

- 市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者を確保するための方策を検討する必要がある。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 市内の医療機関の状況から、全ての傷病者への対応は困難と考えられるため、市民に対して災害時の適切な受診行動について周知・啓発を図る必要がある。
- 災害時の医療機能の麻痺により、必要な治療や処置を提供できない可能性があることについて、周知・啓発を図る必要がある。

リスクシナリオ

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 避難所等における生活ニーズに対応するため、避難所の機能強化を図る必要がある。
- 避難所等となる公共施設の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができる環境を整備する必要がある。
- 地域が主体となって避難所運営を行うことができる体制を構築する必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の指定を拡大する必要がある。
- 福祉避難所が不足することを想定した体制を整備する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）

- 避難所において、水、食料、燃料等の必要物資を確保できるよう、施設の機能強化や支援物資輸送体制を構築するとともに、地域や家庭での備蓄を啓発する必要がある。
- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（避難所外避難者への対策の整備）

- 避難所外避難者の把握や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。

（被災者の健康管理）

- 主に災害急性期から亜急性期において、被災者の健康を害することのないよう、保健所をはじめとした各機関の連携体制を構築する必要がある。

（保健医療機能の確保等）

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても適切な処置が行われるようにするため、医療機関の連携体制を整備する必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制を整備する必要がある。

（被災者の生活支援等）

- 被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応できる体制を整備する必要がある。
- 被災者の生活再建に向けて、住まいの多様な供給の選択肢を提示できるよう、災害時の復興まちづくりの検討体制を整備する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

（避難生活における要配慮者支援）

- 要配慮者に対応した避難所運営を行うことができる体制を構築するとともに、福祉避難所を確保する必要がある。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができる体制を整備する必要がある。
- 災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する必要がある。

（避難行動要支援者への支援）

- 災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための対策を講じる必要がある。

(防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進)

○災害時に防災拠点となる庁舎の機能強化を図る必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

○避難所となる施設等の防災機能を強化する必要がある。

(避難所トイレの整備)

○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある

○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関係施設の耐震化を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

○住宅・建築物の耐震改修の進捗が停滞していることから、地震による被害が大規模となる危険性のある住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する必要がある。

○被災者の発生を最小限に留めるため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を図る必要がある。

○避難所に指定されている公共施設の防災性を高める必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

○学校や職場、地域の自治組織等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

(被災者生活再建支援体制の強化)

○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。

○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を進める必要がある。

リスクシナリオ

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルートの確保対策等)

○緊急輸送道路に指定されている道路の整備にあたっては、防災面に配慮した道路構造

とする必要がある。また、緊急輸送道路が通行不可となった場合の代替路線の確保を検討する必要がある。

- 災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。
- 道路啓開・航路啓開を行うため体制を整備する必要がある。
- 浸水等の被害や孤立の可能性のある地域を結ぶ経路を確保するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関との連携体制を整備する必要がある。
- 災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路の早期の応急復旧を見据えた体制の構築が必要である。
- 非常災害時に迅速に航路啓開を実施して船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港が可能となるように作業を進める必要がある。

(上水道施設の耐震化等)

- 水道への被害を最小化するための対策を講じる必要がある。

(ガス管の耐震対策等の推進)

- ガス管の更新について、ガス会社と連携を図る必要がある。

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 広域的な停電や通信障害からの早期復旧に向けて、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う必要がある。
- 停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行うため、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備する必要がある。

(応急給水体制の構築)

- 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水体制を構築する必要がある。
- 配水施設が継続して稼働するよう、自家発電装置の燃料の確保を図り、応急電源設備の維持管理を行う必要がある。

(食料等の備蓄)

- 備蓄計画に基づき、大規模地震への対応を見据えた備蓄物資の整備を図る必要がある。

- 市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。
- 避難所等において飲料水を確保するための対策を講じる必要がある。

（物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送に関する協定締結事業者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。
- 災害時の救援物資の集積拠点における物資の受け入れ・配送体制の強化を図る必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（被災時の食生活支援）

- 災害時における被災住民の食生活や栄養状態の早期回復を見据えた支援活動を展開するための事前準備を整えておく必要がある。

リスクシナリオ

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関の運行情報をリアルタイムに提供できる体制を整備する必要がある。
- 帰宅困難者が情報を得られる環境を整えるほか、帰宅困難者の集中を防止する対策を検討する必要がある。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等において発生が想定される帰宅困難者の受け入れについて検討する必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制を整備する必要がある。

○徒歩での帰宅を支援するため、徒歩帰宅者が休憩し、情報を得られる拠点を設置する必要がある。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、道路整備・機能強化を図る必要がある。
- 災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（代替輸送手段の確保等）

- 道路や公共交通機関が被災した場合に市内滞在者が早期に帰宅できるよう、関係機関の連携体制を整備する必要がある。

（災害時の帰宅対策）

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップの定期的な更新を行う必要がある。

（物資の供給やルートの確保）

- 災害時における緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。

リスクシナリオ

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（衛生環境の確保等）

- 災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を促進する必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者及び避難所職員が適切な行動をとることができるよう、周知する必要がある。
- 災害時において、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品を確保することができる体制を構築することが必要である。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

- 地震災害時に下水道の被害を最小化するため、防災性を高める必要がある。

（予防・防疫体制の構築）

- 衛生上問題となる箇所の把握や消毒を早期に実施することができる体制づくりを整備する必要がある。

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災後において、災害廃棄物の仮置場の早期運用を図る必要がある。

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれらに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保や遺体収容体制の構築を図る必要がある。
- 超広域災害を見据え、火葬に係る広域応援体制を構築する必要がある。
- 応急仮埋葬を行う場所を確保する必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

- 避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。

（避難所トイレの整備）

- 避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

（災害時行動マニュアルの改訂）

- 災害時行動マニュアルを状況に応じて見直す必要がある。

（医療活動を支える取り組みの推進）

- 災害時の医療活動を支えるため、医療関係者の体制強化や人員確保等を図る必要がある。

（予防・防疫体制の構築）

- 避難所等における感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病等の発生を防止するため、自主防災組織や団体等が適切な保健行動をとることができるよう、人材育成を行う必要がある。

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

リスクシナリオ

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

（災害時における警察機能の維持）

- 治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する必要がある。

（治安確保のための体制強化）

- 治安の確保に必要な体制や設備・装備資機材等の確保を図る必要がある。

（緊急交通路の確保）

- 緊急交通路を早期に確保するための体制を構築する必要がある。

（信号機電源付加装置の整備）

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路照明や道路情報板等の停電対策を講じる必要がある。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

- 道路交通の混乱を最小限とするため、情報収集・伝達や交通規制を行うことができる体制を整備する必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた際の地域の対応力を向上させるため、教育・人材育成等によって地域力の強化を図る必要がある。
- 災害時においても地域運営が行われるよう、コミュニティを中心とした地域運営体制を整備する必要がある。

リスクシナリオ

3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（業務継続体制の整備）

- 東海市業務継続計画の定期的な見直しによって、新たな知見や実情等を反映する必要がある。また、計画を踏まえた職員の教育や訓練等によって体制の強化を図る必要がある。

○災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。

(行政職員不足の対応)

○災害時における職員不足に対応するため、人的支援の受入体制の強化を図る必要がある。

○国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

(地方行政機関等の機能維持)

○災害時に適切かつ的確な対応を実施するため、庁内体制の強化を図る必要がある。

(市有施設の機能確保)

○庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。

○災害時に活動拠点や避難所として活用される市有施設の機能強化を図る必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

○防災拠点に位置付けられている公共施設について、地震・津波や水害対策等を講じる必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

○庁舎が被災した場合の業務バックアップ拠点となる施設の防災性を高める必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○避難所等となる公共施設の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。

○避難所の防災性を高めるため、避難所となる屋内運動場の非構造部材の耐震点検を行い、対策を検討する必要がある。

(道路の防災対策等)

○インフラの被災によって機能不全が発生しないよう、施設整備・機能強化を図る必要がある。

○電力等の長期供給停止を発生させないよう、道路の防災性強化を図る必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

○災害時においても庁舎や消防署、警察署等の重要施設での事業が継続されるよう、対

策を講じる必要がある。

（災害応急対策の実施体制の確立）

○降雨による災害の発生が予想される場合の災害即応態勢の確保を図る必要がある。

（国・県・市町村間の連携強化）

○市による避難情報の発令を適時・適切・確実に行うことができるよう、国・県との連携・情報共有体制を整備する必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。
- 被災者を迅速に把握するための体制を整備する必要がある。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する必要がある。

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

（個別企業BCP策定等の促進）

○発災後においても企業が事業活動を継続できるようにするため、企業BCPの策定を促進する必要がある。

（民間企業における事業継続に資する取り組みの促進）

○産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図れるように、防災対策を強化する必要がある。

（耐災害性を高める施策等の推進）

○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路ネットワークの整備や道

路・港湾施設の災害対策、機能強化を推進する必要がある。また、交通ネットワークの早期復旧に向けた取り組み等を検討する必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。

（高潮対策の推進）

○産業集積地である臨海部が浸水した場合には、企業や経済に対して甚大な被害が懸念されるため、高潮対策によって地域の産業・経済を守る必要がある。

（地域連携BCP策定の促進）

○災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加えて、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。

（港湾BCPの推進）

○発災後は、港湾BCPに基づき、港湾施設の応急復旧や港湾機能の回復を着実に推進する必要がある。

リスクシナリオ

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、防災体制の充実強化を図る必要がある。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナートに係る設備の耐震化等を促進する必要がある。

（特定・準特定屋外タンクの耐震化）

○市内には、特定屋外タンク（10基）及び準特定屋外タンク（6基）が計16基設置されており、16基中15基は耐震化済みである。不適合の特定屋外タンクの使用再開に向けて、耐震化を進める必要がある。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、災害情報を周辺住民等に伝達する体制を構築する必要がある。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合においては、関係機関や地域住民等に迅速に情報伝達する必要がある。
- 有害物質使用事業者に対し、不測の事態に備えた対策を促す必要がある。

（地域連携BCP策定の促進）

- コンビナートや工業団地等の重要な産業施設の事業継続力を強化するため、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

（河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進）

- 河川の河口部や海岸にある水門等の耐震強化、被災後における雨水ポンプ場や排水機場等の排水機能の確保等、水害を抑制する施設の耐震対策を推進する必要がある。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する必要がある。

（危険な物質を扱う施設における防災対策の推進）

- 危険な物質を取り扱う施設の防災対策や、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を推進する必要がある。

（港湾BCPの推進）

- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進める必要がある。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

- 災害時における港湾物流機能を維持するため、物流ルートや物流施設の耐災害性を図る必要がある。

（石綿飛散防止対策の促進）

- 災害時において、倒壊建築物等から適切な石綿除去作業が実施されるように、対策を推進する必要がある。
- 災害時において、速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施する必要がある。

（ＰＣＢ廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中のＰＣＢ廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。

（高圧ガス施設の耐震化の推進等）

- 高圧ガスの漏えいを防止するため、高圧ガス施設の耐震化を実施する必要がある。

リスクシナリオ

４－３ 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

（金融機関における防災対策の推進）

- 金融サービスの機能停止を防ぐため、金融機関のＢＣＰに関わる対策を実施する必要がある。

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。
- 郵便局舎の耐震化を進めるとともに、ＢＣＰの実効性を確保する必要がある。

リスクシナリオ

４－４ 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

（物流インフラ網の構築）

- 道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

（ため池の耐震化）

- 農業用水の確保と災害時の緊急水源として、ため池の耐震改修を図る必要がある。
- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

（食料の安定供給）

- 平常時はもとより災害時においても、安定した食料の供給を図る必要がある。

リスクシナリオ

4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 用水供給の途絶に備え、雨水等の有効利用を進める必要がある。

（水の安定供給）

- 異常渇水により生活活動や産業に甚大な影響を及ぼす可能性があるため、関係機関との情報共有を緊密に行う必要がある。

リスクシナリオ

4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

（農業基盤等の整備）

- 農地の荒廃による被害を軽減する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

○森林の適切な整備・保全により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

(土砂災害の防止)

○土砂災害の発生を防止する施設整備を推進する必要がある。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

○森林が有する多面的機能を発揮できる森林づくりを進めていく必要がある。

○地域の活動組織による森林の保全管理活動等を促進する必要がある。

(農地・森林等の荒廃の防止)

○農地・森林等の荒廃を防ぎ、農業・林業等の生産活動を持続する必要がある。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

○防災・減災機能を維持するため、公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

目標 5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○電力等の長期供給停止を発生させない体制の整備、電力供給ネットワークの災害対応能力の強化を進める必要がある。

(情報ネットワークの強化、高度化)

○庁舎等の被災時における重要データを保管するため、基幹システム等を庁舎からデータセンターへ順次移設している中、データセンターまでの通信断を防ぐため、情報ネットワークの強化、高度化を検討する必要がある。

(情報通信手段の多重化)

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となるLアラートの導入促進等、多様なメデ

ィアを利活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。

- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、多様な情報通信手段について検討する必要がある。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する必要がある。
- 緊急時における外国人への災害情報の伝達体制の整備・強化を図る必要がある。

（庁舎等の電力確保対策の推進）

- 停電時における非常用電源の燃料の確保を検討する必要がある。
- 災害時の情報システムの運用について、通信不能となった場合の運用方法等について検討する必要がある。

（放送設備等の防災対策）

- テレビやラジオ等の災害時に住民の情報入手手段として大きな役割を果たす放送が中断することがないように、放送設備等の防災対策を進める必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- 災害時に確実な情報提供を行うことができるよう、情報伝達手段の機能強化を図る必要がある。
- 夜間や早朝における突発的局地的豪雨の情報伝達方法を検討する必要がある。

（情報通信インフラの整備）

- 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する情報通信インフラの整備を促進する必要がある。

（道路被害情報共有の強化）

- 災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、充実強化を図る必要がある。

（臨海部への災害情報提供）

- 災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める必要がある。

（情報伝達体制の充実化）

- 洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実化を図る必要がある。
- 土砂災害警戒情報等を継続的に配信できるよう、情報伝達体制の充実化を図る必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害を軽減・防止するほか、適切な避難行動を促すため、教育・啓発を行う必要がある。
- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

（通信及びデータ可用性の確保）

- 災害時に通信インフラ等への被害や通信障害を回避するための対策を講じる必要がある。

（避難情報の発令）

- 災害時に要配慮者を含む住民等が適切に避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。
- 局地的かつ短時間の豪雨の場合において避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。
- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図る必要がある。

（防災体制の整備）

- 災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。

（防災ハンドブック等の作成）

- 防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る必要がある。
- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 住民が住んでいる地域に関する災害リスクを正しく認識し、適切な避難行動を確認することができるよう、ハザードに関する情報提供や意識啓発を図る必要がある。

（避難の円滑化・迅速化）

- 避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、災害発生前のリードタイムを考慮した避難体制の整備を支援する必要がある。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避

難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。

（電力の確保）

○災害時の停電を想定し、情報通信のための電力を確保する必要がある。

リスクシナリオ

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（地域における自立・分散型エネルギー導入促進）

○地域における自立・分散型電源の確保を促進するため、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。

（施設の耐災害性強化）

○浸水により、電力の設備に異常が発生する可能性がある施設については、施設の耐災害性強化を図る必要がある。

（エレベーター閉じ込め対策）

○エレベーターの緊急停止によって乗員が閉じ込められる事態が発生する可能性があるため、閉じ込め対策について検討する必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

○被災後は非常用発電や緊急物資輸送のための需要増大が想定されるため、災害時におけるエネルギー供給の優先順位を検討する必要がある。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

○インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。

5-3 都市ガス供給・石油・L P ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

- サプライチェーンを維持するとともに、緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。

(末端供給拠点の災害対応能力強化)

- 災害時にエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所について、災害対応能力の強化を推進する必要がある。
- 工場・事業所等における自家発電設備の導入等、燃料確保の促進を図る必要がある。
- ガソリン等の不足に備えるため、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。

(石油コンビナート等防災訓練の実施)

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、石油コンビナート等において防災訓練を実施する必要がある。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は非常用発電や緊急物資輸送のための需要増大が想定されるため、災害時におけるエネルギー供給の優先順位を検討する必要がある。

(中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進)

- インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。

(ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化)

- 被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

(石油関連施設の防災対策の強化)

- 災害時に備え、石油関連施設の防災対策の強化を図る必要がある。
- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料等を確保する体制を整備する必要がある。

（施設の耐災害性強化）

- 浸水により、ガス等の設備に異常が発生する可能性がある施設については、施設の耐災害性強化を図る必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 被災後においても、安定した燃料供給を行うため、輸送基盤の災害対策を推進する必要がある。

リスクシナリオ

5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（上水道施設の耐震化等）

- 市内の水道管の多くは昭和 40 年代から布設され、市街地整備と共に布設延長が増加しているため、水道管の老朽化対策を推進する必要がある。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

- 災害時に迅速かつ的確な応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、ポンプ場設備の適正な維持管理をする必要がある。

（応急給水体制の構築）

- 給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水体制を構築する必要がある。
- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。
- インフラの復旧が遅れる場合であっても、迅速かつ的確な応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、必要な資材等を確保する必要がある。

（下水道施設の整備）

- 下水道施設の機能を維持するため、耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。

（下水道BCPの見直し）

- 被災時に長期間にわたる機能停止の状態に陥らないように、下水道BCPを見直しする必要がある。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した浄化槽の更新を図る必要がある。

（排水施設の整備）

○下水道事業認可区域外において、安定したし尿処理の確保を図る必要がある。

（污水处理施設等の防災対策の強化）

○施設の耐震化や代替性の確保等、污水处理施設等の防災対策の強化を図る必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。

○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

リスクシナリオ

5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通施設の機能強化）

○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。

（地域を支える幹線道路網の整備促進）

○基幹的道路交通ネットワークについて、整備を促進する必要がある。

○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流ネットワークを確保するため、基幹的陸上交通ネットワークの機能強化や災害時における代替機能の強化を進める必要がある。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

○地震や津波、洪水、高潮等による幹線交通の分断を想定し、事前に対策を検討する必要がある。

○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。

（輸送モードの連携・代替性の確保）

○災害時における輸送モード相互の連携や代替性の確保について検討する必要がある。また、公共交通機関の運行状況等を利用者に提供する体制を構築する必要がある。

○交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。

（貨物等の流出防止対策の推進）

○津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、必要に応じて貨物流出防止対策を推進する必要がある。

（啓開体制の整備）

○途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。

○海上・航空輸送ネットワークを確保するための体制構築・強化を進める必要がある。

（物流インフラ網の構築）

○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。

（海上輸送拠点の耐震化等の促進）

○民間事業者が所有する施設の耐震化等を促進する必要がある。

（道路ネットワークの強化）

○被災地の復旧支援に資する道路ネットワークにおいて、機能強化を図る必要がある。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

○輸送ルートの確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、道路整備・機能強化を行うとともに、代替路線の確保を検討するほか、関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。

○様々な関係機関と連携し、道路・航路の啓開体制を整備する必要がある。

（道路における冠水対策の推進）

○冠水時の通行止めによる地域の道路ネットワークの分断を防ぐため、冠水対策を推進する必要がある。

（放置車両対策の推進）

○災害時に、道路上の放置車両等や立ち往生車両等によって災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、放置車両対策の検討を進める必要がある。

（道路啓開体制の整備）

- 途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する必要がある。

（地域モビリティの確保）

- 発災後においても移動手段を確保するため、公共交通関係者等と協力体制の検討を進める必要がある。

（関係機関との連携強化）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避するため、関係機関が連携した取り組みを強化する必要がある。
- 救助・救急活動等が円滑に実施されるように、行政機能の低下を回避する取り組みを進める必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。

（ブロック塀等の耐震化）

- 基準に適合しておらず、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀の改善を促進する必要がある。

（沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み）

- 基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、改修を促進する必要がある。

（道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策）

- 沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態の分散化を図る必要がある。

（危険な空き家の除却等への支援）

○管理不全となっている空き家等は、地震時に倒壊する可能性が高いため、所有者等による適正な管理を促進する必要がある。

（災害情報の収集体制の強化）

○被害状況の早期把握や復旧計画の速やかな立案等を行うため、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

○途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

（交通渋滞の回避）

○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行うほか、情報伝達体制を整備する必要がある。

（地下構造物の耐震化等の推進）

○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなる状態を防ぐ必要がある。

目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（地方行政機関等の機能維持）

○災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める必要がある。

（事前復旧・復興計画等の策定）

○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を進める必要がある。

（震災復興都市計画模擬訓練の実施）

○震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。
また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興で

きる体制を整える必要がある。

リスクシナリオ

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 復旧・復興を担う人材等の定住を促進する必要がある。
- 復興事業を担う建設業においても、人材を育成する必要がある。
- 地域の自主防災活動に積極的に取り組む人材を育成する必要がある。
- 復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う体制づくりに取り組む必要がある。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

- 被災者ニーズとボランティアとの調整役となる人材を養成する必要がある。
- ボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制の整備を図る必要がある。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

- 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行う必要がある。

（円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保）

- 遺体の処置を円滑に行うための体制を整備する必要がある。

（医療機関の耐災害性の向上）

- 被災地における安定した医療サービスの提供を図るため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。

（復旧・復興体制の強化）

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（要配慮者支援体制の整備）

- 介護認定者、認知症高齢者、障がい者等の要配慮者の家族等が、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。

リスクシナリオ

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災後において、災害廃棄物の仮置場の早期運用を図る必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、災害廃棄物の処理体制の充実化を図る必要がある。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進）

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止する必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスを適切に回収するため、回収・処理計画の策定を促進する必要がある。
- 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する必要がある。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、処理の迅速化を図る必要がある。

（防災体制の整備）

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害廃棄物の撤去を円滑に行うため、災害ボランティアセンターと連携を図る必要がある。

リスクシナリオ

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（地籍調査の推進等）

- 地籍調査や測量の作業効率化を図るとともに、被災想定地域における官民境界の基本的な情報を重点的に整備する必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

（所有者不明土地への対応）

- 所有者の全部又は一部が不明な土地は、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、用地確保の円滑化を図る必要がある。

（復興体制や手順の検討）

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順について検討する必要がある。
- 生活環境やコミュニティの維持等の観点を踏まえて、被災後における住宅の応急修理や供給方策について検討する必要がある。
- 被災後における被災者の生活再建を支援するため、被災者の住家に対する交付体制の確立を図る必要がある。

（用地の活用に係る平常時からの調整）

- 災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となるため、用地に係る調整等を事前に行う必要がある。

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。

リスクシナリオ

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（文化財の被害の最小化）

- 建造物（石垣等を含む）の文化財については、耐震化等を促進し、耐災害性を高める必要がある。
- 絵画等の文化財については、被害を最小限に留めるため、所有者と調整を図る必要がある。
- 定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める必要がある。

（地域コミュニティの活性化）

- 町内会・自治会等の地域コミュニティによって主体的に災害時の対応が展開される体制を構築する必要がある。

（博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化）

- 展示物・収蔵物については、被害を最小限に留めるため、展示方法・収蔵方法等について検討するとともに、文化財の保護対策を進める必要がある。
- 文化財が被害に遭った場合に速やかに対応できるように、事前の備えが必要である。

（町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定）

- 有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

リスクシナリオ

6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。また、事前の復興準備を整えておく必要がある。
- 早期の復旧・復興を実現するため、万一の際の雇用の喪失や人口流出を抑制する必要がある。

（金融機関の機能確保）

- 災害時において、金融決済機能の継続性を確保する必要がある。

（災害に強い民間物流施設の整備促進）

- 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備を促進するとともに、荷主と物流事業者の連携を図る必要がある。

6-7 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の迅速な供与に向けて、建設用地の確保等、住宅建設に向けた体制強化を図る必要がある。
- 住宅の再建が困難な被災者に対して、安定した居住先を提供する必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者に対する居住先の提供に向けて、被災者向け住宅を確保するための体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災後において、迅速な危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するための体制を構築する必要がある。

2. 施策分野ごとの脆弱性評価

(1) 個別施策分野の視点からみた脆弱性評価

個別施策分野ごとに整理した脆弱性評価の結果を以下に示す。

1 行政機能／警察・消防等

(市有施設の耐震化等)

- 庁舎は、地震後においても防災拠点としての機能を確保する観点から対策を検討する必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 大規模火災発生時の災害現場において人命を守るため、防災関連機関等の災害対応能力を高めるとともに、体制を強化する必要がある。

(消防団員の加入促進)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。

(関係機関との連携強化)

- 大規模災害発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。また、被害が広域に及ぶ場合の対応を見据え、他自治体、民間事業者等と協力体制の整備が必要である。
- 災害時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。また、被害が広域に及ぶ場合の対応を見据え、他自治体、民間事業者等と協力体制の整備が必要である。
- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避するため、関係機関が連携した取り組みを強化する必要がある。
- 救助・救急活動等が円滑に実施されるように、行政機能の低下を回避する取り組みを進める必要がある。

(地域防災力の強化)

- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。

(災害に強い消防水利の確保)

- 災害時に防火水槽を使用できるよう、耐震性の強化を図る必要がある。

(消防活動体制の整備)

- 大規模地震災害等の過酷な災害現場における救助活動能力を高めるため、関係機関の連携や設備の充実強化等、消防活動体制を整備する必要がある。
- 消防団、自主防災組織の充実強化等を図る必要がある。
- 防災拠点となる公共施設等の防災機能の強化、常備消防力の強化を進める必要がある。

(消防団員の確保)

- 近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 消防団の充実強化を図るため、消防団詰所・車庫の機能強化を図る必要がある。
- 災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。
- 複合災害・二次災害に対応するため、消防団等の充実強化を促進する必要がある。

(自主防災組織の充実強化)

- 災害時に自主防災組織が有効に活動できるよう、充実強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織による活動が行われるとともに、平常時から市民の防災意識の向上に寄与するよう、組織の充実強化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援者を育成するとともに、平常時から災害時の避難支援の行動について確認を行う必要がある。

(南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討)

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する必要がある。

(避難体制の整備)

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。

○被害想定を踏まえて避難経路・避難方法を検討するとともに、避難行動要支援者等の避難についても検討する必要がある。

(避難場所・避難路等の整備)

○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域について、避難場所の確保と整備、津波一時避難ビルの指定を進めるとともに、避難誘導灯や避難案内看板等を整備する必要がある。

(避難行動要支援者の避難体制の整備)

○避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。

(防災訓練及び防災教育等の推進)

○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。
○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

○日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。

(気候変動を踏まえた水害対策)

○近年、全国各地で懸念される降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化に対応するための対策を進める必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

○住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするため、避難情報及び災害発生情報等を適切に提供する必要がある。

(市民等への意識啓発)

○近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。
○市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。
○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

（警戒避難体制の充実強化）

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行う必要がある。
- 土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する必要がある。

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害時に住民の不安を解消するため、災害対策本部による有効な情報発信の方法を検討する必要がある。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 災害対応業務の実効性を高めるため、地域の特性に則した合同訓練等を実施する必要がある。

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

- 地域の活動拠点となる警察・消防施設等の機能強化を図る必要がある。

（防災拠点の機能強化）

- 甚大な被害が生じた場合にも対応できるよう、本市の防災拠点となる消防施設の機能強化や体制強化を図る必要がある。

（大規模地震防災活動拠点の確保）

- 応援部隊の活動拠点となる大規模地震防災活動拠点が不足しているため、整備を検討する必要がある。

（自治体等の活動の支援）

- 災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができる環境を整備する必要がある。
- 地域が主体となって避難所運営を行うことができる体制を構築する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）

- 避難所において、水、食料、燃料等の必要物資を確保できるよう、施設の機能強化や

支援物資輸送体制を構築するとともに、地域や家庭での備蓄を啓発する必要がある。
○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（避難所外避難者への対策の整備）

○避難所外避難者の把握や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。

（被災者の生活支援等）

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

（避難行動要支援者への支援）

○災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための対策を講じる必要がある。

（防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進）

○災害時に防災拠点となる庁舎の機能強化を図る必要がある。

（避難所トイレの整備）

○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○被災者の発生を最小限に留めるため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を図る必要がある。

（被災者生活再建支援体制の強化）

○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。

○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を進める必要がある。

（応急給水体制の構築）

○給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水体制を構築する必要がある。

○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必

要がある。

- インフラの復旧が遅れる場合であっても、迅速かつ的確な応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、必要な資材等を確保する必要がある。

（食料等の備蓄）

- 備蓄計画に基づき、大規模地震への対応を見据えた備蓄物資の整備を図る必要がある。
- 避難所等において飲料水を確保するための対策を講じる必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制を整備する必要がある。

（災害時の帰宅対策）

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップの定期的な更新を行う必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

- 避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。

（災害時行動マニュアルの改訂）

- 災害時行動マニュアルを状況に応じて見直す必要がある。

（災害時における警察機能の維持）

- 治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する必要がある。

（治安確保のための体制強化）

- 治安の確保に必要な体制や設備・装備資機材等の確保を図る必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

- 災害が起きた際の地域の対応力を向上させるため、教育・人材育成等によって地域力の強化を図る必要がある。
- 災害時においても地域運営が行われるよう、コミュニティを中心とした地域運営体制を整備する必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 東海市業務継続計画の定期的な見直しによって、新たな知見や実情等を反映する必要

がある。また、計画を踏まえた職員の教育や訓練等によって体制の強化を図る必要がある。

○災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。

（行政職員不足の対応）

○災害時における職員不足に対応するため、人的支援の受入体制の強化を図る必要がある。

○国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。

○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（地方行政機関等の機能維持）

○災害時に適切かつ的確な対応を実施するため、庁内体制の強化を図る必要がある。

○災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める必要がある。

（市有施設の機能確保）

○庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。

（応急活動等の継続のための事前対策）

○災害時においても庁舎や消防署、警察署等の重要施設での事業が継続されるよう、対策を講じる必要がある。

（災害応急対策の実施体制の確立）

○降雨による災害の発生が予想される場合の災害即応態勢の確保を図る必要がある。

（国・県・市町村間の連携強化）

○市による避難情報の発令を適時・適切・確実に行うことができるよう、国・県との連携・情報共有体制を整備する必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

○「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。

○被災者を迅速に把握するための体制を整備する必要がある。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困

難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する必要がある。

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、防災体制の充実強化を図る必要がある。

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。
- 郵便局舎の耐震化を進めるとともに、BCPの実効性を確保する必要がある。

（水の安定供給）

○異常渇水により生活活動や産業に甚大な影響を及ぼす可能性があるため、関係機関との情報共有を緊密に行う必要がある。

（情報伝達体制の充実化）

○洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実化を図る必要がある。

（避難情報の発令）

- 災害時に要配慮者を含む住民等が適切に避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。
- 局地的かつ短時間の豪雨の場合において避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。

（防災体制の整備）

- 災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。
- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（防災ハンドブック等の作成）

○防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る必要がある。

（避難の円滑化・迅速化）

○避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、災害発生前のリードタイムを考慮した避難体制の整備を支援する必要がある。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（エレベーター閉じ込め対策）

- エレベーターの緊急停止によって乗員が閉じ込められる事態が発生する可能性があるため、閉じ込め対策について検討する必要がある。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、石油コンビナート等において防災訓練を実施する必要がある。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（下水道BCPの見直し）

- 被災時に長期間にわたる機能停止の状態に陥らないように、下水道BCPを見直しする必要がある。

（基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討）

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する必要がある。

（事前復旧・復興計画等の策定）

- 事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を進める必要がある。

（震災復興都市計画模擬訓練の実施）

- 震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。
また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える必要がある。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 復興事業を担う建設業においても、人材を育成する必要がある。
- 地域の自主防災活動に積極的に取り組む人材を育成する必要がある。
- 復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う体制づくりに取り組

む必要がある。

(防災ボランティアコーディネーターの育成)

- 被災者ニーズとボランティアとの調整役となる人材を養成する必要がある。
- ボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制の整備を図る必要がある。

(応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等)

- 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行う必要がある。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うための体制を整備する必要がある。

(復旧・復興体制の強化)

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

(復興体制や手順の検討)

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順について検討する必要がある。
- 被災後における被災者の生活再建を支援するため、被災者の住家に対する交付体制の確立を図る必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整)

- 災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となるため、用地に係る調整等を事前に行う必要がある。

(文化財の被害の最小化)

- 絵画等の文化財については、被害を最小限に留めるため、所有者と調整を図る必要がある。
- 定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める必要がある。

(地域コミュニティの活性化)

- 町内会・自治会等の地域コミュニティによって主体的に災害時の対応が展開される体制を構築する必要がある。

（博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化）

- 展示物・収蔵物については、被害を最小限に留めるため、展示方法・収蔵方法等について検討するとともに、文化財の保護対策を進める必要がある。
- 文化財が被害に遭った場合に速やかに対応できるように、事前の備えが必要である。

（風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化）

- 風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。また、事前の復興準備を整えておく必要がある。
- 早期の復旧・復興を実現するため、万一の際の雇用喪失や人口流出を抑制する必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 被災後において、迅速な危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。

2 住宅・都市

（市街地の防災性向上）

- 災害に強いまちづくりに向け、密集市街地の改善等、市街地の防災性を高める必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 住宅・建築物の耐震改修の進捗が停滞していることから、地震による被害が大規模となる危険性のある住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震改修が困難な場合であっても、災害時に生命・身体に及ぶ危険性を低減することができるよう、住宅・建築物内の部分的な対策の実施を促進する必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発も含め、耐震対策を推進する必要がある。
- 住宅・建築物や学校施設の耐震化等、地震に対する防災性を高める必要がある。
- 避難所に指定されている公共施設の防災性を高める必要がある。
- 沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。

（地区集会所等の耐震化）

○有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

（ブロック塀等の耐震化）

○基準に適合しておらず、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀の改善を促進する必要がある。

（市有施設の耐震化等）

○市有施設の非構造部材（照明等）や擁壁の耐震化、既存不適格のエレベーターの安全確保を早期に図るほか、法改正等に基づき、耐震改修が必要な施設（エレベーター等）の調査を実施し、改修を行う必要がある。

（不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進）

○不特定多数の者が利用する建築物等は被害の拡大が懸念されることから、安全性を高める必要がある。

（交通施設等における脆弱性の解消）

○避難や防災活動への支障の発生を抑制するため、倒壊の危険性が懸念される住宅・建築物の除却を図る必要がある。

（電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等）

○大規模地震時の被害を抑制するため、無電柱化、大規模盛土造成地の対策を進める必要がある。

（地域防災力の強化）

○各家庭における自助の取り組みを促進するため、情報発信等による啓発を行う必要がある。

（火災に強いまちづくり等の推進）

○市街地や工業地域において火災が発生した場合に延焼防止効果を有する緑地帯を不足箇所に整備する必要がある。また、地震・火災の際に一時避難場所となり、救助活動や復旧・復興の拠点となる公園緑地の整備が必要である。

○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物対策を推進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼遮断空間として機能する公共空間の確保等、火災に強いまちづくりを推進する必要がある。

（水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等）

- 災害時に水道施設が損傷した場合にも利用可能な水利を確保する必要がある。
- 密集市街地等の大規模火災や地震時に大きな被害が想定される地域において、建築物や道路、公園等の整備を行い、計画的にリスクの解消を図る必要がある。

（空き家の適正管理の推進）

- 管理不全となっている空き家等が被害の拡大の原因となる危険性があることから、所有者に対して適正管理を促す必要がある。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

- 公共施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

（電気火災対策の促進）

- 地震による火災の発生を抑えるため、電気火災対策を促進する必要がある。

（消防水利の確保）

- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、新たに消防水利を確保する必要がある。

（避難場所・避難路等の整備）

- 浸水・津波災害が生じるおそれがある地域について、避難場所の確保と整備、津波一時避難ビルの指定を進めるとともに、避難誘導灯や避難案内看板等を整備する必要がある。

（海岸施設等の安全確保）

- 海岸・河川沿いに立地する施設等に係る避難体制整備及び避難施設の確保が必要である。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、総合的な治水対策を進める必要がある。

（排水施設の整備）

- 老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。
- 下水道事業認可区域外において、安定したし尿処理の確保を図る必要がある。

(耐震化・液状化対策等の推進)

- 河川・海岸堤防等の防災インフラについて、耐震化・液状化対策等を推進する必要がある。

(迅速な復旧に向けた取り組みの推進)

- 防災インフラを速やかに復旧するため、応援体制や人材確保等を進める必要がある。

(ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

- 効率的な点検・診断による施設管理を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地の活動崩落の防止・軽減対策の促進)

- 大規模盛土造成地における大規模地震時の被害拡大を抑制する必要がある。

(警戒避難体制の充実強化)

- 災害リスクの高いエリアにおける住宅・建築物の立地を抑制する必要がある。

(大規模地震防災活動拠点の確保)

- 応援部隊の活動拠点となる大規模地震防災活動拠点が不足しているため、整備を検討する必要がある。

(自治体等の活動の支援)

- 災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに対応するため、避難所の機能強化を図る必要がある。
- 避難所等となる公共施設の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。

(被災者の生活支援等)

- 被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応できる体制を整備する必要がある。
- 被災者の生活再建に向けて、住まいの多様な供給の選択肢を提示できるよう、災害時の復興まちづくりの検討体制を整備する必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の防災機能を強化する必要がある。

（避難所トイレの整備）

- 避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。
- 避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

（上水道施設の耐震化等）

- 水道への被害を最小化するための対策を講じる必要がある。
- 市内の水道管の多くは昭和 40 年代から布設され、市街地整備と共に布設延長が増加しているため、水道管の老朽化対策を推進する必要がある。

（食料等の備蓄）

- 市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。
- 避難所等において飲料水を確保するための対策を講じる必要がある。

（帰宅困難者対策の推進）

- 公共交通機関の運行情報をリアルタイムに提供できる体制を整備する必要がある。
- 帰宅困難者が情報を得られる環境を整えるほか、帰宅困難者の集中を防止する対策を検討する必要がある。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等において発生が想定される帰宅困難者の受け入れについて検討する必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 徒歩での帰宅を支援するため、徒歩帰宅者が休憩し、情報を得られる拠点を設置する必要がある。

（衛生環境の確保等）

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

- 地震災害時に下水道の被害を最小化するため、防災性を高める必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

- 避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。

（市有施設の機能確保）

○災害時に活動拠点や避難所として活用される市有施設の機能強化を図る必要がある。

（防災拠点等の耐震化等の推進）

○防災拠点に位置付けられている公共施設について、地震・津波や水害対策等を講じる必要がある。

（業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等）

○庁舎が被災した場合の業務バックアップ拠点となる施設の防災性を高める必要がある。

（公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進）

○避難所等となる公共施設の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。

○避難所の防災性を高めるため、避難所となる屋内運動場の非構造部材の耐震点検を行い、対策を検討する必要がある。

（適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進）

○防災・減災機能を維持するため、公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

（市民等への意識啓発）

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害を軽減・防止するほか、適切な避難行動を促すため、教育・啓発を行う必要がある。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

○災害時に迅速かつ的確な応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、ポンプ場設備の適正な維持管理をする必要がある。

（下水道施設の整備）

○下水道施設の機能を維持するため、耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。

（浄化槽の整備）

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した浄化槽の更新を図る必要

がある。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

- 施設の耐震化や代替性の確保等、汚水処理施設等の防災対策の強化を図る必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

- 避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。
- 避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

（危険な空き家の除却等への支援）

- 管理不全となっている空き家等は、地震時に倒壊する可能性が高いため、所有者等による適正な管理を促進する必要がある。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 復旧・復興を担う人材等の定住を促進する必要がある。

（建設業の担い手確保）

- 建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

（復興体制や手順の検討）

- 生活環境やコミュニティの維持等の観点を踏まえて、被災後における住宅の応急修理や供給方策について検討する必要がある。

（文化財の被害の最小化）

- 建造物（石垣等を含む）の文化財については、耐震化等を促進し、耐災害性を高める必要がある。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

- 応急仮設住宅の迅速な供与に向けて、建設用地の確保等、住宅建設に向けた体制強化を図る必要がある。
- 住宅の再建が困難な被災者に対して、安定した居住先を提供する必要がある。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者に対する居住先の提供に向けて、被災者向け住宅を確保するための体制を整備する必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）

○自宅居住による生活再建を促進するための体制を構築する必要がある。

3 保健医療・福祉

（保育所、幼稚園等の老朽化対策）

○公立保育所の耐震化は全て完了しているものの、多くの公立保育所及び私立幼稚園では老朽化が進んでいることから、施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施する必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 市内の医療機関の状況から、全ての傷病者への対応は困難と考えられるため、市民に対して災害時の適切な受診行動について周知・啓発を図る必要がある。
- 災害時の医療機能の麻痺により、必要な治療や処置を提供できない可能性があることについて、周知・啓発を図る必要がある。

（小中学校等における避難訓練・防災教育等）

○津波による被害が想定される地域にある保育所等の防災力を強化する必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- 災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時に迅速な救援救急活動等を実施するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 停電の際に診療機能を維持するため、必要な電力を確保する必要がある。
- 災害拠点病院にエネルギーが優先的に分配されるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、設備の強化についても検討する必要がある。

（災害拠点病院等の防災・減災機能の強化）

○災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供

できるように耐震化等の対策を進める必要がある。また、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を提供できるように対策を講じる必要がある。

（人工透析患者等への対策）

- 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院において、災害時の水の確保を図る必要がある。
- 入院患者や人工透析患者等の搬送手段を確保する必要がある。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

- 災害時にも迅速に医療機能を提供できるようにするため、連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームを受け入れる体制の強化を図る必要がある。

（医師会等との連携）

- 災害時の初動期において医療救護活動が実施されるよう、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）との連携体制・情報伝達体制の強化を図る必要がある。
- 災害時に医療対応が滞りなく実施されるよう、人材育成を図る必要がある。
- 大規模災害時において、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うための体制整備が必要である。

（災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保）

- 災害時における救援救助や緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。

（輸送体制の検討）

- 災害時に市内の医療機関の収容能力を超えた場合の対応について検討する必要がある。
- 災害時において、基礎疾患を有する患者等の支援体制を整備するとともに、災害時要支援者の輸送体制を整備する必要がある。

（医薬品等の調達）

- 災害時の医薬品の調達体制を整備・強化する必要がある。
- 軽傷者を医療機関へ搬送することなく、地域の相互扶助で対応できる体制を構築する必要がある。

（災害時医療救護活動支援者の登録）

- 市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者を確保するための方策を検討する必要がある。

（要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備）

○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

○災害時に避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の指定を拡大する必要がある。

○福祉避難所が不足することを想定した体制を整備する必要がある。

（被災者の健康管理）

○主に災害急性期から亜急性期において、被災者の健康を害することのないよう、保健所をはじめとした各機関の連携体制を構築する必要がある。

（保健医療機能の確保等）

○かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても適切な処置が行われるようにするため、医療機関の連携体制を整備する必要がある。

○保健師等による避難所等の支援体制を整備する必要がある。

（避難生活における要配慮者支援）

○要配慮者に対応した避難所運営を行うことができる体制を構築するとともに、福祉避難所を確保する必要がある。

○災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する必要がある。

（避難行動要支援者への支援）

○災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための対策を講じる必要がある。

（食料等の備蓄）

○市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。

（被災時の食生活支援）

○災害時における被災住民の食生活や栄養状態の早期回復を見据えた支援活動を展開するための事前準備を整えておく必要がある。

（衛生環境の確保等）

○災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を促進する必要がある。

（避難所となる施設の衛生環境の確保）

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者及び避難所職員が適切な行動をとることができるよう、周知する必要がある。
- 災害時において、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品を確保することができる体制を構築することが必要である。

（予防・防疫体制の構築）

- 衛生上問題となる箇所の把握や消毒を早期に実施することができる体制づくりを整備する必要がある。
- 避難所等における感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病等の発生を防止するため、自主防災組織や団体等が適切な保健行動をとることができるよう、人材育成を行う必要がある。

（医療活動を支える取り組みの推進）

- 災害時の医療活動を支えるため、医療関係者の体制強化や人員確保等を図る必要がある。

（医療機関の耐災害性の向上）

- 被災地における安定した医療サービスの提供を図るため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。

（要配慮者支援体制の整備）

- 介護認定者、認知症高齢者、障がい者等の要配慮者の家族等が、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。

4 エネルギー

（農業用燃料タンクの流出防止対策の推進）

- 農業用燃料タンクの燃料流出による二次災害の発生を未然に防ぐため、流出防止対策を推進する必要がある。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

- 災害拠点病院にエネルギーが優先的に分配されるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、設備の強化についても検討する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

- 災害時において石油燃料を確保できるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。

る。また、石油燃料の運搬給油体制を整備する必要がある。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保）

- 災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。
- 災害時の緊急車両や公用車の燃料等を確保するため、関係事業所との連携を強化する必要がある。

（ガス管の耐震対策等の推進）

- ガス管の更新について、ガス会社と連携を図る必要がある。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 広域的な停電や通信障害からの早期復旧に向けて、関係機関との連携体制を整備するとともに、避難所の電源確保を行う必要がある。
- 停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行うため、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備する必要がある。

（応急給水体制の構築）

- 配水施設が継続して稼働するよう、自家発電装置の燃料の確保を図り、応急電源設備の維持管理を行う必要がある。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナートに係る設備の耐震化等を促進する必要がある。

（特定・準特定屋外タンクの耐震化）

- 市内には、特定屋外タンク（10基）及び準特定屋外タンク（6基）が計16基設置されており、16基中15基は耐震化済みである。不適合の特定屋外タンクの使用再開に向けて、耐震化を進める必要がある。

（高圧ガス施設の耐震化の推進等）

- 高圧ガスの漏えいを防止するため、高圧ガス施設の耐震化を実施する必要がある。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する

施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

○電力等の長期供給停止を発生させない体制の整備、電力供給ネットワークの災害対応能力の強化を進める必要がある。

（庁舎等の電力確保対策の推進）

○停電時における非常用電源の燃料の確保を検討する必要がある。

（電力の確保）

○災害時の停電を想定し、情報通信のための電力を確保する必要がある。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（地域における自立・分散型エネルギー導入促進）

○地域における自立・分散型電源の確保を促進するため、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。

（施設の耐災害性強化）

○浸水により、電力やガス等の設備に異常が発生する可能性がある施設については、施設の耐災害性強化を図る必要がある。

（災害時のエネルギー供給の優先順位の整理）

○被災後は非常用発電や緊急物資輸送のための需要増大が想定されるため、災害時におけるエネルギー供給の優先順位を検討する必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

○サプライチェーンを維持するとともに、緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。

（末端供給拠点の災害対応能力強化）

○災害時にエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・L P ガス充填所について、災害対応能力の強化を推進する必要がある。

○工場・事業所等における自家発電設備の導入等、燃料確保の促進を図る必要がある。

○ガソリン等の不足に備えるため、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。

る。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（石油関連施設の防災対策の強化）

- 災害時に備え、石油関連施設の防災対策の強化を図る必要がある。
- 災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料等を確保する体制を整備する必要がある。

5 情報通信

（情報通信関係施策の推進）

- 生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。
- 住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするため、避難情報及び災害発生情報等を適切に提供する必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防止するため、情報通信関係施策を推進する必要がある。

（情報通信手段の多重化）

- より多くの市民へ災害情報を確実に伝達できるよう、現状において整備されている防災カメラ・防災行政無線、デジタル無線・衛星携帯電話、メール配信システムに加えてさらなる情報収集・伝達手段を整備する必要がある。また、避難行動要支援者への情報伝達の方法を検討する必要がある。
- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供できるように、多様な情報提供手段を確保し、情報伝達体制の構築を図る必要がある。
- 災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、多様な情報通信手段について検討する必要がある。
- 緊急時における外国人への災害情報の伝達体制の整備・強化を図る必要がある。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

（関係機関における円滑な情報共有）

- 国の動向等を踏まえ、関係機関において円滑な情報共有を図る必要がある。

（警戒避難体制の充実強化）

○土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する必要がある。

（災害対応の体制・資機材強化）

○災害時に住民の不安を解消するため、災害対策本部による有効な情報発信の方法を検討する必要がある。

（活動拠点施設の耐災害性の強化）

○地域の活動拠点となる警察・消防施設等の機能強化を図る必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

○災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。

（救急搬送の遅延の解消）

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（避難生活における要配慮者支援）

○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができる体制を整備する必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（帰宅困難者対策の推進）

○公共交通機関の運行情報をリアルタイムに提供できる体制を整備する必要がある。
○帰宅困難者が情報を得られる環境を整えるほか、帰宅困難者の集中を防止する対策を検討する必要がある。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

○道路交通の混乱を最小限とするため、情報収集・伝達や交通規制を行うことができる体制を整備する必要がある。

（業務継続体制の整備）

- 東海市業務継続計画の定期的な見直しによって、新たな知見や実情等を反映する必要がある。また、計画を踏まえた職員の教育や訓練等によって体制の強化を図る必要がある。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、災害情報を周辺住民等に伝達する体制を構築する必要がある。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合においては、関係機関や地域住民等に迅速に情報伝達する必要がある。

（情報ネットワークの強化、高度化）

- 庁舎等の被災時における重要データを保管するため、基幹システム等を庁舎からデータセンターへ順次移設している中、データセンターまでの通信断を防ぐため、情報ネットワークの強化、高度化を検討する必要がある。

（庁舎等の電力確保対策の推進）

- 災害時の情報システムの運用について、通信不能となった場合の運用方法等について検討する必要がある。

（放送設備等の防災対策）

- テレビやラジオ等の災害時に住民の情報入手手段として大きな役割を果たす放送が中断することがないように、放送設備等の防災対策を進める必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）

- 中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。
- 災害時に確実な情報提供を行うことができるよう、情報伝達手段の機能強化を図る必要がある。
- 夜間や早朝における突発的局地的豪雨の情報伝達方法を検討する必要がある。

（情報通信インフラの整備）

- 防災拠点等において、災害時にも有効に機能する情報通信インフラの整備を促進する必要がある。

（道路被害情報共有の強化）

- 災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、充実強化を図る必要がある。

ある。

（臨海部への災害情報提供）

- 災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める必要がある。

（情報伝達体制の充実化）

- 土砂災害警戒情報等を継続的に配信できるよう、情報伝達体制の充実化を図る必要がある。

（通信及びデータ可用性の確保）

- 災害時に通信インフラ等への被害や通信障害を回避するための対策を講じる必要がある。

（避難情報の発令）

- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図る必要がある。

（輸送モードの連携・代替性の確保）

- 災害時における輸送モード相互の連携や代替性の確保について検討する必要がある。
また、公共交通機関の運行状況等を利用者に提供する体制を構築する必要がある。

（災害情報の収集体制の強化）

- 被害状況の早期把握や復旧計画の速やかな立案等を行うため、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。
- 途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

（交通渋滞の回避）

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行うほか、情報伝達体制を整備する必要がある。

6 産業・経済

（個別企業BCP策定等の促進）

- 発災後においても企業が事業活動を継続できるようにするため、企業BCPの策定を促進する必要がある。

（民間企業における事業継続に資する取り組みの促進）

- 産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図れるように、防災対策を強化する必要がある。

（高潮対策の推進）

- 産業集積地である臨海部が浸水した場合には、企業や経済に対して甚大な被害が懸念されるため、高潮対策によって地域の産業・経済を守る必要がある。

（地域連携BCP策定の促進）

- 災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加えて、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。
- コンビナートや工業団地等の重要な産業施設の事業継続力を強化するため、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。

（コンビナートに係る設備の耐震化等の推進）

- 南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナートに係る設備の耐震化等を促進する必要がある。

（金融機関における防災対策の推進）

- 金融サービスの機能停止を防ぐため、金融機関のBCPに関わる対策を実施する必要がある。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

- インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。

（末端供給拠点の災害対応能力強化）

- 工場・事業所等における自家発電設備の導入等、燃料確保の促進を図る必要がある。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、石油コンビナート等において防災訓練を実施する必要がある。

（金融機関の機能確保）

- 災害時において、金融決済機能の継続性を確保する必要がある。

(災害に強い民間物流施設の整備促進)

- 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備を促進するとともに、荷主と物流事業者の連携を図る必要がある。

7 交通・物流

(交通施設等における脆弱性の解消)

- 避難や防災活動への支障の発生を抑制するため、倒壊の危険性が懸念される住宅・建築物の除却を図る必要がある。
- 災害時における緊急車両等の通行を確保するため、道路構造物や付属物等の耐震性を高める必要がある。
- 災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する必要がある。

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 火災発生時の類焼を防止・抑制し、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、狭あい道路の改善を図る必要がある。

(災害対応能力の向上)

- 災害に強い道路交通環境の整備や、被災後における道路の通行可否情報の効率的な収集等、道路・交通の災害対応能力の向上を図る必要がある。

(輸送ルートの確保対策等)

- 緊急輸送道路に指定されている道路の整備にあたっては、防災面に配慮した道路構造とする必要がある。また、緊急輸送道路が通行不可となった場合の代替路線の確保を検討する必要がある。
- 災害時に物資輸送車両を適切に誘導する必要がある。
- 災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。
- 道路啓開・航路啓開を行うため体制を整備する必要がある。
- 浸水等の被害や孤立の可能性のある地域を結ぶ経路を確保するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進)

- 災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。

○災害時に迅速な救援救急活動等を実施するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。

○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

○災害時における救援救助や緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。

(救急搬送の遅延の解消)

○円滑な救急搬送が行われるよう、情報収集体制を整備する必要がある。

○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行う必要がある。

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

(輸送体制の検討)

○ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

○道路啓開を迅速に行うため、関係機関との連携体制を整備する必要がある。

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

○緊急輸送道路及び重要物流道路の早期の応急復旧を見据えた体制の構築が必要である。

○非常災害時に迅速に航路啓開を実施して船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港が可能となるように作業を進める必要がある。

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

○広域的な停電や通信障害からの早期復旧に向けて、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う必要がある。

（物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送に関する協定締結事業者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。
- 災害時の救援物資の集積拠点における物資の受け入れ・配送体制の強化を図る必要がある。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等）

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、道路整備・機能強化を図る必要がある。
- 災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（代替輸送手段の確保等）

- 道路や公共交通機関が被災した場合に市内滞在者が早期に帰宅できるよう、関係機関の連携体制を整備する必要がある。

（物資の供給やルートの確保）

- 災害時における緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。

（緊急交通路の確保）

- 緊急交通路を早期に確保するための体制を構築する必要がある。

（信号機電源付加装置の整備）

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路照明や道路情報板等の停電対策を講じる必要がある。

（道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等）

- 道路交通の混乱を最小限とするため、情報収集・伝達や交通規制を行うことができる体制を整備する必要がある。

（道路の防災対策等）

- インフラの被災によって機能不全が発生しないよう、施設整備・機能強化を図る必要がある。

○電力等の長期供給停止を発生させないよう、道路の防災性強化を図る必要がある。

（耐災害性を高める施策等の推進）

○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路ネットワークの整備や道路・港湾施設の災害対策を推進する必要がある。また、交通ネットワークの早期復旧に向けた取り組み等を検討する必要がある。

（港湾BCPの推進）

- 発災後は、港湾BCPに基づき、港湾施設の応急復旧や港湾機能の回復を着実に推進する必要がある。
- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進める必要がある。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する必要がある。

（物流施設・ルートの耐災害性の推進）

○災害時における港湾物流機能を維持するため、物流ルートや物流施設の耐災害性を図る必要がある。

（郵便局舎における防災対策の推進）

- 交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。
- 郵便局舎の耐震化を進めるとともに、BCPの実効性を確保する必要がある。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

○災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

（物流インフラ網の構築）

- 道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。
- 背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

- 被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

- サプライチェーンを維持するとともに、緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。

（輸送基盤の災害対策の推進等）

- 被災後においても、安定した燃料供給を行うため、輸送基盤の災害対策を推進する必要がある。

（交通施設の機能強化）

- 基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。

（地域を支える幹線道路網の整備促進）

- 基幹的道路交通ネットワークについて、整備を促進する必要がある。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流ネットワークを確保するため、基幹的陸上交通ネットワークの機能強化や災害時における代替機能の強化を進める必要がある。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

- 地震や津波、洪水、高潮等による幹線交通の分断を想定し、事前に対策を検討する必要がある。
- 基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。

（輸送モードの連携・代替性の確保）

- 災害時における輸送モード相互の連携や代替性の確保について検討する必要がある。また、公共交通機関の運行状況等を利用者に提供する体制を構築する必要がある。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。

（貨物等の流出防止対策の推進）

- 津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、

必要に応じて貨物流出防止対策を推進する必要がある。

（啓開体制の整備）

- 途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。
- 海上・航空輸送ネットワークを確保するための体制構築・強化を進める必要がある。

（海上輸送拠点の耐震化等の促進）

- 民間事業者が所有する施設の耐震化等を促進する必要がある。

（道路ネットワークの強化）

- 被災地の復旧支援に資する道路ネットワークにおいて、機能強化を図る必要がある。

（陸・海・空の輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、道路整備・機能強化を行うとともに、代替路線の確保を検討するほか、関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。
- 様々な関係機関と連携し、道路・航路の啓開体制を整備する必要がある。

（道路における冠水対策の推進）

- 冠水時の通行止めによる地域の道路ネットワークの分断を防ぐため、冠水対策を推進する必要がある。

（放置車両対策の推進）

- 災害時に、道路上の放置車両等や立ち往生車両等によって災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、放置車両対策の検討を進める必要がある。

（道路啓開体制の整備）

- 途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。

（地域モビリティの確保）

- 発災後においても移動手段を確保するため、公共交通関係者等と協力体制を構築する必要がある。

（沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み）

- 基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、改修を促進する

必要がある。

(道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態の分散化を図る必要がある。

(交通渋滞の回避)

- 災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行うほか、情報伝達体制を整備する必要がある。

(地下構造物の耐震化等の推進)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなる状態を防ぐ必要がある。

8 農林水産

(ため池の耐震化)

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。
- 市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。
- 農業用水の確保と災害時の緊急水源として、ため池の耐震改修を図る必要がある。

(海岸防災林の機能の維持・向上)

- 飛砂防備や潮害防備、津波に対する減勢効果を有する緩衝緑地の機能の維持・向上を図る必要がある。

(排水施設の整備)

- 浸水被害の防止を図るため、雨水施設を効率的に整備する必要がある。また、市内の主要な農業用排水機場の改修を進める必要がある。
- 被災後においても排水機能を維持するため、農業用排水施設における防災機能の強化を図る必要がある。

(山地災害対策の推進)

- 山地災害が発生するリスクの高い箇所を把握し、保安林の適正な配備、治山施設の整

備や森林の整備を組み合わせた対策を実施する必要がある。

(山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応)

- 森林の整備にあたり、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、自然と共生した森林づくりを図る必要がある。
- 農業水利施設の防災対策や保安林の保全を図る必要がある。

(食料等の備蓄)

- 市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

(食料の安定供給)

- 平常時はもとより災害時においても、安定した食料の供給を図る必要がある。

(上水道、農業水利施設の耐震化等の推進)

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 用水供給の途絶に備え、雨水等の有効利用を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

(農業基盤等の整備)

- 農地の荒廃による被害を軽減する必要がある。

(適切な森林の整備・保全)

- 森林の適切な整備・保全により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

（自然と共生した多様な森林づくりの推進）

- 森林が有する多面的機能を発揮できる森林づくりを進めていく必要がある。
- 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を促進する必要がある。

（農地・森林等の荒廃の防止）

- 農地・森林等の荒廃を防ぎ、農業・林業等の生産活動を持続する必要がある。

9 地域保全

（地区集会所等の耐震化）

- 有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

（ため池の耐震化）

- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。
- 市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。
- 農業用水の確保と災害時の緊急水源として、ため池の耐震改修を図る必要がある。

（津波防災地域づくり）

- 津波に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の両面から津波防災地域づくりを進める必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- 土砂災害の危険性や避難経路を周知し、防災意識を醸成するとともに、避難体制を整備する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害を軽減・防止するほか、適切な避難行動を促すため、教育・啓発を行う必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

（河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進）

- 河川の河口部や海岸にある水門や排水機場等の耐震化を図る必要がある。
- 河川の河口部や海岸にある水門等の耐震強化、被災後における雨水ポンプ場や排水機場等の排水機能の確保等、水害を抑制する施設の耐震対策を推進する必要がある。

（水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進）

- 津波襲来時における水門等操作従事者の安全確保及び確実な操作のための対策を講じる必要がある。
- 津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。

（地盤高の嵩上げ・液状化対策）

- 津波浸水や液状化による被害が想定される箇所において、被害を軽減する対策を検討する必要がある。

（環境保全林の機能の維持・向上）

- 臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに津波の減勢効果を有する環境保全林の機能の維持・向上を図る必要がある。

（津波ハザードマップ等の普及・啓発）

- 県が指定した津波災害警戒区域を踏まえ、津波ハザードマップ等を修正する必要がある。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。
- 津波・洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、総合的な治水対策を進める必要がある。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

- 河川・海岸の堤防、水門、雨水ポンプ場・排水機場等が地震後も機能するように対策を講じる必要がある。

○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。

（河川の改修）

○河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。

（浸水対策施設の整備）

○堤防背後地の被害が想定される箇所の浸水対策を行う必要がある。

（排水施設の整備）

○浸水被害の防止を図るため、雨水施設を効率的に整備する必要がある。また、市内の主要な農業用排水機場の改修を進める必要がある。

○老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。

○災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。

（浸水想定区域の指定・見直し）

○洪水等からの円滑かつ迅速な避難を促進するための情報提供や意識啓発を行う必要がある。

（気候変動を踏まえた水害対策）

○近年、全国各地で懸念される降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化に対応するための対策を進める必要がある。

（耐震化・液状化対策等の推進）

○河川・海岸堤防等の防災インフラについて、耐震化・液状化対策等を推進する必要がある。

（ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進）

○ため池の損失や機能不全を防ぐため、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

（土砂災害防止施設の整備促進）

○広域的に発生する土砂災害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

（土砂災害対策の推進）

- 土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を行う必要がある。
- 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所においては、再度、災害防止対策を推進する必要がある。
- 重大な土砂災害の危険から住民を守るため、住民の避難行動を適切に誘導する必要がある。

（避難所トイレの整備）

- 避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

- 学校や職場、地域の自治組織等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

（輸送ルートの確保対策等）

- 災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。

（衛生環境の確保等）

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

- 地震災害時に下水道の被害を最小化するため、防災性を高める必要がある。

（道路の防災対策等）

- インフラの被災によって機能不全が発生しないよう、施設整備・機能強化を図る必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進）

- サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。

（危険な物質を扱う施設における防災対策の推進）

- 危険な物質を取り扱う施設の防災対策や、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を推進する必要がある。

（土砂災害の防止）

○土砂災害の発生を防止する施設整備を推進する必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）

○夜間や早朝における突発的局地的豪雨の情報伝達方法を検討する必要がある。

（防災ハンドブック等の作成）

○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

○住民が住んでいる地域に関する災害リスクを正しく認識し、適切な避難行動を確認することができるよう、ハザードに関する情報提供や意識啓発を図る必要がある。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備）

○サプライチェーンを維持するとともに、緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。

（下水道施設の整備）

○下水道施設の機能を維持するため、耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。

（トイレ機能の確保・強化）

○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。

（幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進）

○地震や津波、洪水、高潮等による幹線交通の分断を想定し、事前に対策を検討する必要がある。

（町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定）

○有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

（予防・防疫体制の構築）

- 衛生上問題となる箇所の把握や消毒を早期に実施することができる体制づくりを整備する必要がある。

（災害廃棄物仮置場の整備）

- 被災後において、災害廃棄物の仮置場の早期運用を図る必要がある。

（遺体収容体制等の構築）

- 遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれらに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保や遺体収容体制の構築を図る必要がある。
- 超広域災害を見据え、火葬に係る広域応援体制を構築する必要がある。

（有害物質の流出防止対策の促進）

- 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、災害情報を周辺住民等に伝達する体制を構築する必要がある。
- 有害物質が飛散する兆候がある場合においては、関係機関や地域住民等に迅速に情報伝達する必要がある。
- 有害物質使用事業者に対し、不測の事態に備えた対策を促す必要がある。

（石綿飛散防止対策の促進）

- 災害時において、倒壊建築物等から適切な石綿除去作業が実施されるように、対策を推進する必要がある。
- 災害時において、速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施する必要がある。

（PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減）

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 用水供給の途絶に備え、雨水等の有効利用を進める必要がある。

（浄化槽の整備）

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した浄化槽の更新を図る必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、災害廃棄物の処理体制の充実化を図る必要がある。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進）

- ＰＣＢや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止する必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスを適切に回収するため、回収・処理計画の策定を促進する必要がある。
- 災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する必要がある。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、処理の迅速化を図る必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害廃棄物の撤去を円滑に行うため、災害ボランティアセンターと連携を図る必要がある。

1 1 土地利用

（地籍整備の促進）

- 災害後に円滑な復旧・復興を行うため、地籍整備を推進し、土地境界等を明確にする必要がある。

（自治体等の活動の支援）

- 災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。

（遺体収容体制等の構築）

- 応急仮埋葬を行う場所を確保する必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。

（地籍調査の推進等）

○地籍調査や測量の作業効率化を図るとともに、被災想定地域における官民境界の基本的な情報を重点的に整備する必要がある。

（所有者不明土地への対応）

○所有者の全部又は一部が不明な土地は、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、用地確保の円滑化を図る必要がある。

（用地の活用に係る平常時からの調整）

○災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となるため、用地に係る調整等を事前に行う必要がある。

（仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化）

○応急仮設住宅の迅速な供与に向けて、建設用地の確保等、住宅建設に向けた体制強化を図る必要がある。

○住宅の再建が困難な被災者に対して、安定した居住先を提供する必要がある。

(2) 横断的分野の視点からみた脆弱性評価

横断的分野ごとに整理した脆弱性評価の結果を以下に示す。

1 リスクコミュニケーション

(地区集会所等の耐震化)

- 有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

(ため池の耐震化)

- 市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。
- 市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。
- 農業用水の確保と災害時の緊急水源として、ため池の耐震改修を図る必要がある。

(地域防災力の強化)

- 各家庭における自助の取り組みを促進するため、情報発信等による啓発を行う必要がある。
- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。
- 津波による被害が想定される地域にある保育所等の防災力を強化する必要がある。

(消防活動体制の整備)

- 消防団、自主防災組織の充実強化等を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

(自主防災組織の充実強化)

- 災害時に自主防災組織が有効に活動できるよう、充実強化を図る必要がある。
- 災害時に自主防災組織による活動が行われるとともに、平常時から市民の防災意識の向上に寄与するよう、組織の充実強化を図る必要がある。

○避難行動要支援者の避難支援者を育成するとともに、平常時から災害時の避難支援の行動について確認を行う必要がある。

（津波防災地域づくり）

○津波に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の両面から津波防災地域づくりを進める必要がある。

（市民等への意識啓発）

- 津波災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。
- 高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。
- 土砂災害の危険性や避難経路を周知し、防災意識を醸成するとともに、避難体制を整備する必要がある。
- 土砂災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。
- 市内の医療機関の状況から、全ての傷病者への対応は困難と考えられるため、市民に対して災害時の適切な受診行動について周知・啓発を図る必要がある。
- 災害時の医療機能の麻痺により、必要な治療や処置を提供できない可能性があることについて、周知・啓発を図る必要がある。
- 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害を軽減・防止するほか、適切な避難行動を促すため、教育・啓発を行う必要がある。
- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する必要がある。

（避難体制の整備）

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。
- 被害想定を踏まえて避難経路・避難方法を検討するとともに、避難行動要支援者等の避難についても検討する必要がある。

（情報通信手段の多重化）

○より多くの市民へ災害情報を確実に伝達できるよう、現状において整備されている防災カメラ・防災行政無線、デジタル無線・衛星携帯電話、メール配信システムに加えてさらなる情報収集・伝達手段を整備する必要がある。また、避難行動要支援者への

情報伝達の方法を検討する必要がある。

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供できるように、多様な情報提供手段を確保し、情報伝達体制の構築を図る必要がある。

（津波ハザードマップ等の普及・啓発）

- 県が指定した津波災害警戒区域を踏まえ、津波ハザードマップ等を修正する必要がある。

（避難行動要支援者の避難体制の整備）

- 避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

- 浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

（浸水想定区域の指定・見直し）

- 洪水等からの円滑かつ迅速な避難を促進するための情報提供や意識啓発を行う必要がある。

（情報通信関係施策の推進）

- 住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするため、避難情報及び災害発生情報等を適切に提供する必要がある。

（土砂災害防止施設の整備促進）

- 広域的に発生する土砂災害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。

（警戒避難体制の充実強化）

- 災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行う必要がある。
- 土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する必要がある。

（災害対応の体制・資機材強化）

- 災害時に住民の不安を解消するため、災害対策本部による有効な情報発信の方法を検討する必要がある。

（災害対応業務の実効性の向上）

○災害対応業務の実効性を高めるため、地域の特性に則した合同訓練等を実施する必要がある。

（救急搬送の遅延の解消）

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（医薬品等の調達）

○軽傷者を医療機関へ搬送することなく、地域の相互扶助で対応できる体制を構築する必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

○地域が主体となって避難所運営を行うことができる体制を構築する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）

○避難所において、水、食料、燃料等の必要物資を確保できるよう、施設の機能強化や支援物資輸送体制を構築するとともに、地域や家庭での備蓄を啓発する必要がある。

○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（被災者の生活支援等）

○被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応できる体制を整備する必要がある。

○被災者の生活再建に向けて、住まいの多様な供給の選択肢を提示できるよう、災害時の復興まちづくりの検討体制を整備する必要がある。

（継続的な防災訓練や防災教育等の推進等）

○学校や職場、地域の自治組織等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。

（食料等の備蓄）

○市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。

(物資・エネルギー供給体制の整備)

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

(災害時の帰宅対策)

- 災害時徒歩帰宅支援ルートマップの定期的な更新を行う必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者及び避難所職員が適切な行動をとることができるよう、周知する必要がある。

(医療活動を支える取り組みの推進)

- 災害時の医療活動を支えるため、医療関係者の体制強化や人員確保等を図る必要がある。

(予防・防疫体制の構築)

- 避難所等における感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病等の発生を防止するため、自主防災組織や団体等が適切な保健行動をとることができるよう、人材育成を行う必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた際の地域の対応力を向上させるため、教育・人材育成等によって地域力の強化を図る必要がある。
- 災害時においても地域運営が行われるよう、コミュニティを中心とした地域運営体制を整備する必要がある。

(行政職員不足の対応)

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

(農業基盤等の整備)

- 農地の荒廃による被害を軽減する必要がある。

（避難情報の発令）

- 災害時に要配慮者を含む住民等が適切に避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。
- 局地的かつ短時間の豪雨の場合において避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。

（防災体制の整備）

- 災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。

（防災ハンドブック等の作成）

- 防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る必要がある。
- ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。

（状況情報を基にした主体的避難の促進）

- 住民が住んでいる地域に関する災害リスクを正しく認識し、適切な避難行動を確認することができるよう、ハザードに関する情報提供や意識啓発を図る必要がある。

（避難の円滑化・迅速化）

- 避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、災害発生前のリードタイムを考慮した避難体制の整備を支援する必要がある。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 地域の自主防災活動に積極的に取り組む人材を育成する必要がある。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

- ボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制の整備を図る必要がある。

（復興体制や手順の検討）

- 生活環境やコミュニティの維持等の観点を踏まえて、被災後における住宅の応急修理や供給方策について検討する必要がある。

（文化財の被害の最小化）

- 定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める必要がある。

(地域コミュニティの活性化)

- 町内会・自治会等の地域コミュニティによって主体的に災害時の対応が展開される体制を構築する必要がある。

(町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定)

- 有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。

2 人材育成

(地域防災力の強化)

- 市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(小中学校等における避難訓練・防災教育等)

- 日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。
- 津波による被害が想定される地域にある保育所等の防災力を強化する必要がある。

(自主防災組織の充実強化)

- 災害時に自主防災組織が有効に活動できるよう、充実強化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者の避難支援者を育成するとともに、平常時から災害時の避難支援の行動について確認を行う必要がある。

(防災訓練及び防災教育等の推進)

- 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。
- 災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

(医師会等との連携)

- 災害時に医療対応が滞りなく実施されるよう、人材育成を図る必要がある。

(予防・防疫体制の構築)

- 避難所等における感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病等の発生を防止す

るため、自主防災組織や団体等が適切な保健行動をとることができるよう、人材育成を行う必要がある。

（地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援）

○災害が起きた際の地域の対応力を向上させるため、教育・人材育成等によって地域力の強化を図る必要がある。

（地方行政機関等の機能維持）

○災害時に適切かつ的確な対応を実施するため、庁内体制の強化を図る必要がある。

（市民等への意識啓発）

○市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。

○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。

（道路啓開体制の整備）

○途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

○復旧・復興を担う人材等の定住を促進する必要がある。

○復興事業を担う建設業においても、人材を育成する必要がある。

○地域の自主防災活動に積極的に取り組む人材を育成する必要がある。

○復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う体制づくりに取り組む必要がある。

（防災ボランティアコーディネーターの育成）

○被災者ニーズとボランティアとの調整役となる人材を養成する必要がある。

（応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等）

○応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行う必要がある。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

○東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、災害廃棄物の処理体制の充実化を図る必要がある。

（建設業の担い手確保）

○建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）

○被災後において、迅速な危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。

3 老朽化対策

（保育所、幼稚園等の老朽化対策）

○公立保育所の耐震化は全て完了しているものの、多くの公立保育所及び私立幼稚園では老朽化が進んでいることから、施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施する必要がある。

（交通施設等における脆弱性の解消）

○災害時における緊急車両等の通行を確保するため、道路構造物や付属物等の耐震性を高める必要がある。

（災害に強い消防水利の確保）

○災害時に防火水槽を使用できるよう、耐震性の強化を図る必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発も含め、耐震対策を推進する必要がある。

○住宅・建築物や学校施設の耐震化等、地震に対する防災性を高める必要がある。

（公共施設等の耐震化の推進・促進）

○公共施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。

（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）

○津波・洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。

（河川・海岸堤防等の耐震化等の推進）

○河川・海岸の堤防、水門、雨水ポンプ場・排水機場等が地震後も機能するように対策を講じる必要がある。

（排水施設の整備）

- 浸水被害の防止を図るため、雨水施設を効率的に整備する必要がある。また、市内の主要な農業用排水機場の改修を進める必要がある。
- 老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。

（避難所における良好な生活環境の確保等）

- 避難所等における生活ニーズに対応するため、避難所の機能強化を図る必要がある。

（輸送ルートの確保対策等）

- 災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。

（上水道施設の耐震化等）

- 水道への被害を最小化するための対策を講じる必要がある。
- 市内の水道管の多くは昭和 40 年代から布設され、市街地整備と共に布設延長が増加しているため、水道管の老朽化対策を推進する必要がある。

（ガス管の耐震対策等の推進）

- ガス管の更新について、ガス会社と連携を図る必要がある。

（食料等の備蓄）

- 避難所等において飲料水を確保するための対策を講じる必要がある。

（下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策）

- 地震災害時に下水道の被害を最小化するため、防災性を高める必要がある。

（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）

- 老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

（ポンプ場施設の維持管理・更新）

- 災害時に迅速かつ的確な応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、ポンプ場設備の適正な維持管理をする必要がある。

（下水道施設の整備）

- 下水道施設の機能を維持するため、耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。

(浄化槽の整備)

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した浄化槽の更新を図る必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

○輸送ルートの確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、道路整備・機能強化を行うとともに、代替路線の確保を検討する。

4 研究開発

(危険な物質を扱う施設における防災対策の推進)

○危険な物質を取り扱う施設の防災対策や、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を推進する必要がある。

5 産学官民・広域連携

(災害対応能力の向上)

○大規模火災発生時の災害現場において人命を守るため、防災関連機関等の災害対応能力を高めるとともに、体制を強化する必要がある。

(迅速な復旧に向けた取り組みの推進)

○防災インフラを速やかに復旧するため、応援体制や人材確保等を進める必要がある。

(ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進)

○ため池の損失や機能不全を防ぐため、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

(土砂災害対策の推進)

○重大な土砂災害の危険から住民を守るため、住民の避難行動を適切に誘導する必要がある。

（災害対応業務の実効性の向上）

○災害対応業務の実効性を高めるため、地域の特性に則した合同訓練等を実施する必要がある。

（自治体等の活動の支援）

○災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。

（災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進）

○災害拠点病院にエネルギーが優先的に分配されるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、設備の強化についても検討する必要がある。

（民間事業者との連携による燃料の確保）

○災害時において石油燃料を確保できるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、石油燃料の運搬給油体制を整備する必要がある。

（災害時における医療機能の確保・支援体制強化）

○災害時にも迅速に医療機能を提供できるようにするため、連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームを受け入れる体制の強化を図る必要がある。

（医師会等との連携）

○災害時の初動期において医療救護活動が実施されるよう、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）との連携体制・情報伝達体制の強化を図る必要がある。

○大規模災害時において、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うための体制整備が必要である。

（輸送体制の検討）

○ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。

（医薬品等の調達）

○災害時の医薬品の調達体制を整備・強化する必要がある。

（市民等への意識啓発）

○市内の医療機関の状況から、全ての傷病者への対応は困難と考えられるため、市民に対して災害時の適切な受診行動について周知・啓発を図る必要がある。

○災害時の医療機能の麻痺により、必要な治療や処置を提供できない可能性があることについて、周知・啓発を図る必要がある。

（避難所の運営体制等の整備）

- 避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができる環境を整備する必要がある。
- 福祉避難所が不足することを想定した体制を整備する必要がある。

（避難所における必要物資の確保等）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（被災者の健康管理）

- 主に災害急性期から亜急性期において、被災者の健康を害することのないよう、保健所をはじめとした各機関の連携体制を構築する必要がある。

（保健医療機能の確保等）

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても適切な処置が行われるようにするため、医療機関の連携体制を整備する必要がある。

（輸送ルートの確保対策等）

- 道路啓開・航路啓開を行うため体制を整備する必要がある。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 道路啓開を迅速に行うため、関係機関との連携体制を整備する必要がある。

（電力設備等の早期復旧体制整備の推進）

- 広域的な停電や通信障害からの早期復旧に向けて、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う必要がある。

（物資の調達体制の構築）

- 災害時の応急生活物資の調達や輸送に関する協定締結事業者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。
- 災害時の救援物資の集積拠点における物資の受け入れ・配送体制の強化を図る必要がある。

（物資・エネルギー供給体制の整備）

- 円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。

（被災時の食生活支援）

- 災害時における被災住民の食生活や栄養状態の早期回復を見据えた支援活動を展開するための事前準備を整えておく必要がある。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等において発生が想定される帰宅困難者の受け入れについて検討する必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制を整備する必要がある。

（代替輸送手段の確保等）

- 道路や公共交通機関が被災した場合に市内滞在者が早期に帰宅できるよう、関係機関の連携体制を整備する必要がある。

（遺体収容体制等の構築）

- 超広域災害を見据え、火葬に係る広域応援体制を構築する必要がある。

（医療活動を支える取り組みの推進）

- 災害時の医療活動を支えるため、医療関係者の体制強化や人員確保等を図る必要がある。

（災害時における警察機能の維持）

- 治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する必要がある。

（行政職員不足の対応）

- 災害時における職員不足に対応するため、人的支援の受入体制の強化を図る必要がある。
- 国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（国・県・市町村間の連携強化）

- 市による避難情報の発令を適時・適切・確実に行うことができるよう、国・県との連携・情報共有体制を整備する必要がある。

（復旧復興施策や被災者支援の取り組み等）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。

（港湾 B C P の推進）

- 発災後は、港湾 B C P に基づき、港湾施設の応急復旧や港湾機能の回復を着実に推進する必要がある。
- 災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進める必要がある。

（石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化）

- 石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、防災体制の充実強化を図る必要がある。

（地域連携 B C P 策定の促進）

- コンビナートや工業団地等の重要な産業施設の事業継続力を強化するため、地域連携 B C P の策定を促進する必要がある。

（津波・高潮漂流物対策の推進）

- 大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する必要がある。

（食品産業事業者等の災害対策の強化）

- 災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。

（水資源の有効な利用等の普及・推進）

- 用水供給の途絶に備え、雨水等の有効利用を進める必要がある。

（水の安定供給）

- 異常渇水により生活活動や産業に甚大な影響を及ぼす可能性があるため、関係機関との情報共有を緊密に行う必要がある。

（情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進）

- 電力等の長期供給停止を発生させない体制の整備、電力供給ネットワークの災害対応能力の強化を進める必要がある。

（放送設備等の防災対策）

○テレビやラジオ等の災害時に住民の情報入手手段として大きな役割を果たす放送が中断することがないように、放送設備等の防災対策を進める必要がある。

（情報伝達手段・体制の確保）

○災害時に確実な情報提供を行うことができるよう、情報伝達手段の機能強化を図る必要がある。

（電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進）

○インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。

（石油コンビナート等防災訓練の実施）

○地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、石油コンビナート等において防災訓練を実施する必要がある。

（ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化）

○被災後においても、電力・ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。

（石油関連施設の防災対策の強化）

○災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料等を確保する体制を整備する必要がある。

（応急給水体制の構築）

○配水施設が継続して稼働するよう、自家発電装置の燃料の確保を図り、応急電源設備の維持管理を行う必要がある。

（啓開体制の整備）

○途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。

○海上・航空輸送ネットワークを確保するための体制構築・強化を進める必要がある。

(陸・海・空の輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、道路整備・機能強化を行うとともに、代替路線の確保を検討するほか、関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。
- 様々な関係機関と連携し、道路・航路の啓開体制を整備する必要がある。

(放置車両対策の推進)

- 災害時に、道路上の放置車両等や立ち往生車両等によって災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、放置車両対策の検討を進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する必要がある。

(地域モビリティの確保)

- 発災後においても移動手段を確保するため、公共交通関係者等と協力体制を構築する必要がある。

(関係機関との連携強化)

- 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避するため、関係機関が連携した取り組みを強化する必要がある。

(応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等)

- 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行う必要がある。

(復旧・復興体制の強化)

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

(要配慮者支援体制の整備)

- 介護認定者、認知症高齢者、障がい者等の要配慮者の家族等が、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進)

- PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止する必要がある。

（漂着ごみの適正処理の促進）

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、処理の迅速化を図る必要がある。

（防災体制の整備）

- 広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化）

- 災害廃棄物の撤去を円滑に行うため、災害ボランティアセンターと連携を図る必要がある。

（災害からの復旧復興施策等の推進）

- 「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。また、事前の復興準備を整えておく必要がある。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 被災者に対する居住先の提供に向けて、被災者向け住宅を確保するための体制を整備する必要がある。

（自宅居住による生活再建の促進）

- 被災後において、迅速な危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。

6 デジタル活用

（被災者生活再建支援体制の強化）

- 被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再建支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。
- 被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う必要がある。

（クラウド技術等を活用した行政データの分散管理）

- 庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧

困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する必要がある。

（災害情報の収集体制の強化）

○途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

3. 用語説明

あ行

アスベスト（石綿）

天然の繊維状の鉱物で、熱や摩擦に強く、丈夫で変化しにくい性質を持っているため、耐火、断熱、防音等の目的で建材等に利用されてきたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では原則として製造・使用が禁止されている。

アセットマネジメント

公共施設を資産（アセット）としてとらえ、施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的かつ効率的に維持管理・運営する手法のこと。

雨水貯留浸透施設

下水道や河川への雨水流出量を抑制するため、雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりするための施設。公園や駐車場等の地表面に貯留するタイプと、地下に貯留するタイプがある。

液状化

強い地震動によって地盤が液体状になり、強度を失って建築物等に影響を及ぼす現象のこと。地下水の水位が高く、緩い砂質土の場所、特に埋め立て地や昔河口であった所で起こることが予想される。

エコノミークラス症候群

血の固まり（血栓）が血管の中を流れた際に肺に詰まり、胸の痛み・呼吸困難・循環不全等をきたす病気のこと。食事や水分を十分に取らない状態で、車等の狭い座席に長時間座っていると血行不良が起こり、血液が固まりやすくなることが原因とされる。

延焼遮断帯

地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。

応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した後、余震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うこと。

応急電源設備

電力会社などから供給される電気が停電や緊急時にバックアップする非常用発電機や仮設電源装置などのこと。

か行

過去地震最大モデル

「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（平成 26 年（2014 年）5 月公表）」において、地震・津波対策を進める上で軸となる想定として示される地震・津波のモデルである。南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、過去に発生したことが明らかで、規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。

簡易トイレ

持ち運び可能な便座のある小型トイレや、組立て式の便器に袋をつけて使用するもの。

感震ブレーカー

地震発生時、設定値以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコンセント等の電気を自動的に止める器具のこと。電気火災を防止する有効な手段である。

基幹的水利施設

農業用水の安定的供給や洪水による農業への被害を防ぐために整備される受益面積 100ha 以上のダム、頭首工、用排水路、用排水機場等の水利施設をいう。

帰宅困難者

自宅までの距離が遠く、徒歩で帰宅することが困難な人のこと。

狭あい道路

4 m 未満の道路のこと。

緊急輸送道路

大規模災害発生後、救命活動や物資輸送を円滑に行うため、国・県・市が事前に指定する道路のこと。

クラウド技術

利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由でサービスとして利用者に提供する技術のこと。雲（クラウド）の中にシステムがあるかのように、提供されるシステムの物理的なコンピュータ（サーバ）の所在地が意識されないことからこのように呼ばれている。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。

個別支援計画

高齢者や障がい者等の避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときにどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のこと。

さ行

災害急性期～亜急性期

災害発生から1週間程度を急性期、1週間から1ヵ月程度を亜急性期という。

災害拠点病院

災害発生時に、災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能等を有する。本市においては公立西知多総合病院が指定されている。

災害情報ハブ

災害時に、国・地方公共団体、民間企業等の各機関がそれぞれに持っている様々な情報を一元化して共有する仕組み。

災害対策用ドローン

災害時に被害地域の偵察や物資輸送などを行う無人航空機のこと。

災害廃棄物

災害廃棄物とは、地震・水害・台風などの自然災害によって発生した廃棄物のことで、一般廃棄物とは区分する。

災害ボランティアコーディネーター

災害時に被災地などに作られる災害ボランティアセンターや生活拠点などで、被災者の思いや要望、困りごとなどを丁寧に聴き取り、本当に必要としているニーズを掘り起こし、ボランティア活動希望者に正確に伝え、被災者支援の活動に結びつける役割を果たす専門スタッフのこと。

災害ボランティアセンター

被災地でのボランティア活動を円滑に進めるため、災害時に設置される拠点のこと。

再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・バイオマス等による発電や太陽熱等の使い続けても枯渇しない自然由来のエネルギー源のこと。水力、大気中の熱等自然界に存在する熱、潮力・波力・海洋温度差等の海洋エネルギーも再生可能エネルギーに含まれる。

サプライチェーン

製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までを一連として捉えたもの。

砂防えん堤

山の斜面や川底・川岸等から流出する土砂を貯めて川の水の流れを緩くしたり、斜面崩壊や川の侵食が進むのを防いだり、一度に大量の土砂が下流に流れ出て災害を起こさないよう、土砂の流出量をコントロールする施設のこと。

産学官連携

大学や研究機関等が持つ研究成果、技術やノウハウを民間企業が活用し、実用化や産業化へと結びつける仕組みのこと。企業（産）、大学・研究機関（学）、行政（官）の三者が連携して行う共同研究を指す場合や、企業と大学の間を行政が結びつけるケースを指す場合がある。

三師会

東海市医師会、東海市歯科医師会、東海市薬剤師会を指す。

事前復興ビジョン

発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたもの。

シェルター

自然災害等から身を守るための場所のこと。

住民拠点SS（住民拠点サービスステーション）

停電時にも継続して営業できるように自家発電設備を備え、災害時でも地域住民に向けて燃料供給を続けることのできるガソリンスタンドのこと。

受援計画

災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボ

ランティア等、各種団体からの人的・物的資源等の支援・提供を効率的に活用するための計画のこと。

重要業績指標

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取り組みにおいて、数値化した指標等達成度合いをわかりやすく示したもの。「K P I（Key Performance Indicator の略称）」ともいう。

重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線で、機能強化や重点支援が実施される。

自立・分散型エネルギー

電力会社・ガス会社等の既存のエネルギー系統からのエネルギー供給が途絶えた場合でも、エネルギーを必要とする場所ごとに分散設置したエネルギー供給施設により、必要なエネルギーを確保する仕組みのこと。

震災復興都市計画

震災により都市基盤が未整備な市街地に大きな被害が発生した場合等において、住民との合意形成を図りつつ市街地開発事業等により迅速な復興を行うための計画のこと。

浸水想定区域

洪水浸水想定区域は、大雨により河川が増水し氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、他に高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域、大雨により下水道があふれた場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域、津波が発生した場合に浸水が想定される区域を津波浸水想定区域という。

生活不活発病

日常生活が「不活発」になることで、心や体の機能が低下し、様々な健康問題を生じやすい状態になること。外に出て人と接する機会が減少すると、誰かと話す機会も減り、心や口の機能低下につながりやすくなる。

た行

大規模盛土造成地

盛土造成地のうち以下に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼ぶ。

①谷や沢を埋めて造成された土地

… 盛土の面積が3,000㎡以上の場合

②傾斜面に沿って盛土造成された土地

… 盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ、盛土の高さが5m以上の場合

第二次救急医療機関

初期救急から搬送されてくる患者に対応する日が決められている病院(病院群輪番制)や、都道府県知事が認定した救急告示医療機関(救急指定病院)のこと。

タイムライン

災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

高潮

台風や発達した低気圧が海岸部を通過するときに海面が上昇する現象のこと。

湛水

水はけの悪い場所に水がたまる現象。洪水時に被害を引き起こす要因ともなる。

地区防災計画

一定の地域の住民や事業者が、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い(互助)について、自発的な防災活動に関する内容を定めた計画こと。

通行障害建築物

耐震改修促進計画で指定した優先して耐震化に取り組む路線に敷地が接する建築物のこと。

津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域のこと。津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう、津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成、避難施設の確保等、警戒避難体制を特に整備すべき区域を知事が指定する。

天端

構造物の最上部の面になっている部分のこと。特に堤防等の最も高い位置で水平になっている部分を指すことが多く、道路や歩道となっていることもある。

道路啓開

緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを確保するこ

と。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路のこと。

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある土地の地形や土地利用状況等について愛知県が調査した結果をもとに、知事によって指定された土砂災害のおそれがある区域のこと。土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある場所として指定される区域を「土砂災害特別警戒区域」という。

土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報のことで、都道府県と気象庁が共同で発表する。

トリアージ

災害時等多数の傷病者が発生した場合に、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用するため、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を決めること。

な行

内水

堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水のこと。これに対し、河川の水は外水と呼ぶ。大雨の際に側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれなくなるなど、内水の水はけが悪化し、建物や道路が水に浸かってしまうことを「内水氾濫」という。

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震のこと。前回の南海トラフ地震〔昭和東南海地震（昭和 19 年（1944 年））及び昭和南海地震（昭和 21 年（1946 年））〕が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評

価された場合等に気象庁が発表するもの。「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかのキーワードとともに発表される。

二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等が挙げられる。

法尻

法面（切土や盛土によって作られた人工的な斜面）の下側の終点のこと。

は行

ハザードマップ

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

非構造部材

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備等、建物の意匠や居住性の向上等を目的として設置される部材のこと。

被災宅地危険度判定

大規模な地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した際に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全確保を図ることを目的として、被災宅地危険度判定士が、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災した宅地の危険度を判定すること。

避難確保計画

洪水や土砂災害、津波、高潮、内水氾濫等が発生するおそれがある場合に、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画のこと。「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設は、洪水・土砂災害に関する避難確保計画の作成が義務化されている。

避難行動支援等関係者

避難行動要支援者の避難の実施に関係する人のこと。東海市では町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会、消防署、警察署が該当する。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児等、防災施策を考慮する上で特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人のこと。

避難行動要支援者名簿

災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿のこと。

避難所外避難者

災害発生時にさまざまな事情で自宅にとどまったり、車や親類方などに身を寄せたりして避難所以外での避難生活を送る人のこと。

避難情報

災害が発生するおそれがある場合に、住民の安全を確保するために自治体が発表する情報のこと。大雨、洪水、土砂災害、地震、津波などの危険が迫っている際に発令され、避難の必要性や行動を促す。

樋門（樋管）

堤防の中にコンクリートの水路を通し、逆流防止用のゲートが付いた施設のこと。洪水等によって、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）を流れる川や水路の水位より合流する側の川の水位が高い場合に、逆流を防止する。

複合災害

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象のこと。

福祉避難所

特別な支援を必要とする高齢者や障がい者、妊婦等を対象に設けられる、市指定の避難所のこと。

プローブ情報

走行している車のカーナビゲーションシステム等から収集される「時刻」、「位置」、「速度」等の情報のこと。プローブ情報を収集・分析して、移動支援や交通安全対策等に活用される。

防災リーダー

災害に対して正しい知識や防災活動の技術を取得した地域の実践的リーダーのこと。

ま行

マンホールトイレ

下水道管路等にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅

速にトイレ機能を確保することができる災害用トイレのこと。

密集市街地

老朽化した木造の建築物が密集し、十分な公共施設が整備されていないことなどにより、火事又は地震が発生した場合において延焼防止機能や避難機能が確保されていない市街地のこと。

モビリティ

人の移動手段、乗り物、交通システム等を意味する。

や行

輸送モード

主に「鉄道輸送」、「船舶輸送」、「航空輸送」、「トラック輸送」の4つに分類される輸送手段のこと。災害発生時には、円滑な支援物資輸送のため、多様な輸送モードの活用が求められる。

要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。その他、人工呼吸器使用者や人工透析患者など医療ニーズの高い方、妊産婦、外国人なども想定される。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。

ら行

ラストマイル

物流において、最終拠点からエンドユーザーへ受け渡すまでの最後の区間を指す。災害時には、支援物資を物資拠点から避難所に届けるまでの区間を指す。

罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市町村が証明するもの。

リスクコミュニケーション

様々なリスクに関して、行政、専門家、企業、住民等の関係者間で相互に情報や意見を交換し、相互理解を深めること。

リードタイム

主たる災害の発生時点から時間を遡った「個々が防災行動を実施するタイミング」と

「その防災行動」のために必要な時間のこと。

アルファベット（A～Z）

BCP

Business Continuity Plan（業務継続計画）の略称。災害発生後、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要な業務を継続し、万が一業務が中断した場合でも早期復旧が可能となるよう、優先業務の特定や復旧の目標、必要な要素の保全等を事前に定めた計画のこと。

CNG燃料自動車

Compressed Natural Gas（圧縮天然ガス）を燃料として走行する自動車のこと。天然ガスを気体のまま、高圧（20MPa）でガス容器に貯蔵する車両で、現在使用されている天然ガス自動車のほとんどがこのタイプである。

DEI

Diversity（ダイバーシティ：多様性）、Equity（エクイティ：公平性）、Inclusion（インクルージョン：包括性）の頭文字をとった言葉。

GNSS測量

Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）は、米国のGPS、日本の準天頂衛星（QZSS）、ロシアのGLONASS、欧州連合のGalileo等の衛星測位システムの総称であり、それらを用いた測量作業をGNSS測量という。

ICT

Information & Communications Technology（情報通信技術）の略称。パソコン、スマートフォン等、コミュニケーション等に関わる様々な通信技術の総称。

Jアラート

国が緊急地震速報や津波警報等の緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、登録制メール等を自動起動させることにより、人手を介さずに瞬時に住民へ伝達する全国瞬時警報システムのこと。また、国から携帯電話会社に配信したJアラート情報を携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。

Lアラート

災害発生時に、地方公共団体やライフライン事業者等が発信した情報や避難指示等を放送局やアプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民に必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する災害情報共有システムのこと。

L N G 燃料自動車

Liquefied Natural Gas（液化天然ガス）を燃料とする車両であり、天然ガスを液体状態で、超低温容器に貯蔵している。液化天然ガスの体積は気体時の 600 分の 1 となるため、少ない充填回数での長距離移動が可能となり、長距離移動の求められる北米、豪州、中国等で実用化されている。

L P G 燃料自動車

Liquefied Petroleum Gas（液化石油ガス）を燃料として走行する自動車のこと。大部分がタクシーやトラック等の業務用車両となっており、現在、日本のタクシー全体のおよそ 8 割が L P G 車となっている。特長としては、排気ガスがクリーン、航続距離が長い、リッター当たりの販売価格はガソリンより安く経済性にも優れているなどの長所がある。

N P O

Non-profit Organization の略称であり、「民間非営利団体」等と訳される。「非営利」とは、無償で活動を行うことではなく、利益を構成員間で分配しないという意味である。

P C B 廃棄物

P C B（ポリ塩化ビフェニル）を使用した電気機器等の廃棄物であり、有害のため特別な処分が必要となるもの。昭和 47 年以降、P C B の製造は禁止されている。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のプロセスを繰り返すマネジメントサイクルの一つであり、継続的な業務改善を推進する手法のこと。

S D G s

Sustainable development Goals の略称。平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」のなかで掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の開発目標で、17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、令和 12 年（2030 年）までに目標の達成を目指すもの。

S I P 4 D

国立研究開発法人防災科学技術研究所が開発を進めている、公共のための災害対応支援を目的とした情報共有のネットワークシステム（Shared Information Platform for Disaster Management）のこと。災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、防災情報の基盤的流通を担う仕組みである。

S N S

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

S S I D 「00000JAPAN」

災害時に通信事業者に限らず各法人・団体・個人が構築・提供する公衆無線 LAN を、誰でも利用することができる災害用の統一ネットワークとして無料で開放するもの。利用者は、S S I D と呼ばれる無線 LAN（Wi-Fi）に接続する際に指定するネットワーク名「00000JAPAN」を選択すれば、パスワード無しでインターネットに接続することができる。

4. 策定体制

(1) 検討会議設置要綱

東海市地域強靱化計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく東海市地域強靱化計画（以下「地域強靱化計画」という。）の策定について調査検討するため、東海市地域強靱化計画検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域強靱化計画の策定に関すること。
- (2) その他地域強靱化計画に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長及び15人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、委員のうちから市長が指名する者とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、検討会議を総括する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ市長の指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 検討会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第8条 委員長は、検討会議の事務を補助し、当該事務の個別事項について専門的に検討するため、必要に応じて部会及び作業部会を設置することができる。

2 部会及び作業部会は、市長が職員のうちから命じた職員をもって組織する。

3 部会及び作業部会に部会長及び副部会長を置き、市長が指名する職員をもって充てる。

4 部会及び作業部会は必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

5 第4条から前条までの規定は、部会及び作業部会に準用する。

(庶務)

第9条 検討会議及び部会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は委員長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

(2) 検討会議委員名簿

(敬称略・順不同)

職名	所属機関名	役職	氏 名
委員長	名古屋大学減災連携研究センター	特任教授	新井 伸夫
委員	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所	副所長	飯田 明弘
委員	国土交通省中部地方整備局 名古屋港湾事務所	副所長	板生 考司
委員	愛知県知多県民事務所	次長兼 県民防災安全課長	伊藤 哲浩
委員	愛知県知多建設事務所	企画調整監	鵜飼 俊男
委員	名古屋港管理組合	危機管理課長	家田 和典
委員	中部電力パワーグリッド(株) 緑営業所	所長	渡邊 三展
委員	東邦ガス(株)東海営業所	所長	小林 厚夫
委員	西日本電信電話(株)名古屋支店	災害対策室 担当課長	小野川 知秀
委員	東海商工会議所	専務理事	下村 一夫
委員	あいち知多農業協同組合	東海地域 担当理事代表	近藤 功
委員	東海市危険物安全協会	会長	矢久保 剛
委員	東海市臨海工業地帯保安連絡協議会	東レ東海工場 環境保安課長	福田 忠晴
委員	東海市コミュニティ推進地区連絡協議会	会長	鈴木 加奈美
委員	東海市社会福祉協議会	事務局長	神野 規男
委員	東海市	副市長	佐治 錦三

5. 改定経緯（令和6年度改定）

（1）防災担当者説明会等

開催日	説明事項
令和6年(2024年) 8月7日	○東海市地域強靱化計画について ○東海市地域強靱化計画の改定方針について ○推進方針、アクションプランの見直しについて
令和6年(2024年) 8月9日 (書面開催)	○東海市地域強靱化計画の改定について ○推進方針、アクションプランの見直しについて
令和6年(2024年) 11月6日 (書面開催)	○東海市地域強靱化計画の改定について ○推進方針、アクションプランの見直しについて

（2）関係会議

会議名	開催日	報告事項
防災対策会議 幹事会	令和6年(2024年) 11月21日	○東海市地域強靱化計画の改定について
防災対策会議	令和6年(2024年) 12月16日	○東海市地域強靱化計画の改定について
防災会議	令和7年(2025年) 1月23日	○東海市地域強靱化計画の改定について

東海市地域強靱化計画

編集・発行 東海市 総務部 防災危機管理課
令和元年(2019年)12月 策定
令和3年(2021年)3月 改定
令和7年(2025年)3月 改定

〒476-8601

東海市中央町一丁目1番地

電話 052-603-2211(代表)

<https://www.city.tokai.aichi.jp>

